

2021 (令和3) 年度

政策・制度予算に対する要請回答

泉南地区

貝塚市	(要請)	2020年	11月	17日	(回答)	2021年	1月	28日
泉佐野市	(要請)	2020年	11月	18日	(回答)	2021年	2月	12日
泉南市	(要請)	2020年	11月	18日	(回答)	2021年	3月	1日
阪南市	(要請)	2020年	11月	10日	(回答)	2020年	12月	17日
田尻町	(要請)	2020年	11月	18日	(回答)	2021年	2月	24日
熊取町	(要請)	2020年	11月	18日	(回答)	2021年	2月	26日
岬町	(要請)	2020年	11月	18日	(回答)	2021年	1月	18日



【目次】

1. 雇用・労働・WLB施策.....	- 1 -
2. 経済・産業・中小企業施策.....	- 10 -
3. 福祉・医療・子育て支援施策.....	- 15 -
4. 教育・人権・行財政改革施策.....	- 32 -
5. 環境・食料・消費者施策.....	- 41 -
6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策.....	- 46 -
7. 大阪南地域協議会統一要請.....	- 61 -
8. 泉南地区協議会独自要請.....	- 63 -
新型コロナウイルス感染症対策に関する予算要請（回答）.....	- 69 -
《政策予算要請 用語集》.....	- 85 -

※回答は、連合大阪大阪南地域協議会ホームページにも掲載しています。
トップページの「主張・提言」よりご覧いただけます。
<http://chikyo.rengo-osaka.gr.jp/osaka-minami/>



1. 雇用・労働・WLB施策

(1) 就労支援施策の強化について

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について <補強>

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

(回答)

貝塚市
「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された支援策と連携できるよう、就労等相談支援を行ってまいります。ひきこもり等により社会参加に向けた支援を必要とする方に対しては、その状態、ニーズに合わせた支援が必要であり、また多くの場合生活困窮の問題も内在していることから、生活困窮者自立支援相談と一体的に行い相談支援体制を充実させております。
泉佐野市（まちの活性課）
就職氷河期世代に対し、当該プラットフォームに示されたとおり、大阪府とも連携しながら農業等の地域の担い手不足の解消といった地域課題を解決する取り組みを通じた就労支援策の実施を検討してまいります。
泉南市（産業観光課）
就職氷河期世代への就労支援については、同プラットフォームの主体となる大阪労働局や市福祉部局との情報共有に努めるほか、地域就労支援センターや地域労働ネットワーク推進会議を通じて地域への施策反映に努めます。
阪南市（まちの活力創造課）
現在も様々な課題に直面している就職氷河期世代の方々について、就職・正社員化の実現、多様な社会参加が実現できるよう、国や大阪府などの関係機関と連携を図るとともに、その実態やニーズに沿った取り組みについて研究を行い、安定就職に向けた支援を検討してまいります。 なお、本市の本年度の職員採用試験において、就職氷河期世代の採用募集を実施しています。
田尻町
就職氷河期世代への支援については、地域就労支援コーディネーターがハローワークやサポステと連携して就労支援を行う事や各種福祉サービスと連携するなど、相談者のニーズに応じた相談支援に努めてまいります。
熊取町（産業振興課）
本町が行う福祉サービスと連携するとともに、国、大阪府労働局等の関係機関と連携し、就職氷河期世代の実態把握やニーズに沿った支援に努めて参ります。
岬町（しあわせ創造部）
就職氷河期世代の支援については、いきいきネット相談支援センターの相談窓口において、就職氷河期世代の活躍支援の取り組み強化を図っているところです。今後も就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう、関係機関と密に連携し、取り組んでまいります。

②地域での就労支援事業強化について <継続>

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
コロナ禍において悪化する労働環境の中であっても、生活困窮者自立支援制度と一体的な就労支援を行うなど、相談者への適切かつ効果的な助言・援助を行ってまいります。また、感染拡大状況等も注視した上で、引き続き雇用の創出、確保に取り組み、雇用維持に努めてまいります。 本市も所属している泉南地域労働行政機関運営委員会において雇用問題や働き方改革等をテーマにし	

た労働問題講座を開催しており、雇用の維持や働き方改革を推進しております。	
泉佐野市 （まちの活性課）	※下線部追加
<p>地域就労支援事業について、既存の「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」や「阪南地域労働ネットワーク」に参画し、他市の事例等を参考にしながら、効果的な就労支援施策の実施に向けて取り組んでまいります。また、感染症拡大によって変革が生じている労働市場においても就職に結びつきやすい資格取得を支援するなど、時勢に応じた就労支援や、合同就職面接会等の実施を通じて、地域の需給に応じた労使のマッチング機会を提供し、需給におけるミスマッチの解消と雇用促進に努めます。</p>	
泉南市 （産業観光課）	※従前と変わらず
<p>地域の就労困難者を効果的に支援するため、地域就労支援センターと他の就労支援機関と事例を共有し、連携して事業を進めます。また、本市が参画する地域労働ネットワーク推進会議を通じて情報を共有し、地域への施策反映に努めます。</p>	
阪南市 （まちの活力創造課）	※下線部追加
<p>市町村就職困難者就労支援担当職員（就労支援コーディネーター）等研修会において、当該事業の取り組み状況の意見・情報交換等を行い、好事例など情報共有するとともに、大阪府労働環境課や高石市以南の市町及び関係機関で構成する「阪南地域労働ネットワーク」では、労働相談実務に関する研修会や意見・情報交換の実施など、関係機関相互の連携と担当者の対応能力の向上を図っております。</p> <p>コロナ禍における労働環境の悪化に対しては、関係機関等との連携を強化し、他市町の好事例を参考に事業強化を図るとともに、担当者の資質向上や地域の実情を踏まえ創意工夫し、効果的な体制・支援制度となるよう努めてまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>本町が実施する就労支援事業については、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」で紹介される好事例等を参考にし、事業の強化を図ってまいります。また、コロナ禍における雇用環境の悪化については、本町独自の支援策等により、雇いを維持してもらえよう努めてまいります。就職困難者については、「地域労働ネットワーク」を積極的に活用し近隣市町及び商工会等で開催される合同就職説明会等へ誘導するなどし、就労に至るまで支援を行ってまいります。</p>	
熊取町 （産業振興課）	※従前と変わらず
<p>現在、就職困難層に対する支援については、本町就労支援センターを設置し、就労支援コーディネーターによる相談を行うと同時に就職困難者等支援策として、資格取得に取り組む方への補助や、ハローワークと連携し出張就労支援セミナーを開催しております。</p> <p>なお、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会にも参画し、情報収集等にも努めております。</p> <p>また、「地域労働ネットワーク」を活用し、他市町の実例等を情報収集するとともに、これまでの相談事例やオンライン提供によるハローワークの求人情報を基に、総合的な視点できめ細やかな支援を引き続き行って参ります。</p>	
岬町 （都市整備部）	※下線部追加
<p>就労支援体制の充実・強化を図るため、地域就労支援センターや担当窓口において就労・労働相談の受付や就労環境整備など未就労者の支援を行っております。今後も引き続き、関係機関との連携を図るとともに、<u>コロナ禍における状況の変化に柔軟に対応できるよう</u>、地域の雇用労働対策の充実に努めてまいります。</p>	

③障がい者雇用の強化について <継続>

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇いをより一層促進すること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
<p>本市においては、保健所、泉州中障害者就労・生活支援センター、ハローワークの専門援助部門などと連携し、きめ細やかな寄り添い支援を行うことで、障害者の就労支援や職場定着に取り組んでいるところ です。</p> <p>また、障害者の雇用促進ならびに職場定着には、事業者の障害への理解が最も重要であるため、大阪府や大阪障害者職業センター等が実施する事業者向けの障害者理解・配慮に関する研修の広報に今後も協力してまいります。</p> <p>なお、本市の職員採用試験につきましては、身体障害者手帳の交付を受けている方に加え、令和元年度の採用試験より療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、または指定機関等で知的障害があると判定された方も対象とした採用枠を設け実施しております。</p>	
泉佐野市 （まちの活性課、地域共生推進課）	※下線部追加
<p>障害者の就労支援については、障害者総合支援法に基づく各種就労支援サービスと本市の相談支援体制を活用し、一人ひとりの適性や個性を活かして働き続けることができるよう、就労支援機関と連携し、就労するにあたっての基礎的訓練から職場定着、又は離職後の再就職に至るまで、切れ目のない支援体制の整備に努めてまいります。</p> <p>また、「<u>泉佐野市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針</u>」に基づき、本市が契約によって調達する物品及び役務について、<u>可能な限り障害者就労支援施設や特例子会社からの優先的な調達を推進し、障害者就労支援施設等の経営基盤等を強化するよう努めてまいります。</u></p> <p>泉佐野市就労支援フェア・高年齢者雇用促進フェアにおいて、「合同就職面接会」を開催し、引き続き、出展企業より「障がい者求人」の提供を求めていくことにより、求職者の雇用や出展企業側の障がい者雇用につなげてまいります。各種法令の遵守につきましては、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。</p>	
泉南市	※従前と変わらず
<p>（産業観光課）</p> <p>就労困難者支援を効果的に推進する観点から、地域就労支援センター等と連携を図ります。障害者に対して相談できる体制が整っている支援団体等の情報を、地域労働ネットワーク推進会議や研修会を通じて交換を行い、きめ細やかな支援を図ります。</p> <p>（障害福祉課）</p> <p>障害者総合支援法における就労移行支援、就労定着支援サービスにより、今後も、障害者の就労を支援します。</p>	
阪南市 （市民福祉課、人事課）	※従前と変わらず
<p>「障がい者雇用ゼロ企業」に対しての事業所訪問やカウンセリングなどは、状況に応じて、ハローワーク障がい者就労支援担当や障害者就業・生活支援センターと連携してまいります。</p> <p>精神障がい者の職場定着に向けて、就労後の定着支援である就労定着支援を実施しており、就労定着支援事業所と連携しながら相談支援体制の充実を図ってまいります。</p> <p>また、障がい者雇用については、自治体の法定雇用率を達成するとともに、募集・採用時の配慮と併せ職場の環境づくりなども検討してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>企業の障害者雇用については、国や大阪府、関係団体と連携しながら、事業者の障がい者雇用に関する企業向けセミナーを活用するなどし、事業所における課題解決の支援及び助成金の活用方法等の情報啓発に努めてまいるとともに、障害者の就労支援については、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行される方の人数等を障害福祉計画の数値目標として掲げているところであり、一般就労移行事業所の利用者数においても、一般就労に結び付いた数においても着実に実績を上げているところ です。</p> <p>精神障害者はもとより、身体障害者や知的障害者も含め、職場定着については、これまでも就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所などと連携してきたところであり、また平成30年度からは就労定着支援事業も開始されたことから、相談体制をより充実させております。</p>	

熊取町（障がい福祉課）	※従前と変わらず
<p>障がい者の就労支援については、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスとして、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」や就労移行支援等を利用して新たに雇用された障がい者の方が継続して就労できるよう相談・助言を行う「就労定着支援」を必要な方に支給しております。</p> <p>また、障がい者の就労支援と職場定着のため、引きつぎ大阪府の指定により障がい者の方から就業に関する相談や障がい特性を踏まえた雇用管理について、事業所に対する助言や生活面での支援を行っている泉州南就業・生活支援センターやハローワークとの連携を引き続き行って参ります。</p>	
岬町（まちづくり戦略室）（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>障がい者の就労支援と職場定着については、関係機関と連絡を密にしてその取り組みを進めているところです。今後も岬町障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき着実に支援を継続してまいります。また、本町での職員雇用における障がい者の法定雇用率を下回らないよう留意し、職場環境の改善に努めてまいります。</p>	

(2) 男女共同参画社会の形成（推進）に向けて ★重点項目

①女性活躍推進について <補強>

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市民に分かりやすい資料等で公表し、市の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。
(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>本市においては、貝塚市男女共同参画計画（第3期）コスモスプランに基づき、令和4年度末までに目標を達成するべく女性活躍の推進に努めており、市広報やホームページ等を通じて審議会等委員に占める女性割合や市職員管理職の女性登用状況等を公表しております。令和4年度に貝塚市男女共同参画計画（第4期）コスモスプランにおいて、女性活躍推進法に基づく推進計画を一体的に策定予定で、更なる男女共同参画を推進する施策を盛り込むよう努めてまいります。</p>	
泉佐野市（人権推進課）	※下線部追加
<p>「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」に「女性活躍推進法」を規定する「市町村推進計画」を包含して策定し、市民、事業者・企業、関係団体や関係機関と連携しながら、全庁的に施策を進めています。本行動計画においては、計画推進の指標項目と目標値を設定し、毎年度実施計画及び進捗状況を把握・評価しております。また、今年度はコロナ禍の中、例年よりは回数は減っているものの、女性活躍推進に関する講座を実施しました。行動計画に掲げている「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という考え方の周知や「子育て、介護支援の拡充」、「男性にとっての男女共同参画の推進」に向けて親子を対象とした講座や女性の健康保持促進の講座を実施しました。</p> <p>さらに、市役所及び女性センターにおいて女性のための相談事業についても、コロナ感染症対策を行いながら継続して実施し、少しでも女性が安心して生活し、働けるよう支援しているところです。</p> <p>今後も、引き続き「女性活躍推進法」や「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、女性の活躍促進に努めてまいります。</p>	
泉南市（産業観光課）	※下線部追加
<p>（人権推進課）</p> <p>2018年の第3次せんなん男女平等参画プラン改訂に際し、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画を追加し、毎年度その進捗状況について市ウェブサイトで公表しています。また、第4次の新たなプラン策定にあたっては、それらから生じる課題分析等を行い、この女性活躍推進並びに男女平等参画に向けた、より一層の取組等について活力ある社会づくりに資する計画の策定に努めます。</p>	
<p>（人事課）</p> <p>本市においては「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の能力・経験を幅広い職域での活用に努めます。また、政策及び行政サービスの質を向上させるため、適格者を積極的に登用し、管理職に占める女性職員の割合の増加に努めます。</p>	

阪南市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>「女性活躍推進法」に規定する市町村推進計画にあたる阪南市男女共同参画プラン（第3次）の着実な推進に向け、本市の実情を踏まえた施策を立案するとともに、庁内の推進体制を整備し、毎年進捗状況の調査を行っています。</p> <p>また、各事業の実施状況や目標の達成状況は、阪南市男女共同参画推進審議会に報告して評価を受け、計画の進捗状況を市民にわかりやすく公表しています。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>現行のプランである「第2次田尻町男女共同参画プラン」は2015（平成27）年3月に策定され、計画期間は2015（平成27）年度から2024（令和6）年度までの10年間となっております。プランにおいても「男女共同参画社会を築くためには、一人ひとりが男女平等の意識を徹底し、家庭や社会など生活のあらゆる場面で性別による役割分担意識を払拭することがすべての基礎になります。」とあり、さらなる積極的な啓発と情報提供の充実を図ることが必要であるとしています。</p> <p>同プランの改定に際しては、女性活躍推進法に基づく推進計画を含むものとして策定したいと考えております。</p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課）	※下線部追加
<p>平成30年3月に、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を含めた、熊取町第2次男女共同参画プランの改訂をおこない、これらの実施状況につきましては、毎年、男女共同参画推進審議会において、取り組み実績等を審議をいただくとともに、情報公開コーナーにおいて公開しております。</p> <p>なお、新プランの策定時においては、引き続き、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる公正で多様な社会の実現に向けた施策について、国等の取り組みも参考にしながら検討をおこなってまいります。</p>	
岬町（まちづくり戦略室）（総務部）	※下線部追加
<p>「次世代育成支援対策法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく岬町特定事業主行動計画に沿った施策における「取り組みの成果」や「今後の課題」について、本町の特徴を含め、住民の皆様に広く周知できるよう、情報提供に努めてまいります。</p> <p>また、本町においては女性の積極的な登用に努め、「ジェンダー平等」を目指してまいります。本町における新たな男女参画プランにつきましては、固定的性別役割分担意識の解消につながる具体的な施策を盛り込み、「ジェンダー平等」の姿勢をアピールするべく、関係機関と連携を図りながらプランの策定に努めてまいります。</p>	

②女性活躍推進法の改正について <新規>

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

（回答）

貝塚市
<p>「女性活躍推進法」の趣旨が認知されるよう、国や大阪府などの関係機関とともに市内事業者へ周知しております。</p> <p>また、大阪府または大阪労働局が実施している女性活躍促進法関連の説明会やセミナーについて、貝塚商工会議所と連携し引き続き周知に努めてまいります。</p>
泉佐野市（まちの活性課）
<p>前述のとおり、「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」に基づき、市民、事業者・企業、関係団体や関係機関と連携しながら、女性の活躍できる施策を進めてまいります。</p> <p>また、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。</p>
泉南市（人権推進課）
<p>女性活躍推進法に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援や就労の場における男女平等の促進等に努めるとともに、2022年4月からの改定内容についても国のポスターやチラシを活用し、周知します。</p>

阪南市 （人権推進課、まちの活力創造課）
<p>現代社会において、根強い固定観念や役割分担意識、慣習にとらわれることなく女性も男性も共に一個人として自立し、教育、文化等あらゆる分野に対等に参加・参画するべきものとした考え方等を啓発していくため、市民活動団体と連携し、講座を開催しています。</p> <p>そのような中、女性の活躍推進については、本市の地域就労支援事業の一つとして、令和2年10月に女性を限定とした「在宅ワークセミナー」を開催するなど、女性の就業支援施策にも努めております。</p> <p>女性活躍推進法の趣旨が今後より多くの現場で認知されるよう、労働基準監督署の他、国、大阪府、商工会等とも連携しながら、周知に努めてまいります。</p>
田尻町
<p>労働局や大阪府と連携し、情報収集に努めるとともに町広報誌やホームページの活用、国や大阪府が作成した企業向けのチラシの設置を引き続き行っていきます。また、住民から相談があった場合も適切なアドバイスができるよう努めてまいります。</p>
熊取町 （人権・女性活躍推進課）
<p>女性活躍推進法に関する周知については、引き続き、町広報紙・ホームページ等において周知をおこなうとともに、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会においても、定期的に研修会や会員向けの情報紙にて周知をおこなうなど、男女共同参画の意識の醸成を図ってまいります。</p>
岬町 （総務部）
<p>女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現するために、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供や、仕事と家庭の両立支援等を図れるよう、労働基準監督署並びに、大阪府、関係機関等と連携を図りながら、本町における対象事業者にて2022年の「一般事業主行動計画」策定に向けた周知活動を、積極的に行うよう努めてまいります。</p>

（3）労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について <継続>

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

（回答）

貝塚市	※下線部追加
<p>働き方改革関連法及び改正労働施策総合推進法の内容については、大阪府や貝塚商工会議所とも連携し周知しております。</p> <p>また、本市も所属している泉南地域労働行政機関運営委員会において各種雇用労働問題に関する講座を開催し労働法制の周知に努めており、労働相談を受けた場合には、大阪府や大阪労働局など専門機関への紹介を行っております。</p>	
泉佐野市 （まちの活性課）	※下線部追加
<p>岸和田市、貝塚市及び大阪府やハローワーク等で構成する泉南地域労働行政機関運営委員会にて、事業主等へ向けたセミナー等を実施してまいります。また、パワハラ防止等について、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。</p>	
泉南市 （産業観光課）	※下線部追加
<p>「同一労働同一賃金」の法整備が制定された後、機会を捉えて情報を発信し、周知に努めます。「働き方改革関連法」、「改正労働施策総合推進法」につきましては、大阪労働局と情報共有を図り、労務管理やワークルールについての周知啓発を行います。</p> <p>また増加しつつある労働問題については、労働相談事業を通じてその解決に取り組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発するとともに関連する相談に対しては、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に努めます。</p>	

阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
各種労働法制の改正による混乱等が生じないよう、国や大阪府、商工会等関係機関と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等のさまざまな媒体を活用し、啓発活動や相談機能の強化に取り組むとともに、労働基準監督署や大阪府等の労働相談窓口への円滑な誘導に取り組んでまいります。	
田尻町	※下線部追加
本年2月の町広報において記事を掲載して周知するとともに、今後も労働基準監督署や大阪府と連携し周知してまいります。また、住民から相談があった場合も適切なアドバイスができるよう努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※下線部追加
各種労働法制の周知については、国、大阪府労働局等関係機関と連携と図りながら、広報紙、ホームページ等により啓発に努めて参ります。 また、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等については、近隣市町の状況も確認し、調査研究して参ります。	
岬町（まちづくり戦略室）	※従前と変わらず
今後も「働き方改革」の推進や「パワハラ防止」に関しては、関係機関と連携を図りながら、周知に努めてまいります。	

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について <補強>

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

(回答)

貝塚市
外国人労働者の適正な雇用や労働条件の確保については、ハローワークと連携し周知しております。また、外国人向けの就労相談体制については、多言語化に対応したハローワークの専門部門等とも連携し、可能な限り相談者に配慮した相談支援を行ってまいります。
泉佐野市（まちの活性課）
事業所等が外国人材を受け入れるにあたり、安定的かつ持続的な事業活動等に対して必要な支援を行います。具体的には、外国人材を受け入れる企業に定着する基盤整備を目的として、その中核を担う外国就労者受入サポートセンターの活動を支援してまいります。
泉南市（産業観光課）
新型コロナの終息後、増加することが予想される外国人労働者に対しては、地域就労支援センター等と連携を図り、定着できる職場への就労支援を図ります。外国人労働者に対する相談・支援整備については、大阪労働局と情報を共有し、啓発に努めます。
阪南市（まちの活力創造課）
国や大阪府等と連携を図りながら、さまざまな媒体を活用し、適切な窓口への誘導を行い、支援体制の整備・拡充を検討してまいります。
田尻町
国や大阪府、近隣市町などと連携し、多言語による情報提供を実施するとともに、相談・支援体制については、今後のニーズに応じた相談体制の強化を図ってまいります。
熊取町（産業振興課）
外国人労働者を取り巻く職場体制の充実については、関係機関と連携し、検討して参ります。
岬町（都市整備部）
外国人労働者が安心して働けるよう国や大阪府などの関係機関と連携し、支援機関等の案内等、相談機能の充実に努めます。また、本町において必要とされているサポート内容などニーズ把握に努め、支援体制の充実に向けた検討を進めてまいります。

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について <継続>

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

(回答)

※前回は女性・若者を中心とした要請の為、回答が異なる

貝塚市
外国人への就労支援については、多言語化に対応したハローワークの専門部門等とも連携した上で、生活支援と同様に、他の自治体の事例を参考にし、可能な限り相談者に寄り添い配慮した相談支援を行ってまいります。
泉佐野市（まちの活性課）
事業所等が外国人材を受け入れるにあたり、安定的かつ持続的な事業活動等に対して必要な支援を行います。具体的には、外国人材を受入れる企業に定着する基盤整備を目的として、その中核を担う外国就労者受入サポートセンターの活動を支援してまいります。
泉南市（産業観光課）
新型コロナの感染拡大が終息し、受入環境が整えば、外国人材へのニーズは再度高まることが予想されます。このため外国人による地域コーディネーターの配置等、様々な先行事例を念頭に、互いに共存できるための労働環境の整備について検討します。
阪南市（まちの活力創造課）
外国人労働者の活躍推進に向けて、国や大阪府、ハローワークなど関係機関と連携を図るとともに、その実態や効果的な取り組みについて調査・研究を行い、安心して働くことができる環境整備の支援に努めてまいります。
田尻町
国や大阪府、近隣市町などと連携し、多言語による情報提供を実施するとともに、相談・支援体制については、今後のニーズに応じた相談体制の強化を図ってまいります。
熊取町（産業振興課）
就労支援について、現在、地方創生交付金を活用した事業は行っておりませんが、引き続き、先行団体の事例や国の動向など情報収集に努めて参ります。
岬町（総務部）
本町では、国籍を問わず、創業支援や農業・漁業に就労される方への支援を実施するとともに、ビジネスプランコンテストを開催しています。また、企業立地促進条例を制定し、企業誘致による地域の雇用の場の確保、誘致企業への地域住民の雇用促進に対する支援を実施しています。令和3年度につきましては、SDGsが掲げる目標内容を踏まえ、引き続き岬町に根ざした創業、就労支援の取り組みに努めてまいります。 外国人に対する事業者の理解は、言葉や文化の違い等により、なかなか進んでいない状況があることから、町内事業者に向けた啓発を行ってまいります。外国人の就労における課題解決に向けて、多言語で対応できる相談窓口や相談員の設置、外国人労働者の生活に関する支援、また、災害時など、緊急時の連絡・支援、地域生活のルールに関する支援など関係機関と連携し、就労支援の取り組みに努めてまいります。

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について <新規>

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

(回答)

貝塚市
技能習得の支援については、大阪府が運営する職業訓練を周知しております。また、本市においては企業の人手不足を解決する一助として、企業向けの人材確保セミナーを開催しております。

泉佐野市（まちの活性課）
近畿経済産業局等の関係団体、並びに地元企業等と連携し、他市の事例を参考にしながらオープンファクトリーの実施などを通じ、地域の産業の魅力発信・人材育成等を検討してまいります。
泉南市（産業観光課）
近畿職業能力大学やOSAKAしごとフィールド、ハローワーク等との連携を図り、技能習得の機会情報の提供に努めるほか、商工会主催による合同企業就職面接会「ワークフェア」等の情報も合わせて発信し、就労機会の情報提供に努めます。
阪南市（まちの活力創造課）
国や大阪府、ハローワークと連携し、各分野における技能習得の支援やその仕事の魅力の発信にかかわるイベント等の周知を広報誌、市ウェブサイト及び窓口で引き続き実施してまいります。
田尻町
人材の育成・確保については、商工会議所と連携し経営指導に努めるとともに合同就職面接会に参画し事業者の支援をしてまいります。また、「大阪府事業承継ネットワーク」に参画し、技術継承や後継者育成、事業承継等についても支援に努めてまいります。
熊取町（産業振興課）
国、大阪府労働局等の関係機関と連携を図りながら、人材育成・確保に向けた施策を検討して参ります。また、本町の施策である、就業資格取得助成金について、活用いただけるよう、広くPRに努めて参ります。
岬町（都市整備部）
大阪府や商工会などの関係機関と連携し、基幹人材の育成や確保に必要な情報提供に努めてまいります。

(6) 治療と職業生活の両立に向けて <継続>

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

（回答）

貝塚市	※下線部追加
本市においては、 <u>がんが市民の死亡の最大の原因となっている現状に鑑み、がん対策基本法の趣旨を踏まえ、平成30年4月に「貝塚市がん対策推進条例」を制定し、市民とともに総合的ながん対策を推進しているところです。</u> 働く世代のがん患者の就労支援につきましては、 <u>ハローワークと連携し、可能な限り、がん患者に寄り添った就労支援に努めてまいります。</u>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
がんをはじめ治療を必要とする労働者が、安心して治療と仕事の両立ができる環境整備に向けて、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、事業者の理解が深まるよう周知啓発に努めてまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
がん対策基本法の改正の周知とともに、病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主が適切な配慮が行えるよう、情報を発信し啓発を行い、併せて大阪労働局をはじめとする関係機関との情報共有に努めます。	
阪南市（健康増進課、まちの活力創造課）	※従前と変わらず
厚生労働省委託事業である「がん対策推進企画等連携事業」が作成した「がん対策推進企業アクション」のチラシやポスター等を活用し、「がんでもやめない、やめさせない」啓発活動に引き続き取り組むとともに、「がん検診受診率アップ」に向け、保健センターだけでなく、阪南市防災コミュニティセンターや各地域で健康教育、健康相談等を行うことで、病気の早期発見・早期治療に努め、病気を抱える労働者の減少、病気の重症化の防止が図れるよう取り組んでまいります。	
また、病気の治療と仕事の両立を図り、病を患った人が生きがいを感じながら働けるよう、国や大阪府など関係機関と連携を図るとともに、ニーズを踏まえた両立支援体制について研究してまいります。	

田尻町	※従前と変わらず
事業主に対し、労働基準監督署・大阪府・商工会議所や医療機関などと連携し、病気の治療と職業生活を両立する労働者のニーズやその対策等について周知を図ります。また、適切な支援策を紹介するため必要な情報を収集等することで、その支援に繋げてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
病気を抱える労働者を取り巻く職場体制の充実については、関係機関と連携し、検討して参ります。また、事業主に対する啓発活動や情報提供などに取り組んで参ります。	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
がん等の治療を行いながら働く労働者に対して適切な配慮を行うよう、事業主への啓発や情報提供などに積極的に取り組んでまいります。また、本町においては、肝がんの罹患率、死亡率が全国平均よりも高いという健康課題があり、肝疾患対策に取り組んでいます。働く世代に対しても保健師による訪問指導、医師による個別相談を実施し治療に取り組めるよう助言しています。	

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①ものづくり産業の育成強化について <継続>

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
本市においては、中小企業積極的事業展開促進補助金制度や中小企業産業財産権取得促進補助金制度により販路開拓や知的財産の活用の促進を図っております。インストラクターの養成については考えておりませんが、厚生労働省が創設した「ものづくりマイスター制度」の周知を行っております。	
泉佐野市（まちの活性化課）	※下線部追加
本市の地場産業であるタオル産業について、他の支援機関と連携しながらタオルのブランディングに努めることで、同産業の振興に努めてまいります。また、製造分野における生産性向上のため先端設備導入促進支援に努めてまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
商工会と連携して、ものづくり産業の育成を進めるツールの1つとして、MOB I Oや大阪府よろず支援拠点を活用し、企業に対して必要な情報を周知します。また、女性のものづくり企業をはじめとする市内の企業、事業所が保有する貴重な技術を広く周知するため、ウェブサイトやSNS、情報誌を活用したPR活動を実施します。	
阪南市（まちの活力創造課）	※下線部追加
本市では、阪南市商工会が阪南ブランド十四匠として、ものづくり企業に対しての認証を行っております。また、ものづくり産業の維持はもとより、種々の事業においてプロモーション活動を行い、販路開拓を図るなどものづくり産業の強化に努めております。	
田尻町	※従前と変わらず
ものづくり支援については、国や大阪府等からの情報収集に努めることにより、多くの情報を発信できるよう努めてまいります。また、MOB I Oと連携し、引き続き、支援施策の充実を検討してまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
本町では、零細企業が圧倒的多数であり、技術力や商品企画力、新製品開発力の強化など多くの課題を抱えていますが、このような中で、技術を有効に活用できる人材の育成など、大阪府、商工会を含む	

各種関係機関との連携を図って参りたいと考えます。

また、産業活性化基金を活用した支援メニューによる、中小企業者に対する支援施策や各種セミナーなどの情報について、ホームページを充実し、広報、啓発チラシ等によりPRして参ります。

岬町（都市整備部）

※従前と変わらず

本町では平成22年度から泉南市、阪南市及び熊取町の商工会等が開催する「ものづくり展」への支援を行う等、ものづくり産業の育成に努めています。今後も引き続き、ものづくりに取り組む中小企業支援に向け積極的に支援するとともに、MOBIOなど関係機関の積極的な活用や生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の優遇制度の継続実施等、ものづくり産業の育成強化に努めてまいります。

②若者の技能五輪への挑戦支援について <継続>

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

(回答)

貝塚市

※下線部追加

中小企業に働く若者が技能五輪大会に参加しやすいように周知に努めてまいります。また、職業能力開発施策に関する情報としては、「ものづくりマイスター制度」や府が実施する講座等の周知を行っております。

泉佐野市（まちの活性課）

※従前と変わらず

ものづくり産業を中心とする企業で働く若者が、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦できるよう周知の強化に努めてまいります。

泉南市（産業観光課）

※従前と変わらず

現在、直接該当するような事業は行っていませんが、商工会等と連携し、広く情報発信を行います。

阪南市（まちの活力創造課）

※下線部追加

商工会等の機関と連携し、ものづくり産業に従事する若者世代に対して、技能五輪全国大会・技能五輪国際大会への挑戦の機運醸成のための情報発信を行うとともに、事業者に対する情報発信及び周知を行ってまいります。

田尻町

※従前と変わらず

若者の技能五輪への挑戦支援については、国や大阪府、関係機関などから情報を収集し、広報や町ホームページを活用して情報発信に努めてまいります。

熊取町（産業振興課）

※従前と変わらず

技術を有効に活用できる若手人材の育成など、大阪府、商工会を含む各種関係機関との連携を図って参りたいと考えます。また、産業活性化基金を活用した支援メニューにより、中小企業者への支援を行うと同時に、若者に対する支援施策や各種セミナーなどの情報についてホームページを充実し、広報、啓発チラシ等によりPRして参ります。

岬町（都市整備部）

※従前と変わらず

中小事業所に対し、技能五輪の十分な周知が図れるよう、町広報紙や町内イベント等を活用するほか、商工会など関係機関とも連携し周知及び支援に努めてまいります。

③中小・地場企業への融資制度の拡充について <継続>

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

(回答)

貝塚市

※下線部追加

本市が実施する小規模事業者向けの制度融資の斡旋をはじめ、大阪府が実施する中小企業向けの融資制度や、本市で行っている信用保証料の補給金交付制度などの補助制度について、引き続き市広報やホ

ホームページにて周知してまいります。

返済猶予につきましては、金融庁が金融機関に対し返済猶予の条件変更について迅速かつ柔軟に対応することを要請しているため、新型コロナウイルス感染症の影響を受け返済困難になった方から相談があった場合は、取引先の金融機関への紹介を行っております。

泉佐野市（まちの活性課）

※下線部追加

融資制度につきましては、大阪府や関係機関と連携し、各種の制度融資の情報を市広報紙等活用しながら効果的に周知し利用促進を図ります。また、コロナ禍においては、セーフティネット4号、危機関連保証などの期間延長や、日本政策金融公庫、大阪府制度融資等の新たな融資メニューの創設等があった場合、迅速な周知に努めてまいります。

泉南市（産業観光課）

※従前と変わらず

大阪府制度融資及び日本政策金融公庫融資等と連携した利子補給事業、中小企業退職金共済掛金補助事業を核として、経営基盤が脆弱な中小事業者に対する支援に努めます。

阪南市（まちの活力創造課）

※下線部追加

大阪府制度融資等が実効性のある制度となるよう、関係機関と連携して事業者以案内を行うとともに、市ウェブサイト及び窓口等で周知してまいります。

また、事業者の制度利用にあたっては、地域の金融機関と連携したワンストップ窓口によって、迅速な対応を実施してまいります。

田尻町

※従前と変わらず

中小・地場企業が迅速かつ効果的な融資制度を有効活用できるよう、商工会議所、金融機関等と連携し、広く情報提供してまいります。

熊取町（産業振興課）

※従前と変わらず

中小企業者等の円滑な資金調達に係る融資の信用保証料に対する補助については、産業活性化基金を活用し、町制度融資及び大阪府制度融資における信用保証料の補助を引き続き行うほか、マル経融資への利子補給を行います。また、制度融資については、利用者が有効利用していただけるよう、町広報や商工会等関係機関を通じて、各種制度融資の情報を提供して参ります。

岬町（都市整備部）

※下線部追加

コロナ禍における経営状況の変化に対して、事業者が効果的に融資制度を活用できるよう金融機関提案型融資の周知を図ります。また、融資制度に係る申請手続きの迅速化にも努めてまいります。

④非常時における事業継続計画（BCP）について <継続>

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

（回答）

貝塚市

※下線部追加

貝塚商工会議所と連携しながら中小企業の事業継続計画（BCP）の策定支援に引き続き努めてまいります。また、小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」に沿いながら、小規模事業者の防災・減災対策を引き続き推進してまいります。市内中小企業におけるBCPの策定率や災害対応力についての効果検証につきましては、貝塚商工会議所と連携しながら研究してまいります。

泉佐野市（まちの活性課）

※下線部追加

商工会議所と連携して作成した、本市域における事業継続強化支援計画の認定（申請中）を通じて、事業者の事業継続計画（BCP）の策定を支援・促進してまいります。

泉南市（産業観光課）

※下線部追加

市商工会と連携し、事業継続に関する基本計画の策定を行い、また市内中小企業に対しては、商工会を通じてBCP・BCMに必要な考え方、策定手順、見直し方法、実効性の確保等、普及に向けて必要な知識を得る機会の提供と周知啓発に努めます。

阪南市（まちの活力創造課）	※下線部追加
商工会等関係機関と連携し、本市内で開催するBCPセミナーの開催周知や大阪府超簡易版BCP『これだけは！』シートの作成にかかる啓発活動等に取り組んでまいります。	
田尻町	※下線部追加
商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、今般、大阪府が公表した「超簡易版BCP『これだけは！』シートの活用と併せた「BCP策定大阪府スタイル」の周知・啓発及び支援に努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※下線部追加
本町と商工会が共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、商工会主催のBCP策定セミナーを支援するなど、中小企業者への支援を行っているところです。	
なお、上記計画には感染症に係る項目の記載はないものの、BCP策定セミナーは感染症に係る内容を盛り込んだものとしております。	
また、同セミナーや「商工会だより」において、大阪府が発行している「超簡易版BCP『これだけは！』シート」を紹介するなど、「BCP策定大阪府スタイル」の啓発活動にも取り組んでおります。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
本町では、商工会が実施するBCPセミナーをより広く知ってもらうため、町内業者への周知に向け広報活動を行っています。また、町内事業者から業務継続計画（BCP）策定についての相談等があった場合、関係機関と連携し、円滑に支援が行えるよう努めてまいります。	

(2) 下請取引適正化の推進について <継続> ★重点項目

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
下請取引適正化の推進のため、国、大阪府、貝塚商工会議所と連携して関係法令の周知しております。また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づく下請法違反等の行為につきましては、労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センターと連携しながら「しわ寄せ」防止にむけて周知・啓発に努めてまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
中小企業の公正取引の確立につきましては、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、理解が深まるよう周知徹底に努めてまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
中小事業者の下請けの現状を踏まえ、近畿経済産業局との連携を図り、労働者の労働条件改善、適正な価格転嫁ができるよう、必要な情報の周知と啓発に努めます。	
阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
中小企業の公正取引の確立に向けた下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、下請取引適正化推進の啓発等については、監督行政および商工会等関係機関と連携を図り、市内企業への周知啓発に努めるとともに、大阪府など関係機関と連携を図り、公正取引の確保に向けて、引き続き取り組んでまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
引き続き、国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域にあった実施方法について検討してまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底や、下請法違反等の行為については、広報紙をはじめ、各種媒体を通じた啓発活動を検討して参ります。	

岬町（都市整備部）	※下線部追加
<p>しわ寄せ防止総合対策については、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため策定されたもので、本町においても、下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、関係機関への情報提供など緊密な連携を図りながら、適切な対応に努めてまいります。</p>	

(3) 公契約条例の制定について <補強> ★重点項目

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
<p>総合評価入札制度については、平成 28 年度から建設工事において試行導入しております。 また、公契約条例の制定については、近隣自治体の動向を注視してまいります。</p>	
泉佐野市（総務課）	※従前と変わらず
<p>総合評価入札制度については、平成 11 年 2 月 17 日に公布、施行された地方自治法施行令の一部を改正する政令の改正により、地方自治体で実施可能となつてから約 20 年が経過し、本市においてもメリットについては把握をしているところでありますが、総合評価入札制度を実施する案件の設定、評価項目の設定、価格以外で評価するほどの工事（技術的な工夫の余地が大きい工事）がほとんどないことや、学識経験者における評価の実施等を行うために事務量の増加、それと本市においては、市内業者の育成に傾注している観点から総合評価入札制度については導入にいたっておりません。なお、プロポーザルの方式で、平成 25 年度より市庁舎清掃等施設管理業務委託において障害者雇用等の視点を入れた選定を行っております。</p> <p>公契約条例の制定につきましては、本市の平成 26 年 12 月議会においても同様の質問があり、「国において I L O 94 号条約の批准がなされていないこと、関係法令等が制定されていないこと。また、労働実態の把握が困難であることやその実効性が担保できないということ、元請から下請の契約、下請から孫請けの契約といった民民どおしの契約にどこまで介入できるのかといった課題もあることから、現時点では、公契約条例の制定は困難であり、今後の研究課題であると考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。」との答弁を行っており、現時点では困難であり、今後引き続きの研究課題であると考えております。</p>	
泉南市（契約検査課）	※下線部追加
<p>総合評価入札制度については、平成 27 年度に施設建設事業で、また平成 29 年度には L E D 照明灯導入事業で実施しており、地域経済の活性化の観点から、両事業とも地元企業を構成員とした場合は加点評価しています。今後事業の内容により、価格競争だけではなく総合評価入札制度等を含めた入札制度を活用します。</p> <p>また地元企業の特性を踏まえ、委託業務に関して、価格の評価も加味しつつ、業務の内容によりプロポーザル方式での契約を行い価格以外の条件を評価することによる公共サービスの質の確保と、公契約の趣旨・福祉の視点の評価導入を進めています。労働者の賃金・労働条件を決め、その決めた内容を実際に現場労働に適用する規定を設けることは、本来、法律において規定するべきものであるとの考え方もありますが、既に制定している自治体があることから、今後もその動向を注視し、引続き検討課題として取扱います。</p>	
阪南市（総務課）	※従前と変わらず
<p>公契約の適正化を推進するにあたっての公契約条例の制定については、大阪府や近隣自治体等の動向を注視しながら検討してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町においては、年間発注件数が少なく、組織体制等様々な課題があることから、総合評価入札制度の導入に至っておりませんが、引き続き他団体の動向を注視しつつ入札制度の改善を検討してまいります。また、公契約条例につきましては、労働基準法や最低賃金法など国において関連法令の中で統一的な整備を図っていくべきものとの考えに変わりなく、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>	

熊取町（総務課）	※従前と変わらず
<p>総合評価入札制度については、そのメリットについて業種や規模等における検討を行っているところです。本町での導入の可能性などについて、今後も庁内関係部局との連携を図りつつ、引き続き検討を深めてまいります。</p> <p>また、公契約条例については、目的から第一義的には国全体の政策として捉えられるべきものであるとの認識から、今後も、国・府や府下自治体等の動向を注視していく考えです。</p>	
岬町（総務部）	※下線部追加
<p>本町では、競争入札等による方法以外にも、価格のみで契約者を選定する以外の方法として、一部業務委託において、プロポーザル方式（提案型）を採用しています。総合評価入札制度については、本町の状況を勘案すると、導入にあたってはいろいろと課題があると認識しています。</p> <p>また、<u>公契約の適正化推進は継続して努めていることであり、公契約条例の制定についてもひとつの手段として、関係法令との整合性も含め、研究課題であると考えています。</u></p>	

（4）「中小企業振興基本条例」の早期制定について <新規>

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

条例制定済：貝塚市・泉佐野市・泉南市

（回答）

阪南市（まちの活力創造課）
<p>中小企業振興基本条例の制定については、地域経済への影響などを考慮し、検討してまいります。</p>
田尻町
<p>国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域にあった支援を検討してまいります。</p>
熊取町（産業振興課）
<p>条例の制定にあたっては、商工会等関係機関との意思の統一を図るとともに、現在策定に向けて審議中である本町産業振興ビジョンとも照らし合わせながら、条例化の必要性も含めて、他市町村の動向を引き続き注視しつつ、研究して参ります。</p>
岬町（都市整備部）
<p>中小企業者の健全な発展や、それに伴う町の活性化を目指し、町や関係団体、住民などがそれぞれの役割を明確にしたうえで地域が一体となり中小企業振興に係る取り組みを推進することが可能となる条例の策定に向けて、本町が定めるべき基本理念や必要な役割等の検討に努めてまいります。</p>

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（1）地域包括ケアの推進について <継続> ★重点項目

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

（回答）

貝塚市	※下線部追加
<p>サービス事業者への指導・助言や、利用者が介護保険サービスを適切に選択するために必要な情報の公開を行うことで介護サービスの質の向上を図っております。また、日常生活圏域における地域ニーズを的確に把握し、介護サービスの基盤整備に引き続き努めてまいります。</p> <p>地域包括ケアシステムの整備推進については、被保険者等の声を反映するために令和2年1月に実施したニーズ調査等の結果を令和3年度からの次期介護保険事業計画に反映させ、また、高齢者一人世帯</p>	

の増加等、さらには、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、取り組んでまいります。地域包括ケアシステムに関する情報は、介護保険事業計画に盛り込んでおり、広報紙やホームページでも周知しておりますが、加えて市民向けの講座などの機会を活用し適切に周知してまいります。

泉佐野市（地域共生推進課）

※下線部追加

今年度策定する第3次地域福祉計画及び地域福祉活動計画では重点取組事項として、包括的支援体制の整備をあげ、地域包括支援センターの機能強化を柱に、医療・介護の連携や地域支え合い体制の推進など地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるような地域共生社会を目指し取組みを進めてまいります。

泉南市（長寿社会推進課）

※従前と変わらず

地域包括ケアシステムの構築については、本人の選択と、本人・家族の心構えを前提に「医療・看護」「介護・リハビリ」「健康・予防」「生活支援・福祉サービス」「すまいとすまい方」の要素を適切に組合せ、一体的に提供される体制づくりが必要です。本市ではWAO（輪を）！SENNAN、W忘れてもだいじょうぶAあんしんとOおもいやりの町SENNANをスローガンに、地域での認知症に関する普及啓発を行ってきました。現在は、認知症に限らず地域包括ケアシステムの構築をめざした、医療・介護の専門職との協働による在宅医療に関する住民への普及啓発に取り組んでいます。

24時間対応の在宅サービスについては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを整備しています。

今後も高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域資源の把握・在宅医療の課題や対応策の検討、及び在宅医療の提供体制の構築、また情報共有や相談支援体制の構築に向けて、引続き取組みます。

阪南市（介護保険課）

※下線部追加

「第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む予定です。

介護サービスの提供体制については、計画にも各種事業を掲げ、「地域共生社会」の考え方を踏まえた地域包括支援センターや医療・介護関係者と課題の把握及び対応等を協議し、財政状況を踏まえ、包括的な介護・医療・福祉サービスの提供体制を構築しております。

また、泉佐野泉南医師会圏域3市3町共同で医師会に業務委託を行い、在宅医療・介護関係者に関する相談支援を行うなど、利用者、医療保険者、被保険者の声が届くよう調整を行っています。加えて、本市の「医療と介護の多職種連携会議」での協議を踏まえ、在宅医療や介護に関する市民向け講演会を開催する等、地域住民の理解が促進されるよう、取り組んでまいります。

田尻町

※従前と変わらず

地域包括ケアシステムの構築に向け、泉州南圏域医療・介護連携推進会議において、在宅医療に係る専門職や介護サービスに係る専門職等と行政が連携し、「人生の最期まで望む生き方ができる3市3町（※）」を目標に、各種サービスを含めた支援の仕組みづくりに取り組んでおります。（※泉州南圏域の泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・岬町と協働）

また、地域包括ケア会議では、町内各種団体や関係機関、行政の関係部署等が、「大丈夫、まちのみんながサポーター」をスローガンに、地域の高齢者が共に支えあい安心して暮らせるまちづくりのために情報を共有し、高齢者の見守り等の仕組みを一緒に考えております。これらの会議を通して、町の地域の特性を生かした地域包括ケアを推進してまいります。

熊取町（介護保険課）

※下線部追加

本町では、平成24年度から熊取町内の医療と介護の多職種が参画する医療介護ネットワーク連絡会を立ち上げ、住み慣れた地域で安心して健やかに自分らしい暮らしが続けられるよう医療と介護の連携強化を図るとともに、その中で研修会なども開催し、サービスの質の向上に努めています。

また、地域包括ケアシステムの推進については、いきいきくまとり高齢者計画に基づき推進しているところですが、現在、令和3年度から令和5年度を計画期間とする次期計画策定に向け、見直しを行っています。その中で、高齢者へのアンケートをはじめ、住民代表、学識経験者及び福祉関係、介護保険サービス事業所等などで構成される「高齢者保健福祉推進委員会」等からご意見をいただき、高齢者の

増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込みながら、地域包括ケアシステムの推進及び介護保険サービスの提供体制について、計画に反映しております。

なお、計画策定に際しては、計画の概要版を町内に全戸配布するなど、可能な限り情報発信いたします。

岬町（しあわせ創造部） ※従前と変わらず

医療、介護、介護予防等の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の医療機関、関係機関とともに取り組んでまいります。また、地域包括ケアシステムの整備推進については、地域ケア会議や協議体、介護保険運営協議会等を通じて様々なご意見いただき、住民にも周知してまいります。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について <継続>

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

(回答)

貝塚市 ※下線部追加

本市で実施しているがん検診については、国の「がん予防重点健康教育及び検診実施のための指針」に基づき、乳がん検診については、40歳以上を対象に2年に1回、子宮頸がん検診については、20歳以上を対象に2年に1回実施しており、これを改定する考えはありません。

国保の特定健康診査の受診率向上については、受診者にとって魅力ある健診とすべく、健診項目の充実を図るよう国に要望しており、かつ、コールセンターによる未受診者への勧奨も行っています。

また、がん検診及び国保の特定健診については、受診者の利便の向上を図るべく、インターネット予約システムの導入や日曜検診の実施など、受診率向上に向けた取り組みを推進しています。

大阪版健康マイレージ事業については、特定健康診査の受診券送付時やホームページ及び広報紙にて周知を図ってまいります。

泉佐野市（健康推進課） ※下線部追加

市民の特定健診におきましては、15歳以上の国保加入者を対象に国保若年健診を実施しております。

乳がん・子宮がん検診につきましては国の指針に基づき、対象年齢や受診間隔を定めておりまして、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮がん検診は20歳以上の女性を対象に両検診ともに2年に1回の受診をお勧めしております。若い世代からの受診を勧めるため、乳がん検診は40歳の方、子宮がん検診につきましては20歳の方に無料クーポン券郵送による受診勧奨を実施しております。

健（検）診全般におきまして、広報、予約方法、検診実施方法の工夫を重ねるとともに、泉佐野泉南医師会のご協力を得て、特定健診の結果説明会などを開催しております。加えて、大阪府内でも早期に取り組んだ健康マイレージ事業により健診受診率の向上に努めており、平成29年からは地域ポイント「さのぼ」を活用して更なる推進を図っております。特定健診、がん検診の受診率向上のための大阪府がとりくむ健活10や大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活アスマイル”についてはチラシの配布とともに今年度はおおさか健活アスマイルに登録していることを本市、健康マイレージ事業のポイント加算の1項目として取り入れるようにいたしました。不特定多数の方への健康情報の提供の機会であるイベントの開催は今年度、新型コロナウイルス感染症の影響等で実施できておりませんが、SNSを活用した取り組みといたしまして、電子母子手帳（さのっ子ナビ）やさの健康ナビなどを用いて健康に関する事業や情報を提供しております。

今後も、さの健康ナビによるインターネット予約の導入、母子健康手帳（さのっ子ナビ）を用いたがん検診、乳幼児健診、予防接種等の情報発信を実施し、更なる推進に努めてまいります。

泉南市（保健推進課） ※下線部追加

本市では、受診率向上のために、子宮がん検診（20歳女性）、乳がん検診（40歳女性）の市民に無料クーポンを送付するとともに、節目年齢の市民にがん検診の案内を個別で送付し啓発を実施しています。

また、国民健康保険組合や協会けんぽの特定健康診査とがん検診を同時に実施しています。30歳代には、生活習慣病の早期発見のために基本健康診査を実施しています。

府が実施している「健活10」や「おおさか健活マイレージアスマイル」等につきましては、健康教室等やウォーキングイベント等を活用し、啓発します。企業との連携協定も進めており、引続き、医師会をはじめ、保健所等関係機関と連携し、健康増進の取組を推進します。

阪南市（健康増進課）

※下線部追加

大阪府が主体となっている「おおさか健活マイレージアスマイル」事業に対し、広報誌への記載をはじめ保健センターや市役所等にポスター掲示やチラシを配架するなど市民へ広く啓発を行っています。併せて、「インターバル速歩実践講座」や「ぱくぱく幼児食教室」などをアスマイルポイント対応イベントとして実施しています。

田尻町

※従前と変わらず

がん検診の受診率の向上には、対象者への個別通知の充実をはじめとし、ふれ愛センターでの集団健診や医療機関での個別健診と健診機会の充実に努めております。健活10の大阪府の方針は、本町における「健康たじり保健計画」の推進と重なっており、生活習慣の改善や生活習慣病の予防等に向けた10の健康づくりの活動に取り組んでいただけるよう、健康関連のイベントや教室等の機会に啓発を行います。また、広報や「たじりっちメール」の配信で広く町民に周知するなどPRに努めてまいります。「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」のPRについては、今年度も引き続き、国民健康保険証の一括更新時や特定健診、各種イベント等においてチラシ配布により制度周知に努めてまいります。

また、本町では、ウォーキングや健康づくりの活動、介護予防活動にポイントを付与して健康づくりの継続を促す「たじり健康ポイント」の活動を進めており、おおさか健活マイレージアスマイルと併せて幅広い町民の健康づくりを促してまいります。

熊取町（健康・いきいき高齢課）

※従前と変わらず

「健活10」や「大阪版健康マイレージアスマイル」については、健活おおさか推進府民会議への参画をはじめ、熊取ふれあいセンターでのアスマイル専用リーダーの設置、ポスター掲示や広報、ホームページへの掲載、さらに国民健康保険証発行時のチラシ同時配付や各種健康づくりイベントでの周知活動を行うなどPRに取り組んでおります。

また、本町独自の取り組みとして、平成28年度より実施している「熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業」や平成30年度より国民健康保険被保険者対象に実施している特定健診受診勧奨事業「めざせ！がっちり健幸」を通じて住民が主体的に健康づくりに取り組む機運の醸成に努めています。

岬町（しあわせ創造部）

※下線部追加

本町では第2次健康みさき21（健康増進計画及び食育推進計画）に基づき、健康づくり施策を推進しています。特定健診については国保若年特別健診を実施しており、満15歳以上の国保加入者が受診できる体制をとっています。子宮がん検診、乳がん検診については、国の指針に基づき実施し、セット検診として受診者の利便性を図っています。また「おおさか健活マイレージアスマイル」については、他市町村に先駆けてモデル事業に取り組み、特定健診、がん検診を全て受けた町民に対しては町独自ポイントの付与を行うなど積極的に取り組んでいます。なおソーシャルメディアの活用については町公式フェイスブックやYouTubeなどの活用などを模索しています。当町のような小規模自治体単独で関連団体等と連携したキャンペーンの実施は企画運営が困難であることから、大阪府の支援・連携を期待しています。

(3) 医療提供体制の整備に向けて ★重点項目

①医療人材の勤務環境と処遇改善について <継続>

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>市立貝塚病院では、職員の労働時間、労働災害などの状況について、毎月、院内の労働安全衛生委員会で報告し、職員の健康管理を行っております。また医師や看護師の負担軽減及び処遇改善については、その計画を策定し、達成度の評価、検証を業務改善委員会で実施しております。その他、院内保育園の整備や病児保育の実施など、特に女性医師が勤務しやすい環境の整備を行うことで医師確保を図るとともに、研修などへの積極的な参加を促し、医療技術等の向上に資するよう今後も努めてまいります。</p>	
泉佐野市（健康推進課）	※従前と変わらず
<p>医療ニーズの多様化に加え、質の高い医療提供体制を構築するためには医療従事者の勤務環境の改善を通じ、健康で安心して働くことのできる環境整備を促進することが重要であることから、厚生労働省では各医療機関における勤務環境マネジメントシステムの導入による医療従事者の勤務環境改善の取組を支援しています。</p> <p>あわせて都道府県はより医療従事者の定着率を高める必要性が高い医療機関などについては地域の医療関係団体等と連携して、改善策を積極的に助言指導するなどができるようにすべきと考えられています。こうした取り組みが実効性の高いものになるように、国、都道府県、医療機関の役割分担について議論を行うことが必要とされている段階であり、その動向を注視するとともに、実施に際してはスケールメリットを活かし、大阪府による府内全体での実施が適していると思われ、大阪府へ要望しております。市町村においては、各種事業や研修会等の情報が地域にいきわたるよう広報、周知に努めてまいります。</p>	
泉南市（保健推進課）	※従前と変わらず
<p>本市では市民病院は有していませんが、地域医療機関の看護職不足解消の1つとして医師会立看護専門学校への運営費補助を行い、地域医療の充実をめざしています。また、医師会の地域医療向上のための事業（講演会等）を支援しています。</p> <p>今後も医師会との連携を図りながら、地域医療の推進に努めます。</p>	
阪南市（健康増進課）	※従前と変わらず
<p>阪南市民病院においては、病院主体の指定管理者が職員の人員体制をはじめとする労務管理を行っており、その中で、国が進める働き方改革などに取り組むとともに、病院職員のスキルアップのための研修も実施しています。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町は病院等の医療機関を保持していませんが、医療人材の勤務環境や処遇改善に広域医療等の中で取り組む場合には、関係自治体と共に協力してまいります。</p>	
熊取町（健康・いきいき高齢課）	※下線部追加
<p>本町では町立病院はございませんが、新たな医療人材の確保に向け、医療介護連携を推進し、専門職を対象とした研修の開催や、脳卒中予防対策、がん予防対策などについても医療関係者と共に協議しています。</p> <p>また、医師会の会員が地域保健医療福祉等に関する医療技術の向上や行政に協力している事業の情報交換等、地域保健医療を円滑に推進するための研究、研修等を行うための支援を行っております。</p> <p>今後も泉佐野泉南医師会をはじめ関係機関と共に研修機会の拡充に努めてまいります。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>本町には公立病院がないため、医療人材の勤務環境と処遇改善については泉州医療圏域協議会、泉佐野泉南医師会、関係医療機関と検討してまいります。</p> <p>なお、医師及び看護師など医療職の労働条件や緊急事態を想定した対応については、本町が他市町と運営を補助している泉州広域母子医療センター及び泉州南部初期急病センターについてコロナ禍による収益悪化が著しく、市町のみでの支援に限界があるため、国や府に対し財政的、人的支援を求めてまいります。</p>	

②医師の偏在解消に向けた取り組みについて <新規>

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消する

ための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

(回答)

貝塚市
<p>市立貝塚病院におきましても、地域で安心して受けられる医療を提供するためには、医師の確保は重要な課題ととらえており、不足しております常勤内科医の確保に引き続き努めてまいります。また、大阪府に対しては、医師の偏在について、解消に向けた施策に引き続き取り組まれるよう要望してまいります。</p> <p>また、高度な医療機器による診断が必要な場合は、医療機器がある医療機関へ患者さんを相互に紹介するなど、地域において医療連携を図っております。</p>
泉佐野市（健康推進課）
<p>地域医療構想をふまえ、大阪府主導で検討・実施が図られているところであり、市としましては大阪府へ要望しております。</p>
泉南市（保健推進課）
<p>本市においては、休日・夜間の救急医療体制（二次救急医療）の確保、運営を維持するため泉州医療圏（和泉市以南の8市4町）において救急医療機関の運営費用を負担しており、救急医療サービスの提供に努めています。また、泉州南部初期急病センターを泉佐野市以南3市3町で運営費用を補助しており、小児科開設日を増設する等、充実に努めています。</p> <p>当市におきましては、産科婦人科はありませんが、周産期医療におきましては、泉州広域母子医療センターとして、貝塚市以南の4市3町で協力し、りんくう総合医療センターに整備した周産期医療センターを維持するために分担金を拠出し、運営を補助しています。</p> <p>今後も引続き、府、医師会、近隣市町等と連携、協力しながら、医療体制の充実に努めます。</p>
阪南市（健康増進課）
<p>医師の確保や救急医療体制の維持・充実に図るための取組みとして、大阪府公立病院協議会や大阪府自治体病院開設者協議会を通じて、毎年、大阪府に対して要望書を提出し意見交換を行っており、今後も引き続き要望活動を行ってまいります。</p>
田尻町
<p>地域で安心して医療を受けられる提供体制の実現を目指し、医師の偏在を解消するため、広域医療等の中で取り組む場合には、関係自治体と共に協力してまいります。</p>
熊取町（子育て支援課）
<p>泉州地域での周産期医療体制の構造の取組みとして、りんくう総合医療センター（産科・小児科全般（分娩・帝王切開、新生児集中治療室など））及び市立貝塚病院婦人科医療センター（妊娠外来のみ、婦人科全般（手術含む））で役割分担し、そして、産婦人科医師の安定的確保と安心安全な分娩や手術の提供を行うため2つの病院で1センターとしている「泉州広域母子医療センター」の運営経費の一部を、貝塚市以南の4市3町で負担し、効率的な医療の提供に引き続き取り組みます。</p>
岬町（しあわせ創造部）
<p>本町のように小規模自治体においては、そもそも医療機関が少なく、町民が安心できる医療体制の確保は国や府の広域的な施策に期待するところです。泉州医療圏域協議会において、医療提供体制の確保に関する事項について、大阪府医師確保計画など、医師の偏在解消に向けた取り組みが推進されるよう意見を付したいと考えております。</p>

（4）介護サービスの提供体制の充実にむけて

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて <継続>

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付け

るとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
<p>介護労働者の処遇の向上につきましては、介護職員の処遇改善を図るための介護職員処遇改善加算があります。また、昨年より技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に介護職員等特定処遇改善加算が設けられました。これらの介護職員の処遇改善制度につきましては、ホームページでの掲載等により制度周知を行っております。</p> <p>また、介護サービス事業者等に対しましては、介護保険法及び関係法令等を遵守し、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算の取扱いも含め、事業所の人員基準を満たすよう、適正な事業運営について実地指導等の機会をとらえて今後も引き続き指導をしております。</p>	
泉佐野市（介護保険課）	※従前と変わらず
<p>介護の人材確保、職場への定着については重要課題として認識をしており、市長会を通じ国に対し、処遇改善加算での対応ではなく、抜本的な改革を要望しております。</p> <p>また、訪問介護におけるサービス提供責任者への研修としては、市が取り組んでいる介護給付の適正化の中で個別ケースをもとにした指導、助言を行うとともに、2年に一度、サービス提供責任者を対象とした研修会を開催しスキルアップに取り組んでおります。</p>	
泉南市（長寿社会推進課）	※従前と変わらず
<p>介護人材の確保については、大阪府介護人材確保会議に積極的に参加し、長期的な視野に立った対策として、福祉・介護の仕事の魅力についてイベント等において情報発信しています。</p> <p>定着・処遇改善については、研修等により資質向上を図るとともに、介護ロボットについても補助金等を活用し事業所への普及に努めました。</p> <p>また、府及び広域福祉課と連携し、事業者に対し、個別指導や集団指導等の実地指導を通して、職員の処遇改善について確実に実現されるよう働きかけます。通達や法令の遵守についても、事業者への集団指導等において周知・徹底します。</p>	
阪南市（介護保険課）	※下線部追加
<p><u>今年度は、「泉南地域介護人材確保連絡会議」と連携した人材育成及び離職防止を目的とする広報・啓発等の地域イベントについては、コロナ禍で中止となっておりますが、引き続き、人材育成及び離職防止に向け、「泉南地域介護人材確保連絡会議」と連携した取り組みを行っております。</u></p> <p>また、介護関係職員にかかる賃金などの労働条件の改善に向け、広域福祉課と連携した集団指導や、本市の事業所連絡会等を通じた啓発を引き続き行っております。</p> <p><u>なお、今年度はコロナ禍により未実施であります。昨年度は、「泉南地域介護人材確保連絡会議」と市内の特別養護老人ホームの施設長等の協力のもと、高齢者体験学習等のイベントの開催による人材育成に取り組みました。引き続き、人材育成及び離職防止に向け、介護事業者と連携した取り組みを行っております。</u></p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>大阪府地域介護人材確保連絡会議（泉南ブロック）に町としても積極的に参加し、人材確保に向けた検討や啓発に努めていきます。介護労働者の処遇改善につきましては、介護サービス事業所が処遇改善加算の適用要件を満たすことを確認し、適切に運用するとともに、事業所の集団指導等の際に指定業務を行っている広域福祉課と連携し周知を図っております。</p> <p>今後も国や大阪府の対策を注視しつつ、町としての取り組みを検討しております。</p>	
熊取町（介護保険課）	※下線部追加
<p>今後、一層の高齢化の進展に伴い、高度化・複雑化・多様化していく介護ニーズに的確に対応していくためには、介護分野における人材確保が重要になります。</p> <p>そこで、平成27年度より大阪府を中心に泉南地域の市町及び社会福祉協議会等で構成する泉南地域介護人材確保連絡会に参画し、就職フェアや人材確保・定着等のイベントを通して、介護職の魅力を発信し、多機関と連携しながら、人材確保に努めています。</p>	

また、介護職員の離職防止・定着促進のためには、介護職の処遇改善が必要不可欠です。その1つとして処遇改善に係る報酬改定が継続的に実施されているところですが、町が関係する介護事業所においてもそれを活用し、それが介護職員へ適正に還元できているかなどを大阪府と連携しながら指導等を行っているところではあります。

また、大阪府の介護ロボット導入活用支援事業やICT導入支援事業等についても、引き続き関係事業所に広く周知し、活用の促進に努めていきます。

なお、復職支援研修、介護資格取得のための奨学金補助や住居費・介護実習費の支援、及び能力開発プログラムの拡充、キャリアアップの仕組みの整備等については、市町村のみでは抜本的な対策が困難であるため、国や府へ要望していきたいと考えております

岬町（しあわせ創造部）

※従前と変わらず

介護人材の確保・定着、離職防止のため、大阪府及び府下市町村と連携し、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づき取り組みを強化しております。また、介護労働者の処遇改善等について、関係機関に働きかけてまいります。介護ロボット等の福祉機器導入については、国の交付金を活用し、町内事業所への普及を行っているところではあります。

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について <継続>

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

(回答)

貝塚市

※従前と変わらず

浜手・中央・山手の3圏域3つの地域包括支援センターが、町会・自治会単位で開催される地域ケア会議や地域の集いの場に出向き、ニーズの把握や個別課題の解決や地域課題、ネットワークの構築等に努めています。今後も、地域包括支援センターの役割が十分に発揮できるよう関係機関や地域住民と連携を図りながら取り組んでまいります。また、広報や市主催のイベント、町会や民生委員・児童委員等、各種団体との関わりを通して、地域包括支援センターの役割の周知を図っております。

また、地域包括支援センターが生活支援や介護予防に関する情報発信が円滑に実施できるよう支援しているところではあります。

泉佐野市（地域共生推進課）

※従前と変わらず

基幹型包括支援センターを柱に、生活圏域である5つの中学校圏域ごとに整備した地域型包括支援センターと連携し、より身近な場所での相談窓口となるよう機能強化を図るとともに周知・広報に取り組んでまいります。

泉南市（長寿社会推進課）

※従前と変わらず

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するとともに地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者及び市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図ります。

阪南市（介護保険課）

※下線部追加

地域包括支援センターとは、より実効ある機能を発揮できるよう、毎月情報共有等を行う会議を実施し、それ以外にも随時、突発的な事例や必要に応じた連携を行っています。

また、令和2年度中には、市と地域包括支援センターが情報をオンライン上で共有する電子システムの導入を行い、虐待や認知症事例に対する迅速な支援体制を構築してまいります。

さらに、介護離職防止にもつながる介護の現状に対する理解を深めるため、地域住民や企業に向けて在宅医療や介護に関する内容を広報誌に掲載し、周知してまいります。

田尻町

※下線部追加

令和2年度から地域包括支援センターの強化を図り、高齢福祉・障害福祉両方の相談ができる総合相談窓口を設置し、相談体制も強化しております。広報等でその役割を周知し、世帯が抱える問題や課題

が多様化・複合化する中、各分野だけでは解決できない困難ケースに対応し、家族全体をサポートする機能を発揮できるようにしてまいります。

熊取町（介護保険課）

※下線部追加

地域包括支援センターが地域の高齢者等のニーズに即した機能を発揮できるよう、町において運営方針を示すとともに、適切な運営が実施できるよう、その状況等について「地域包括支援センター運営部会」を設置して、業務内容に対する意見や公正・中立性の確保の点検、事業の評価を行なっております。その中で、定例又は随時会議を開催し、町と地域包括支援センターは連携をはかりながら、地域包括ケアシステムをより一層推進していけるよう取り組んでいます。

また、介護に従事する家族への相談支援を行なうとともに、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等支援を行っています。

さらに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントができるよう介護支援専門員へのサポートも実施しています。

地域包括支援センターの周知につきましても、広報紙やホームページだけでなく、地域の医療機関や薬局、スーパーや金融機関等への戸別訪問による広報活動や、認知症サポーター養成講座の地区開催、熊取ふれあいセンターにおける出張相談等を行い、積極的にPRをしています。

岬町（しあわせ創造部）

※従前と変わらず

地域包括支援センターの機能を有効に発揮できるよう、地域包括支援センター内の人材確保の強化に向けた取り組みを実施してまいります。また、労働者の介護離職予防の地域包括支援センターにおけるサポート機能や役割を、地域住民に周知してまいります。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて ★重点項目

①待機児童の早期解消に向けて <継続>

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

(回答)

貝塚市

※下線部追加

本市の待機児童については、4月1日時点で、発生していない状況が平成22年度から続いています。令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」では、本市の子どもや子育て家庭がおかれている現況や将来の保育利用の見込みも含め検討し、新たな教育・保育施設の整備はしないこととしております。

しかしながら、今後の保育ニーズの高まりに対応するため、既存の幼稚園及び保育所の認定こども園化や定員増に伴う増改築などの施設整備につきましては、国・府と連携し推進しております。

また、民間の保育施設等へは、運営費の補助等を従来から実施しており、今後も本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な支援に取り組んでまいります。

泉佐野市（子育て支援課）

※下線部追加

公立の認定こども園と共に私立の保育園、認定こども園の協力の元入園定員枠の拡充を図り、ここ数年丹羽たり待機児童は出ていませんが、潜在的な待機児童が存在する状況は把握しております。

また、第2期子ども・子育て支援事業計画では令和3年度、4年度に3号認定児において若干の待機児童の発生が見込まれることから、利用定員の弾力化運営により対応し、今後、地域型保育事業の認可の検討も視野に入れ、幼児教育・保育の無償化や働き方改革推進による保育需要の影響を考慮しながら、引き続き、提供体制の確保に努め、待機児童ゼロを継続してまいります。

泉南市（保育子ども課）

※下線部追加

本市では、4月1日時点において待機児童は発生していません。人口動向・保護者へのニーズ調査等をもとに、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を行いました。

また、平成27年度以降、1公立保育所、4私立保育所、1私立幼稚園の認定こども園への移行により、児童の受入体制の強化を図っています。加えて、小規模保育事業所2か所の新設を行い、保育の充実を目的とし、認可保育等施設との連携を行っています。

阪南市 （こども政策課、こども家庭課）	※下線部追加
<p>本市では、令和4年4月に尾崎幼稚園と尾崎保育所を統合し、民間による幼保連携型認定こども園を開園する予定としています。この新園において、現在の尾崎幼稚園と尾崎保育所の在籍児童数を上回る定員を設定することで、本市における保育ニーズに対応できるものと考えております。</p> <p>今後も、令和2年3月に策定した「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園の充実を図りながら、社会情勢の変化等を見極めて取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>保護者の意向や状況については、子ども・子育て支援事業計画策定に合わせて子育て世帯へのアンケート調査を実施することで把握しております。</p> <p>また、田尻町内には町立保育所以外の認可保育所は存在していないため、町立保育所の保育士確保と併せ、広域入所など他自治体との連携を引き続き行い、一人でも多くの児童に保育の提供を行う事ができるよう努めてまいります。</p>	
熊取町 （保育課）	※下線部追加
<p>本町では、従来より「子ども・子育て支援計画」に基づき、適正な保育の供給を図るべく、計画的な施設整備を行っており、令和2年度から令和3年度にかけ、老朽化対策及び低年齢児の受け入れ枠拡大のために施工される町内幼保連携型認定こども園の建替工事に、必要な施設整備費を補助するなど、保育需要の増加に対する取り組みを行っております。また、単に需要への対応だけでなく、地域における子育て支援の拠点として、安全で良好な保育環境を維持するべく耐震補強工事や大規模修繕などにも積極的に取り組んできたところです。</p> <p>本町では、年度当初での待機児童は発生しておりませんが、今後も、多様化する保育ニーズの把握に努め、幼保無償化に伴う保育需要の動向にも注視しながら、国・府などの補助制度の活用も視野に入れ、待機児童が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、本町は、認可保育所等の整備、充実をもって適正な保育の供給を図ることを目標としているところですので、現時点においては、事業所内保育、家庭的保育、小規模保育の整備等については計画してはおりませんが、今後の保育ニーズの変化等により必要性を検証したうえで柔軟に対応してまいりたいと考えております。</p>	
岬町 （しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>全国的には待機児童が依然として生じており、その早期解消が重要な案件であることは本町でも認識しています。しかしながら、本町においては特定教育・保育施設が6施設（公立4、私立2）あり、いずれも児童数は利用定員内で推移しており、これまでに待機児童は発生していません。よって、新年度においても現状を維持しつつ適正な保育に努めるものとします。また他自治体からの広域入所についても積極的な受入れを行っています。</p>	

②保育士等の確保と処遇改善に向けて <補強>

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。

また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

（回答）

貝塚市	※従前と変わらず
<p>子どもが健全に成長するためには、教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、より質の高い教育・保育を安定的に提供していくことが必要であると考えております。そのため民間の保育事業者に対しては、経験豊富で指導力のある保育士等の確保や育成のため、「処遇改善加算Ⅰ」及び「処遇改善加算Ⅱ」の制度の周知に努めており、処遇改善を図っております。</p> <p>また、民間事業者との意見交換の場としましては、月1回程度、民間保育所の園長会議で情報共有や現場ニーズの把握に努めているところです。</p>	

泉佐野市（子育て支援課）	※下線部追加
<p>公立認定こども園については、本市の定員適正化計画に基づき、次年度の正規職員の新規採用を実施します。また、会計年度任用職員（短期）については登録制で、年間を通じて随時登録を受け付けていますが近年登録者が少なくなっている状況です。年度途中での入所等により、保育士等の雇用が必要となった場合は、適宜ハローワークに求人を依頼しております。</p> <p>私立認定こども園・保育園につきましては、定例の民間園長会で処遇改善等加算について制度説明を行い、申請していただいております。また、令和2年度より市単独事業として、「保育士就職支援補助金」の支給を開始し、保育士等の確保に努めております。</p> <p>また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場として、毎月、定例で開催される民間園長会にて情報交換を行い、連携を図りながら、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。</p>	
泉南市	※下線部追加
<p>（保育子ども課）</p> <p>本市が運営する施設の保育士等の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。また、昨年度より市内の民間保育事業者（保育所・認定こども園等）と連絡会議を開催し、定期的に情報交換を行い保育の質の向上に努めています。今年度も開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。終息次第、実施を予定しています。</p>	
<p>（指導課）</p> <p>本市が設置する幼稚園における幼稚園教諭の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。</p>	
阪南市（人事課、学校教育課、生涯学習推進室、こども家庭課、こども政策課）	※下線部追加
<p>保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等については子どもの数や学級数等に応じた人員配置を行っており、処遇については民間や近隣自治体を参考としています。</p> <p>放課後児童支援員の労働条件、職場環境の改善、正規・常勤雇用や給与水準の確保、適切な配置や研修の確保等については、適切に行われるように積極的に指定管理者と協議を行ってまいります。</p> <p>また、市内の私立認定こども園及び幼稚園とは、ラウンドテーブルという形で公立幼稚園及び保育所と交流する機会を設けており、研修機会の確保につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を行いつつ研修を実施し、教育の質の確保を図ってまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>保育士の確保については、正規職員の適正配置や会計年度任用職員の処遇改善、働きやすい勤務体系等に努めていくとともに、研修参加や保育の質の向上に向けた取り組みを進めております。</p> <p>また、放課後児童クラブについては、指定管理者制度を導入していることから、引き続き民間事業者によるノウハウを活用しながらより良い内容で実施してまいります。</p>	
熊取町（保育課）	※下線部追加
<p>本町におきましては、町立保育所で、計画的な正規職員の雇用や再任用職員の配置を行っております。また、会計年度任用職員制度に則った任用、近隣自治体との比較に基づき、適宜、待遇改善を図るなど、良好な労働条件が築けるよう努めているところです。</p> <p>会計年度任用職員については、特に長時間勤務が可能な人材の確保が困難な状況であることから、勤務時間数や勤務日数について、出来るだけ希望に沿えるよう柔軟に運用すべく保育現場や人事部局とも調整を行うとともに、保育配置基準を下回らない範囲で、保育士資格のない方を補助員として適宜任用するなど、保育士がより働きやすい職場環境づくりに努めているところです。</p> <p>また、園内研修や派遣研修を行うなど、保育士の質の維持・向上にも努めながら、良質な保育環境の確保に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>一方、民間保育所等につきましては、施設型給付費における保育士等の処遇改善等加算に関する情報提供を行うとともに、活用についても積極的に促し、要件を満たす保育所等に対して適切に加算を行っているところです。</p> <p>また、障がい等により配慮が必要な児童に対して必要な加配保育士を任用する際、その費用の一部を補助する制度を設けるなど、保育士等の処遇改善に努めております。</p>	

さらに、保育士等確保対策に係る取り組みとして、ハローワークとの連携により、町立保育所と民間保育所等、学童保育所の合同就職相談会を実施し、保育士の雇用創出機会の拡大に努めております。

また、公民合同所長会の他、積極的に情報・意見の交換を行いつつ、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応、保育及び保育士の資質向上についての情報交換や統合保育などについて、保育所運営における様々な経験や専門性のノウハウを園長、所長レベルで共有し、町全体の就学前の保育について検討し、町立保育所と民間保育所等が共に連携協力しながら、保育内容や保育所運営の充実に努めております。

岬町（しあわせ創造部） ※下線部追加

保育所及び放課後児童支援員については、必要な保育士等の人員確保と適正配置など、さらなる職場の環境改善に努めてまいります。また、毎年、保育士及び放課後児童支援員について、研修の受講機会を設けることで保育に必要な情報の更新などにも努め、保育の質の向上に取り組んでまいります。

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて <継続>

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

(回答)

貝塚市 ※下線部追加

病児・病後児保育体制の整備として、本市は民間の事業者に委託しております。その施設の利用状況は、1日の定員3名、年間約750名の受入が可能なところ、令和元年度実績で年間延べ380名となっており、新たな整備の考えはありません。

次に、延長保育については、市内の全保育施設で実施しており、休日保育については、市内1施設が実施しているところです。夜間保育については、実施しておりません。これは本市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査では、市民のニーズがなかったことによるものです。いずれにつきましても、今後も本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な支援に取り組んでまいります。

泉佐野市（子育て支援課） ※下線部追加

第2期子ども・子育て支援事業計画において、病児・病後児保育、延長保育については、量の見込みに対する提供体制は確保できているという状況ですが、子育て世帯を対象としたニーズ調査の結果を踏まえ、その他の多様なサービスへの対応についても今後、検討してまいります。

泉南市（保育子ども課） ※従前と変わらず

病児保育等については、平成28年度から1公立認定こども園、1公立保育所、1私立保育所、平成29年度から1私立認定こども園において病児保育（体調不良児対応型）事業を開始し、施設内における体調不良児への財政的支援を行っています。

その他、延長保育については実施済みですが、夜間保育及び休日保育については、利用ニーズ等を勘案しながら、実施について検討します。

阪南市（こども家庭課） ※下線部追加

現在、公立保育所において、看護師等を配置し、体調不良児対応型病児保育事業を実施しています。また、すべての保育所及び認定こども園にて延長保育事業を実施しています。

今後も、保育の質を確保しながら、人員配置等の充実を図るよう努めるとともに、令和2年3月に策定した、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、事業を実施してまいります。

田尻町 ※下線部追加

本町には町立保育所1施設のみであり、小児科の医療機関もない中で、対象が少ない本町での整備は難しいことから、広域的な観点で捉えたいと考えます。子ども・子育て支援事業計画策定に合わせて行う子育て世帯へのアンケート調査で、保護者の意向や状況を把握するとともに、必要な保育サービスに応じた専門職の確保を行ってまいります。

熊取町（保育課） ※下線部追加

本町の病児保育事業については、現在、民間保育所等4か所、町立保育所4か所において体調不良児対応型を実施しているところです。また、病児対応型・病後児対応型につきましては、令和3年1月25日より貝塚市との広域利用により実施しています。

また、延長保育、休日保育につきましては、既に民間保育所等とも連携して一定の条件で実施しており、現状では充足しているものと考えているところですが、今後も保育ニーズの把握に努めながら、午後8時以降の夜間保育の必要性も含めて調査研究をまいります。

なお、現在実施しております各サービスにつきましては、施設型給付費負担金、子ども・子育て支援交付金を活用し、保育事業者に保育士や看護師の配置にかかる経費等必要な助成を行うことにより、保育事業者や保護者の負担軽減を図っているところです。

岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
本町におきましても、子育て世帯の負担軽減に資することを目的に、多岐にわたる子育て支援サービスの拡充に努めてきたところです。現在、例示のありましたサービスのうち延長保育につきましては公立保育所1か所で最大21時までの保育を行っています。	

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について <継続>

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>企業主導型保育事業対象の認可外保育施設については、毎年1回は立入調査を行い、認可外保育施設指導監督基準に基づいた指導を行っております。また、施設開設時には現地確認を行い、基準に基づいた助言等を早期に行うことにより、より良い保育を利用者に提供してもらえよう努めております。</p> <p>次に、認可施設への移行については、令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」で新たな教育・保育施設の整備はしないこととしておりますことから、移行を進める考えはありません。</p>	
泉佐野市（子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育事業につきましては、現在、『従業員枠』で1カ所『地域枠』で1カ所、合計2カ所開設されております。定期監査については、大阪府より権限移譲を受けた泉佐野市以南の市町村で組織する広域福祉課にて適正に実施され、監査結果については、概ね良好であると確認しており、定期監査を通じ、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。認可施設への移行等につきましては、国・大阪府の動向に注視してまいります。</p>	
泉南市（保育子ども課）	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育施設の指導・監査は、公益財団法人児童育成協会が、原則として年1回以上、立入調査を実施することとなっています。また、府からの権限移譲に伴い、泉佐野市広域福祉課が認可外保育施設として企業主導型保育施設の指導・監査を行っていますので、市の役割において情報を共有し、保育の質の向上に向け、課題等の抽出、改善を図ります。</p>	
阪南市（広域福祉課）	※下線部追加
<p>企業主導型保育施設への指導・監査については、年1回以上の実施が望まれており、本市においても毎年市職員が、施設への立入検査を実施しています。</p> <p>企業主導型保育施設では、整備費や運営費について認可施設並みの助成を受けられ、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供できています。</p> <p>大阪府では事業者等が相談できる窓口を設置し、各種関係機関等との連携や情報提供を行い、今後も引き続き継続実施するよう努めてまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町には企業主導型保育施設はなく、町立保育所と町立幼稚園が一元化された施設が1か所あるのみです。今後も引き続き国や大阪府の動向を注視してまいります。</p>	
熊取町（保育課）	※下線部追加
<p>本町では、現在のところ企業主導型保育施設は存在しませんが、今後整備等の動きがあった場合は、</p>	

事業者、大阪府と情報を共有し、保護者の意見を聞きながら、町として適切な助言、情報発信を行うなど保育の質の確保に努めたいと考えております。

また、企業主導型保育事業のあり方についても、本町が地域の保育の質を確保する責任において、必要に応じ国に対して要望、提言をしまいたいと考えております。

岬町（しあわせ創造部）

※従前と変わらず

保育の質を確保することは認可施設であるか否かを問わず、重要なことであると考えています。

また、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせていくことも必要と考えます。

⑤子どもの貧困対策について <継続>

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>本市におきましては、<u>教育の機会均等を保障し、貧困の連鎖を防止する観点から、全ての小・中学校において、放課後等に学習支援を実施しており、児童の学力向上と生活習慣の改善を図っております。</u></p> <p>また、ひとり親家庭等の支援として<u>小学2年生から小学5年生までの児童を対象に子どもの生活・学習支援事業を実施しているところ</u>です。</p> <p>市内で運営されている子ども食堂に対しては、<u>食事の提供等を通じて子どもや保護者の居場所づくりを行い、地域ぐるみで子どもを見守る活動を推進することを目的として、補助金を交付しております。</u></p>	
泉佐野市（子育て支援課、学校教育課）	※下線部追加
<p><u>昨年度、子どもの貧困を解消するために令和2年度から6年度までを計画期間とする「泉佐野市子どもの貧困対策計画」を策定し、具体的な支援・取組みを推進していくこととしております。</u></p> <p><u>その取り組みの一つとして、子どもが安心して過ごすことのできるこどもの居場所を提供し、食事提供や学習支援等を引き続き実施してまいります。</u></p> <p>また、市内のこども食堂の運営団体のネットワークを設置しており、<u>団体同士の連携を図るとともに、情報提供や寄附物品等の分配等の支援を通して、子どもの居場所づくりを今後も推進してまいります。</u></p> <p>また、様々な課題を抱えた子どもの背景には家庭の要因があり、関係機関と連携が必要な事例が増えています。いじめ、不登校、児童虐待等子どもを取り巻く問題の多様さや学校だけでは対応困難な事例も多く、子どもの健やかな成長を支えるには、学校と地域の連携が重要であるとの認識のもと、スクールソーシャルワーカーを管内全5中学校区へ各1名配置し、府費配置人員と併せた6名の体制にて福祉の視点に立った支援を進めております。</p> <p><u>「泉佐野まなびんぐサポート事業」による放課後学習や「泉佐野市留守家庭児童会」事業の実施等、引き続き放課後における子どもの安心安全な居場所づくりに努めてまいります。</u></p>	
泉南市	※下線部追加
<p>(家庭支援課)</p> <p>「<u>子どもの学習・生活支援事業</u>」については、生活福祉課で実施しています。</p> <p><u>子ども食堂への支援策については、地域共生のまちづくり推進事業において、令和3年度までに子ども食堂を4か所整備することを目標としており、令和4年度まで泉南市子どもの居場所づくり事業（子ども食堂）補助金の交付を予定しています。</u></p> <p><u>令和5年度以降の子ども食堂への支援について、子どもの貧困に関連する関係機関とも連携し検討を進めます。</u></p>	
<p>(生活福祉課)</p> <p>本市におきましては、<u>子ども施策を担う部局が令和2年度に新設されたところ</u>です。<u>子ども食堂については新設部局により執り行うことになりましたが、子どもの学習・生活支援事業については、生活困窮者自立支援制度所管部局である生活福祉課にて、従前から引続き執り行っているところ</u>です。<u>子ども食堂への直接的な支援は子ども部局より行いますが、子どもの貧困対策につきましても、それぞれの関連する部局の連携が不可欠であることから、部局を横断しての連携・協力を進めます。</u></p>	

阪南市（生活支援課、市民福祉課）	※下線部追加
<p>本市における「子どもの学習・生活支援事業」は、平成 29 年 10 月より実施しており、実施場所は市内の阪南市地域交流館、対象者は生活保護世帯・生活困窮者世帯・準要保護世帯の中学 1 年生から中学 3 年生までの生徒で、定員は 20 名程度で実施しており、令和 2 年度は 7 月以降、月 2 回程度実施しています。また、現在、本市においては、「子ども食堂」が 1 か所活動を行っており、同事業の休憩時間を活用し、事業参加者への食事提供を無償で福祉事業所に行っていたいております。</p> <p>今後も運営団体の活動紹介を行うことにより、新たな「子ども食堂」の立ち上げができるよう、支援を行ってまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>「子どもの学習・生活支援事業」は大阪府が実施しており、本町には N P O や民間団体が運営する「子ども食堂」はありません。</p> <p>本町では子どもの居場所づくりとして、田尻町総合保健福祉センター（たじりふれ愛センター）内にこども達が自由に利用できる「キッズルーム」を開設し見守りを行っております。</p>	
熊取町（子育て支援課）	※下線部追加
<p>子どもの貧困対策につきましては、大阪府主催の「大阪府子どもの貧困対策部会」等の情報を得ながら、「第 2 期熊取町子ども・子育て支援計画」に貧困対策の視点も盛り込み、事業を推進しているところです。</p> <p>また、平成 29 年 4 月から運営されている「こどもレストラン」の活動に対して「住民提案協働事業」に則り、補助金を交付するとともに、実施団体と本町とが各々の役割のもと、互いに交流・情報交換と連携を図り、子ども達の居場所づくりに取り組んでおります。</p> <p>この他、学校現場と福祉部局との連携においては、「子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」等の仕組みの中で、関係機関が連携し子どもと家庭を見守る中で、定例的にスクールソーシャルワーカーと子育て支援課児童相談員が会議を持ち、緊密に連携しながら対応をしているところでございます。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>「子どもの貧困」の解消については、まず、子どもの貧困状況の把握が必要であると考えていますので、アンケート等により把握することを検討してまいります。また、居場所の提供など生活習慣・育成環境向上の取り組みについて、本町の状況に応じた方法を模索してまいります。</p>	

⑥子どもの虐待防止対策について <補強>

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>毎年 11 月の児童虐待防止推進月間にあわせ、市庁舎の懸垂幕、オレンジリボンツリー、駅前の電光掲示板等さまざまな媒体を使って広く児童虐待防止の啓発を実施しております。また、市内大型ショッピングセンターにて啓発キャンペーンを実施し、児童相談所全国共通ダイヤル 189 などを広めることで児童虐待の未然防止に努めております。</p> <p>令和 2 年度には子ども家庭総合支援拠点を子育て世代包括支援センターを包含する形で整備し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行えるワンストップでの相談体制を構築しました。また教育機関等の関係機関と密に連携をとり、早期発見に努めております。</p> <p>相談業務を担う職員の専門性を高めるために、大阪府をはじめとした関係機関が実施する各種研修会に職員を派遣し、適切な支援を行うための能力向上に努めております。</p>	

泉佐野市（地域共生推進課、子育て支援課）	※下線部追加
<p>児童虐待を未然に防ぐため、かねてより「児童虐待防止法」及び「オレンジリボン運動」について、「広報いずみさの」の誌面や市民が参加する各種研修会・懇談会において啓発活動を行っております。昨年度からは、知事をトップとした「大阪児童虐待防止推進会議」が設置されたことを受け、<u>市長が運動期間にオレンジリボン運動のジャンパーを着用のうえ、啓発活動を牽引しオール大阪としての取組みに参画しております。今年度は、新たにホームページやSNSを活用し、活動の様子や体罰防止の法定化について啓発を行い、未然防止に努めております。</u></p>	
<p>また、母子保健及び子育てに関する相談支援等については、基幹型包括支援センター及び地域型包括支援センター等において妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、妊産婦や乳幼児等の実情の把握、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談と必要な情報提供・助言・保健指導、関係機関との連絡調整を行っております。また、<u>生活困窮者等の新たな地域生活課題が増加しており、各センター職員に対し幅広い知識の習得等のため研修内容の充実に努めてまいります。</u></p>	
泉南市（家庭支援課）	※下線部追加
<p>11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンとして、幼稚園、保育施設、小中学校を含む公共施設等で児童虐待防止の重要性を周知するため、ポスターの掲示、のぼり設置、ティッシュの配布等による啓発活動を行いました。<u>また、オレンジリボン啓発ジャンパーの着用による啓発活動について、令和2年度は12月まで期間を延長し実施しました。</u></p>	
<p><u>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学校等の休業や外出自粛が継続する中、「子ども見守り強化アクションプラン(以下、アクションプラン)」（子発0427第3号令和2年4月27日厚生労働省子ども家庭局長）に基づき、各学校長等に電話で登校日の登校状況等を確認しました。</u></p>	
<p><u>なお、全国で緊急事態宣言が解除となり、学校等においても本格的な教育活動等の再開が行われた以降もアクションプランに関連する各通知に基づく対応をするよう、関係機関に依頼する等、学校等との連携を強化し、虐待の早期発見による未然防止に努めています。</u></p>	
阪南市（こども家庭課、健康増進課）	※下線部追加
<p>児童虐待防止の啓発については、広報誌及び市ウェブサイトへの掲載の他、各関係機関におけるパンフレットやポスターの設置等により、市民への周知を行っており、オレンジリボン運動については特に児童虐待防止推進月間となる毎年11月に、市役所ロビーや関係機関等に啓発ポスターの配布・掲示等の協力依頼を実施しています。今後も引き続き、虐待事案に対する早期発見・未然防止に努めてまいります。<u>また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により外出自粛などが広がったこと等を受け、自宅から相談を受けることができるリモート相談の体制づくりを実施するとともに、学校等の各関係機関とも連携を図ることで、在宅時間が増えることによる虐待事案への早期発見・未然防止に努めております。</u></p>	
<p>なお、本市は、平成30年4月に子育て世代包括支援センターを設置しており、妊婦との初めての出会いとなる母子健康手帳の交付の機会を大切に、そこから妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、また、産婦健康診査や産後ケア事業を導入することで、母子保健事業の充実に努め、産後も安心して子育てができる支援体制を整えています。</p>	
<p>職員においては、大阪府が実施する母子保健研修やスキルアップ研修に今後も積極的に参加することで、専門性を高めてまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>本町においては、児童虐待防止推進月間には広報誌による啓発や各種団体の協力による街頭啓発等「オレンジリボン運動」に係る啓発活動を行っております。</p>	
<p><u>また、子育て世代包括支援センターとして妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を各所属の専門職等と連携しながら虐待予防・早期発見・早期支援に努めるとともに、適宜会議や研修などでスキルアップを図っております。</u></p>	
<p><u>新型コロナウイルス感染拡大の影響により懸念される虐待についても、学校も含む所属機関等とのより一層の連携強化により未然防止に努めてまいります。</u></p>	
熊取町（子育て支援課）	※下線部追加
<p>現在の子育て支援課の相談体制といたしましては、平成28年8月、「子育て世代包括支援センター（通称：すくすくステーション）」を開設し、保健師による訪問や面談等の個別支援と、地域の遊びの拠点に</p>	

出向いて行う講座や育児相談、各種健診や相談事業等を組み合わせながら、妊娠期から子育て期に係る切れ目ない支援の強化を図っているところです。

また平成 30 年 4 月から、0 歳から 18 歳までの児童とその家庭を対象とした児童相談を担う部門と母子保健部門を同一グループに組織改編し、児童相談員と保健師の連携も一層強化しております。

児童相談部門には、要保護児童等への支援を適切に図ることを目的に、市町村が設置・運営する「子ども相談ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に専門職の配置と研修が義務づけられたこともあり、子育て支援課の専門職が順次研修を受講し、さらには国から勸奨されているスーパーバイザーを平成 23 年度からすでに配置し、相談対応におけるチームアプローチができる体制となっております。

児童虐待防止対策については、11 月の児童虐待防止推進月間にあわせ、熊取駅での啓発キャンペーンや関連施設へののぼりの掲揚、また、児童虐待防止推進月間における『オール大阪』一斉取組みに参画し、町長がオレンジジャンパーを着用して公務を行うなど、一層の啓発に取り組んでいるところでございます。この他「子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」の仕組みの中で、関係機関の一層の連携を図るとともに、R 元年度からモニタリングシートを導入し、保育所や幼稚園、学校と書面でやりとりをして、早期発見、支援ができる体制の充実を図りました。

今後も行政だけでなく、様々な団体の協力を得ながら児童虐待防止や早期発見、相談体制をつくることと併せて、専門相談や巡回相談、保育所や学校・相談機関が一体となった子ども家庭相談を実施し、児童虐待防止施策を推進してまいります。

岬町（しあわせ創造部）

※従前と変わらず

本町においては児童虐待の予防、早期発見、適切な対応を行うため家庭児童相談員を配置するとともに、必要に応じて虐待対応外部アドバイザーの助言を受けています。また、要保護児童対策地域協議会を設置しており、大阪府子ども家庭センターや、各自治体の児童相談所や担当部局間での情報共有を図り、医療機関や警察との連携もとりつつ、今後も児童虐待への早期対処と防止に努めてまいります。

また、虐待を防止し切れ目のない子育て支援を行うため、本町では子育て世代包括支援センターを設置し、保健センターにおいて、母子保健型として妊娠・出産包括支援事業、産前産後ケア事業、産後健診、新生児聴覚検査費用助成を実施しています。今後につきましても、第 2 次次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子 21 後継計画に基づき事業を推進してまいります。

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について <新規>

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

(回答)

貝塚市

本市におきましては、平成18年11月、泉州地域北部の5市1町（貝塚市・高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・忠岡町）で、泉州北部小児初期救急広域センター（岸和田市荒木町）を開設し、診療体制が手薄となる土曜日夜間、日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）の午前・午後・夜間について、小児（中学生以下）の救急診療を実施しており、子供の救急医療体制の確保に努めているところです。

泉佐野市（健康推進課）

子どもの救急医療の体制整備については大阪府が主導しております。大阪府の第 7 次大阪府医療計画において、救急医療は、主に入院が不要な軽症患者を診療する休日夜間急病診療所等の初期救急医療、入院治療を必要とする中等症・重症救急患者の医療を担当する二次救急医療、二次救急医療機関では対応できない重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する三次救急医療（救命救急センター）に分類し、整備することが責務であるとしています。

また、小児救急医療では、休日夜間急病診療所等が平日夜間や休日における初期小児救急医療（歯科含む）を提供し、初期小児救急医療体制で対応できない救急患者等に対して、24 時間 365 日体制で、二次・三次救急医療機関が小児救急医療を提供しております。本市以南の 3 市 3 町におきましては救急医療を必要とする小児患者への医療の提供の現況を踏まえ、独自に泉州南部初期急病センターを設置・運営しており、木曜日や土曜日の夜間診療及び休日診療を担っている状況でございまして、今後も小児救急医療の推進に努めてまいります。

泉南市（保健推進課）
本市においては、休日・夜間の救急医療体制（二次救急医療）の確保、運営を維持するため泉州医療圏（和泉市以南の8市4町）において救急医療機関の運営費用を負担しており、救急医療サービスの提供に努めています。二次救急医療機関が輪番制で小児科治療を365日行える体制を構築しています。また、泉州南部初期急病センターを泉佐野市以南3市3町で運営費用を補助しており、小児科開設日を増設する等、充実に努めています。引続き、府、医師会、近隣市町と連携、協力しながら、小児科をはじめとし、協力医療機関数の増加に努めます。
阪南市（健康増進課）
現在、泉佐野市以南の3市3町（泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町）において、泉州地域における初期救急体制を確保するため、泉州南部初期急病センターを設置し、休日や夜間における小児科外来を受け入れる体制を取っています。 併せて、和泉市以南の8市4町（和泉市、岸和田市、泉大津市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、高石市、阪南市、熊取町、田尻町、忠岡町、岬町）において、大阪府とともに泉州医療圏二次救急医療対策として、7の医療機関で小児救急医療支援事業を行っています。 今後も、市民のみなさんの安心・安全を確保するための取り組みを継続してまいります。
田尻町
泉州地域では時間外救急診療を輪番制で担当し、小児救急診療が行える体制をとっています。また、近隣自治体と共同運営で泉州南部初期急病センターを開設しており、休日における急病患者に対する診療を行っております。今後も地域で安心して子育てが出来るよう、関係自治体と協力し、救急医療体制を整えてまいります。
熊取町（健康・いきいき高齢課）
平成12年度より、「泉州医療圏二次救急医療対策事業に関する覚書」を高石市以南8市4町で締結し、泉州圏域の二次救急医療（休日診療所からの後送、消防隊からの救急搬送、小児の夜間休日救急）を受け入れていただける医療機関に対して係る費用の一部を8市4町が負担し、地域の救急体制の確保に努めています。
岬町（しあわせ創造部）
本町において小児救急診療については泉州医療圏域二次救急医療対策事業小児救急医療支援事業として運営費補助金を支出し、小児科専門の救急病院を引き続き支援しております。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長については小児科医の確保が必要となりますが、非常に困難な状況にあるため、関係市町、泉佐野泉南医師会などと協議し、国や府に対して、小児科医の派遣や地域における医師確保について要望してまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上 <継続>

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

（回答）

貝塚市	※下線部追加
本市に必要な教職員数の確保については、今後も府に要望してまいります。本市では出退勤管理システムを導入して客観的な勤務時間管理を行っております。教員の在校等時間の上限につきましては、今年度、「貝塚市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、管理職を含めた市内全教職員に示しております。	
全教職員の在校等時間を把握し、長時間労働の是正に努めてまいります。	

泉佐野市（教育総務課）	※下線部追加
<p>きめ細かな指導を充実させるため、平成 28 年度に市独自の予算で小学校 3・4 年生を対象に 35 人学級を実施しました。平成 29 年度からは小学校 5・6 年生を対象とし、小学校全学年に拡充をしております。また令和 2 年度より各中学校に小中連携・生徒指導機能充実のために 1 人ずつ市独自の予算で教員を配置しております。厳しい財政状況の中での実施であるため、国や府の施策として 35 人学級が実現されるよう、国や府への働きかけを引き続き進めたいと考えております。</p>	
<p>平成 30 年 10 月より導入した I C カード式のタイムレコーダーにより、教職員の勤務時間を客観的に把握しております。今年度「業務量の適切な管理等に関する規則」を新たに策定し、施行しております。その規則で在校等時間について上限の原則を定めており、引き続き時間外勤務の縮減を推進したいと考えております。</p>	
泉南市（指導課）	※従前と変わらず
<p>少人数学級編制による少人数の集団は子ども達や保護者から評価が高く、「子どもの安心感が増し、落ち着いた学校生活を送れるようになった」等好評を得ており、欠席率の低下、学習意欲の向上等効果が出ています。学校現場を取り巻く課題が複雑化し、教職員の多忙化が進んだ実態を踏まえると、自治体による教員配置に格差が生じることは義務教育の本質に係ることであり、その意味においても、国による定数改善は必然です。根本的な教職員定数を計画的に改善することや、これからの社会に対応する学習を実現するため、国や府に対して引続き要望します。また、平成 29 年 9 月から全校一斉退庁日及び部活動休養日（ノークラブデー）を全校一斉に実施しており、仕事と生活のバランス良い働き方ができるよう、学校長を通じ指導します。</p>	
阪南市（学校教育課）	※下線部追加
<p>少人数での学級設置については、子ども一人ひとりにより丁寧できめ細かい指導ができることから、学習面・生活面において良好な結果が現れ、非常に有効であると認識しています。</p>	
<p>しかし、教員の確保については、たいへん厳しい財政状況にある本市において、市費による教員の確保は困難な状況にあります。国・大阪府の加配教員を有効に活かし、子どもの学びの質を高める取組を進めているところです。</p>	
<p>一方、支援員の確保についても、様々な補助金や交付金を活用して、確保に努めているところです。</p>	
<p>また、教員の長時間労働の是正については、今年度「阪南市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、タイムカードにより客観的な勤務時間管理を行い、長時間労働になっている教員への働きかけを行うとともに、「一斉退勤日」、「学校閉庁日」、「阪南市部活動の在り方に関する方針」に基づく「休養日」、教員の働き方改革に理解を求める保護者宛て文書配付などを実施しています。今後、「音声ガイダンスによる電話対応」も導入するなど、教員の長時間労働の是正に向けて、取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>少人数学級編制については、令和 3 年度より国に先駆けて小学校全学年において 35 人学級を実施してまいります。そのために、町単費での講師の採用を行い、子どもの学びの質を高め、教職員の長時間労働是正に努めてまいります。また、本町では、校務支援システムの中で勤務時間の管理を行ったうえで、超過勤務時間の縮小を図っております。今後も取り組みを継続しながら、教育の質的向上をめざしてまいります。</p>	
熊取町（学校教育課）	※下線部追加
<p>児童生徒の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、現在小学 1 年生は 35 人学級編制、小学 2 年生から中学 3 年生までは、40 人学級編制と定められております。令和 3 年度からは、法律が改正され、小学 2 年生も 35 人学級編制となり、令和 4 年度以降、小学 3 年生から 6 年生まで、順次 35 人学級にまる予定です。</p>	
<p>教職員の長時間労働については、タイムカードを活用し、各学校において教職員全員の勤務時間数を把握するとともに、月ごとの各個人の結果を熊取町教育委員会に報告してもらい状況を把握しております。令和 2 年度には、各小中学校の電話機を留守番機能やナンバーディスプレイ付機能のある機器へ更新するなど、長時間労働解消に努めております。引き続き、国や府の動向に注視するとともに、他市町とも情報交換を密にしながら、実効性のある対策を行いたいと考えております。</p>	

今後も子どもたちの生きる力を育むために、児童生徒一人ひとりにきめ細やかな指導を行うなど教育の質の向上をはかってまいりたいと考えております。

岬町（教育委員会事務局）

※下線部追加

本町では、小学校1年生及び2年生について35人学級編制を実施しておりますが、実態としましては、少子化により多くの学年で学級が35人を下回っている状況にあります。また、習熟度別指導推進事業等を活用し、加配教員を配置することで、よりきめ細かな少人数指導を行なっております。今後、35人学級編制の対象学年を拡大して実施できるよう、関係機関に働きかけると共に、加配措置の充実や教員の指導力向上を図ってまいりたいと考えております。

教員の勤務時間管理については、勤怠管理システムを導入し、客観的な管理を行うとともに、在校等時間の上限を定めた要綱を作成し、上限時間の遵守に努めております。

(2) 奨学金制度の改善について <継続> ★重点項目

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

(回答)

貝塚市

※下線部追加

現行の奨学金制度の改善について、引き続き国や府に要望してまいります。地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度については、今後の課題であると考えております。

コロナ禍において返済困難な労働者に対しては、返還計画の見直しも視野に入れた相談を行っております。

泉佐野市（学校教育課）

※下線部追加

本市における奨学金制度は、大阪府育英会や日本学生支援機構等の奨学金制度を補完することを主に「泉佐野市奨学金基金条例」に基づき、経済的理由により修学が困難な生徒の進学を支援しております。令和元年度より「泉佐野市奨学金基金」を活用する事業として、「給付型奨学金」を創設しました。この事業は、将来の夢を見据えながら真摯に学習や課外活動に取り組んでいる泉佐野市立中学校3年生の生徒の高校進学時に要する費用の一部を給付し、次世代を担う人材の育成に寄与することを目的としています。

今後も、本事業の目的とする教育の機会均等及び人材育成の観点に基づき制度拡充に向け、先進事例などを研究し検討してまいりたいと存じます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、保護者の経済的負担軽減策として、「泉佐野市貸付型奨学金」において、①申請期間の延長②一括方式による貸付③返済期間の猶予、等の臨時対応を行っております。今後も、状況に応じ家庭の経済的支援を行ってまいります。

泉南市（指導課）

※従前と変わらず

「奨学金」制度の充実は利用者にとって重要な事と認識しています。その改善について、機会を通じて要望します。

阪南市（学校教育課）

※従前と変わらず

給付型奨学金制度や所得連動変換方式など新たな奨学金の制度については、情報把握に努め、本市教育委員会の窓口等においても丁寧な周知・相談活動を継続してまいります。

また、奨学金返済支援制度等については、国や大阪府の動きを見ながら、慎重に検討をしてまいります。

田尻町

※下線部追加

国においては、高等教育の就学支援新制度として、令和2年度より大学等の授業料減免制度や日本学生機構による給付型奨学金が実施されたところではありますが、引き続き、経済状況が厳しい世帯の学生であっても学業を断念せず、安心して進学・就職できるよう要望活動等を進めてまいります。

また、減収や失業等により奨学金の返還が困難となった方については、既に減額返還制度や返還期限猶予制度等も設けられていることから、相談があった際には制度周知に努めてまいります。

熊取町（学校教育課）	※下線部追加
<p>奨学金制度の活用している者、返済が困難な者が増加している現状、<u>また、コロナ禍における返済困難な労働者がいることは認識しています。</u></p> <p>返済に追われることなく、健康で文化的な生活を送れるよう要望活動等を行っていきます。</p>	
岬町（教育委員会事務局）	※下線部追加
<p>給付型奨学金制度をはじめとする各種の奨学金制度については、窓口等における周知を継続すると共に、制度の拡充について、引き続き国に対して働きかけをまいります。</p> <p>町における奨学金返済支援制度の創設や地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入にあたっては、国、府の動向や近隣市町の情報等の把握に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>また、コロナ禍において返済困難な労働者に対する返済猶予措置につきましても、国、府の動向や近隣市町の情報等の把握に努めてまいりたいと考えています。</p>	

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

①差別的言動の解消に向けて <継続>

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>今後も「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）や大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例の趣旨に基づき、相談体制、教育の充実、啓発活動を推進してまいります。</p>	
泉佐野市（人権推進課）	※下線部追加
<p>外国人差別解消を目的とした啓発冊子を作成しており、市民への配付を通じて啓発を行っています。<u>また、今年度は『技能実習生』という名の外国人労働者～在日外国人の人権～』をテーマに人権啓発講座を開催し、市民への啓発に努めました。</u></p> <p>今後も、地域の実情に応じた啓発をはじめ、差別解消の取り組みを実施してまいります。</p>	
泉南市（人権推進課）	※下線部追加
<p>本市では、平成29年8月に泉南市人権行政基本方針、令和元年8月に泉南市人権行政推進プランを策定し、「外国人の人権」についても取り組むべき主要課題の1つとして掲げています。<u>人種や民族、宗教、生活習慣の違い等に起因する差別を解消するための施策の推進に努めます。</u></p>	
阪南市（人権推進課）	※下線部追加
<p>特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは人権侵害にあたる行為であり、許されるものではないと認識しております。<u>これまでも市民対象の人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」において、在日外国人の人権をテーマに取り上げ啓発に取り組んでまいりました。</u></p> <p>また、「ヒューマンライツセミナー」等の講座開催時には、ヘイトスピーチ解消法のリーフレットを参加者に配布し、法施行についての啓発に努めるとともに、ヘイトスピーチに関する相談については、本市の人権相談事業における的確な助言を行い、事案に応じて適切な機関の紹介等ができるよう、相談体制を整え迅速な対応に努めています。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>ヘイトスピーチは、差別を助長するおそれがあることから決して許されない行為であると認識しております。深刻な人権侵害であるヘイトスピーチに関しては、大阪府をはじめ近隣市町や関係機関と連携・協力を図りながら、<u>広報誌やホームページへの啓発記事の掲載、じんけんカレンダーの作成・全戸配布など様々な機会を通じ啓発に努めているところです。</u>今後も引き続き差別のない心豊かな人権のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。さらには、公共施設管理者を含む職員に対してもヘイトスピーチが施設内において起こることがないように、引き続き周知徹底してまいります。</p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課）	※下線部追加
<p>特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチは決して許される行為ではありません。</p>	

本町では、年2回発行している人権啓発紙「しあわせへの道」や街頭啓発、町ホームページにおいて、令和元年11月に施行された「大阪府人種または民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の周知をはじめとした、さまざまな啓発に取り組んでいるところです。

今後も、未だ、全国で発生しているヘイトスピーチの事例等の研究もおこなってまいります。

岬町（総務部）

※従前と変わらず

本町では、あらゆる差別をなくし、人権擁護を図ることを目的として「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定（平成6年）しており、ヘイトスピーチをはじめとするあらゆる差別・人権問題をなくす対策並びに周知活動を、国・大阪府・関係機関と連携を図りながら対応に努めてまいります。

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて <継続>

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

(回答)

貝塚市

※下線部追加

LGBTなどのセクシュアルマイノリティに対する理解を深めるため、市広報で「性的少数者の人権」として、性的少数者への理解が不十分で偏見や差別があり、生きづらさを感じている人がいること、様々な性のあり方が存在することなどを掲載するとともに、市主催のじんけんセミナーでは、LGBT当事者の方を講師にお招きして講演いただくなど、市民や職員の意識変革の啓発に取り組んでおります。市独自のパートナーシップ制度については、昨年9月に要綱を制定し貝塚市パートナーシップ宣誓制度を導入いたしました。多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境については、現在進めている市庁舎の建替えにおいて整備を予定しており、今後においても、施設の大規模改修時に取り組んでまいります。

泉佐野市（人権推進課、総務課）

※下線部追加

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別を解消する目的で、昨年度の人権啓発冊子“人として生きる”のテーマとして「LGBTって知っていますか？」を作成して啓発に努めています。さらに、今年度は、「性的マイノリティ～男性から女性になった当事者の立場から～」をテーマに講演を行い、当事者である講師からの貴重な体験談を通じ、市民の理解を広めました。今後も広く市民への理解を図るため、様々な機会を通じ、啓発に努めてまいります。

また、市独自の条例制定や「同性パートナーシップ制度」の導入については、他市町村の動向を注視しつつ、今後、部落差別撤廃人権擁護審議会及び男女共同参画審議会に諮り、委員の皆様からのご意見を参考にしながら検討してまいります。

また、高度経済成長期に集中的に整備された公共施設等が老朽化するとともに、大規模な自然災害が頻発しており、将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる都市基盤の整備が必要とされています。そのような中、誰もが利用しやすくまた、あらゆる状況下においても対応可能にする公共施設の環境づくりは必要性の高いものとして位置づけ、順次取り入れるよう考えております。

泉南市

※下線部追加

(人権推進課)

本市では、せんなん男女平等参画プランに基づき、性同一性障害を有する方等の人権を尊重するため、まずは、性の多様性に関する講演会や講座を開催し、市民に対し様々な性についての理解の啓発に努めています。パートナーシップ宣誓証明制度については、現在、府の制度を運用しているところですが、各自治体の状況を踏まえ検討します。

(総務課)

現在、市役所本館及び別館において、それぞれ各階に1か所ずつ多目的トイレ又は障害者用トイレを設置し、また、点字ブロックを設け、誰もが利用しやすい施設運営に努めています。今後も、市民が安心して利用できるよう環境の維持・充実に努めます。

阪南市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>多様な性のあり方を当たり前とした社会づくりのため、性的マイノリティについての理解を促進するための教育・啓発に取り組むことが重要です。本市では、これまで人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」等で、LGBTなどの性的マイノリティをテーマに取り上げ、啓発活動に取り組んでおり、啓発講座実施時のアンケートにおいても、性別に関する設問を無くす等の配慮をしております。</p> <p>また、「同性パートナーシップ条例」については、内部にて調査、研究を進めている段階ですが、大阪府とも連携を取りながら性的マイノリティに対する偏見や差別を無くすための啓発活動を行うとともに、多様な性が尊重されたまちづくり、環境づくりに取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p><u>大阪府では、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が2019（令和元）年に制定されるとともに、パートナーシップ宣誓証明制度が導入されました。これらは性の多様性や性的マイノリティに関する理解促進をめざすうえで大変意義深いものであると認識しております。本町としましては、先行して取り組む自治体の状況をふまえ、制度の導入や施策の実施について研究してまいります。</u></p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課）	※下線部追加
<p>本町では、男女共同参画社会情報誌「男女が“ともに”協力しあいながら・・・」や広報での記事掲載や講演会などを通じて、多様な性のあり方について広く周知など、性的マイノリティに対する理解促進に努めております。今後も継続して、理解促進に努めてまいります。</p> <p><u>また、令和2年1月から「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始されたことを受け、町営住宅入居者募集時において、入居希望している同性カップルが大阪府または府内自治体によって互いにパートナー関係であると証明されていることが確認できた場合、申し込み可能としております。引き続き、大阪府と連携しながら多様な性が尊重される社会の実現を目指し、理解促進への取り組みを行うとともに、先進自治体の取り組み等についても情報収集に努めております。また、本年10月には、役場1階に新たに多機能トイレを設置するなど、環境整備についても努めております。</u></p>	
岬町（総務部）	※従前と変わらず
<p>本町では、「第2次岬町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた意識改革の提案をし、老若男女の問題意識を喚起することを目的として、女性も男性も「いきいき暮らせる社会」を実現するため、固定的な性別役割分担意識を解消すべく、平成29年度には、性的マイノリティに係る人権問題を、住民の皆様にご認識していただきたく、「LGBT」をテーマにした啓発冊子を作成し、町内に全戸配布を実施しました。今後も、LGBT等セクシュアル・マイノリティの方に対する偏見や差別はもとより、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを実現するため、国・府・関係機関と連携を図りながら、必要に応じた検証と支援、理解促進に努めてまいります。</p>	

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて <継続>

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
<p>本市においては、毎年6月の就職差別撤廃月間に貝塚市企業人権協議会と連携し啓発を行い、広く周知に努めているところです。また、貝塚市企業人権協議会を通して、大阪企業人権協議会が主催する様々な人権研修会の案内や、市と貝塚市企業人権協議会共催のじんけんセミナーの中で企業向けの内容で開催し、人権について学ぶ機会を提供しています。</p> <p>今後も、市広報やセミナー等で、あらゆる人権に関する周知啓発に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（人権推進課、まちの活性課）	※下線部追加
<p>部落差別解消推進法については、“広報いずみさの”及び市ホームページでの周知や、啓発冊子及び啓発物品を配布し、啓発に努めてまいります。<u>今年度は「人権は暮らしの中に～部落問題とわたし～」をテーマに人権啓発講座を開催し、市民への啓発に努めました。今後も、関係課及び関係機関と連携し、</u></p>	

差別解消の取り組みを実施してまいります。	
また、泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例、泉佐野市人権教育推進計画等に基づき、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じてまいります。	
また、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会と連携し、事業所の立場から就職の機会均等、あらゆる差別の解消に向けた研修会を開催するなど、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めてまいります。	
泉南市（人権推進課）	※下線部追加
公正採用選考人権啓発推進員については泉南市事業所人権推進連絡会会員事業に対し周知を図り拡充に努めます。部落差別解消推進法についても研修会等での周知を図っているところであり、今後も部落差別の解消に向けた取組に努めます。	
阪南市（人権推進課）	※従前と変わらず
本市では、人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」等において、部落差別をはじめあらゆる差別を無くすための啓発活動に取り組んでおります。また、「ヒューマンライツセミナー」等の講座開催時には、部落差別解消法のリーフレットを参加者に配布するなど、今後とも啓発に努めてまいります。	
田尻町	※下線部追加
泉佐野市、熊取町、田尻町の事業所で組織する「泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会」において、研修会の開催やニュースの発行、街頭啓発などにより就職差別撤廃を企業内外に周知してまいりました。今後も引き続き、啓発に努めるほか、町広報・HP等による啓発も引き続き実施してまいります。	
部落差別解消法については、これまでも町広報、HPへの記事掲載や部落差別をはじめとする様々な人権課題とともに、講演会や職員研修会等を実施してきたところです。今後も差別や人権侵害のないまちづくりに向け積極的に取り組みを進めてまいります。	
熊取町（人権・女性活躍推進課）	※従前と変わらず
企業の公正採用に向けた啓発については、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会の研修や会員事業所へ配布している連絡会ニュースなどを通じて繰り返し啓発をおこなっているところです。	
また、部落差別解消法の周知については、人権啓発紙「しあわせへの道」での周知をはじめ、街頭啓発や人権啓発地域映画会、講演会、成人式等においても啓発するなど、幅広い年代に対して周知に努めております。今後も、部落差別をはじめとする、あらゆる差別の撤廃に向け、関係機関と連携しながら啓発を行ってまいります。	
岬町（総務部）	※従前と変わらず
本町では、学卒求人申し込みが始まる6月が「就職差別撤廃月間」に定められていることを広報誌等で周知するほか、大阪府や関係機関、本町内の事業所で構成する「岬町事業所人権問題連絡会」と連携しながら、幅広い啓発活動の展開に努め、就職差別をなくすためには、採用する企業側において、その社会的責任を果たす取り組みが必要なことはいまでもなく、一人ひとりが不公正な選考を「しない、させない、許さない」という意識を持ち、企業と一体となって就職差別撤廃の気運を盛り上げてまいります。また、今後も「部落差別解消推進法」の趣旨を十分認識し、国や大阪府・関係機関と連携を図りながら、引き続き部落差別問題の解決に向けた施策に取り組んでまいります。	

（4）投票率向上に向けた環境整備について <新規>

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

（回答）

貝塚市
本市では、期日前投票所を市役所及び山手地区公民館の2カ所に設置していますが、次回の選挙より南海貝塚駅構内にある「まちの駅かいつか」に期日前投票所を増設する予定です。これにより、通勤、通学に南海電鉄、水間鉄道を利用する選挙人が投票しやすくなるものと考えております。なお、期日前投票所を増設することから、共通投票所の設置や期日前投票所の投票開始時刻の繰り上げ、終了時刻の

繰り下げなど投票時間変更、投票所を設置する施設の公募については考えておりません。

投票方法について自書式から記号式に改めるには、立候補締切後に投票用紙を作成しなければならず、立候補締切から投票日までの期間が短い本市の市議会議員選挙及び市長選挙においては準備が困難であること、また、これまで選挙機器類や電算システムを整備することにより、投開票作業の迅速化・効率化を図ってきたこと、さらに、候補者の氏名等を記載することができない選挙人については、投票所の事務に従事する者が、投票の秘密に配慮しつつ代筆する代理投票の対応を行っていることから、記号式投票の導入は考えておりません。当面、投票制度をめぐる国の動向を注視してまいります。

不在者投票手続きのうち、投票用紙等の請求については、平成 28 年総務省の規則改正により郵便による請求のほかオンラインによる請求が可能とされたことから研究してまいります。

泉佐野市（選挙管理委員会事務局）

市内 35 か所の投票所については、投票者の利便性と投票率の向上を考慮して、町会館、公民館、学校施設等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内と南海泉佐野駅付近施設の 2 か所に期日前投票所を設置しております。

共通投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び投票所設置に伴う公募については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣市町の動向を注視してまいります。

記号式投票については公職選挙法第 46 条の 2 に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙にのみ認められていますが、点字投票、期日前投票及び不在者投票を除くとされております。記号式投票及び不在者投票手続きについては、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよいしくみを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。

泉南市（総合事務局）

従前より、市内大規模商業施設における期日前投票所設置を検討してきたところですが、今後も引き続き、導入及び維持に係る費用や選挙人の利便性向上、それらに伴う投票率の向上等の費用対効果を十分検討しつつ、低コストでの実施方法や、導入済みの自治体での事例を研究し、期日前投票所の増設に向けて取組みます。

共通投票所の設置については、全投票所のネットワーク構築が前提となり、費用が多額にのぼるため、現状の本市の状況においては消極的に捉えています。ただし、将来的には現投票所施設の老朽化、人口減少等により、市全体の公共施設等の最適化計画に合わせた投票区及び投票所施設の見直しを推進する必要があり、今後検討が必要であると考えています。

投票方法、不在者投票手続きに関しては、一部法改正が必要なものがあります。総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会」が、平成 30 年 8 月にまとめた報告書に不在者投票に関する内容が盛り込まれていますので、同報告書の内容を反映した改正法が施行された際には、適切に対処します。

阪南市（行政委員会事務局）

市内 22 箇所の投票所については、投票者の利便性と投票率向上を考慮して各行政区内の住民センター等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内に期日前投票所を設置しております。

共通投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び投票所設置に伴う公募については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣自治体の動向を注視してまいります。

記号式投票については、公職選挙法第 46 条の 2 に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙にのみ認められていますが、期日前投票と不在者投票を除くとされております。

記号式投票及び不在者投票手続きについては、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよい仕組みを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。

田尻町

本町においては、頻繁に人の往来がある施設としては、役場、総合保健福祉センター、公民館があり、これらはすべて投票所としています。共通投票所の設置については、同一選挙人の二重投票などの不正防止システムの構築や体制整備など課題があり、現段階では設置の予定はございません。

期日前投票の投票時間については、期日前投票所が 1 か所であり、また、夜間の投票者が少ないため、

現状どおりの投票時間を考えております。

投票方法の記号式については、国政選挙が自書式であるため、町の選挙のみを記号式にすると、投票者の混乱を生じる懸念があり、記号式投票を導入するのであれば、国政選挙を含めた、すべての選挙において導入することが望ましいと考えております。

不在者投票手続きについては、現時点においては、対象者が少数であるため、直接又は郵便等による請求としていますが、国のデジタル・ガバメント実行計画において、自治体の業務システムの標準化・共通化が掲げられているため、その動向を注視してまいります。

熊取町（総務課）

平成 31 年度統一地方選に係る全国的なアンケート調査（明るい選挙推進協会発行 第 19 回統一地方選挙全国意識調査）の結果によると、若年世代の投票参加率が低く、また投票を棄権する理由については、投票環境の整備より、選挙に関する関心度の低さに起因するものが多数を占めている状況であることから、本町選挙管理委員会としては、今後の投票率の向上に向けて、投票環境の整備ではなく、若年世代をターゲットにした、選挙に関する関心度の向上施策に取り組む予定としています。

また、記号式投票については、地方公共団体議会の議員又は長の選挙にのみ認められたものでありますが、衆議院議員選挙や参議院議員選挙と投票方法が異なること、また記号式投票への変更を実施したとしても、期日前投票及び不在者投票は自書式投票のままとなり、混乱を招くおそれがあること等の理由により自書式投票から変更の予定はありません。

不在者投票に係る投票用紙等のオンライン請求については、本町における不在者投票の利用者が少ないこと等から、現在のところ実施する予定はありません。

岬町（総務部）

本町の取組みとしては、投票者の最寄施設である集会所等の活用による利便性と投票率の向上を旨としています。また、共通投票所の設置については、まず前提として投票者を受入可能な集客施設等が本町内に所在することが必要であること、二重投票防止のための措置（オンラインによるリアルタイムでの投票状況の管理など）が必要であることなど、実現に至るには課題があると認識しています。また、投票方法については、今後も公職選挙法等に規定された方法に基づくものとしてまいります。

(5) ふるさと納税の運用について <新規>

ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

(回答)

貝塚市

本市のふるさと納税については、寄付者が教育、子育て、公共交通等の 9 つの使い道の中から選択し、各種事業へ活用しております。

泉佐野市（行財政管理課）

ふるさと応援寄附金については、寄付をいただく際にご指定いただいた用途に応じた基金に積み立てし、様々な施策に活用しております。要請にありました、教育や産業振興の分野についても、教育振興基金、地域経済振興基金を通して、学校プールの整備や観光振興などに充当しております。

泉南市（政策推進課）

本市のふるさと納税による寄附金については、寄附申込時に人権、教育、子育て、福祉、産業振興等 14 の用途から選択していただけるものとなっています。よって、ふるさと納税の用途については、寄附者の想いを反映するため、選択していただいた用途の予算として活用します。

阪南市（行政経営室）

本市では、阪南市ふるさとまちづくり応援寄附条例に基づき、(1) 安心・安全のまちづくりに関する事業、(2) 自然環境の保全及び活用に関する事業、(3) 子どもたちの健全育成に関する事業、(4) 文化及びスポーツの振興に関する事業、(5) 産業の振興に関する事業、(6) 地域活性化に関する事業の 6 事業のうち、寄附者が自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定することができる制度となっており、寄附者の意向を反映した個性豊かな魅力あるまちづくりに資することを目的としております。

今後におきましても、寄附金を適正に管理、運用し、本市のさらなる発展のため、有効に活用できるよう努めてまいります。

田尻町

本町ではふるさと応援寄附金をいただいた方の意向に沿って、次の6つの分野に分けて田尻町ふるさと応援基金の運用を行っております。

- (1)黄たまねぎをはじめとする特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業
- (2)田尻歴史館をはじめとする歴史・文化財等の保全・活用に関する事業
- (3)安心・安全なまちづくりに関する事業
- (4)子どもたちの健全育成に関する事業
- (5)環境の保全及び再生に関する事業
- (6)教育、文化及びスポーツの振興に関する事業

この基金を活用し、これまでに小学生を対象としたトップアスリートによる「夢の教室」や、本町の地場産品である幻の泉州黄たまねぎのブランド化に向けての希少品種（吉見早生）の採種事業などに取り組んでまいりました。

今後も寄附者の意向に沿って、地域活性化に資するものをはじめ、本町の特色を生かした様々な事業にふるさと応援基金を活用してまいります。

熊取町（企画経営課）

厳しい財政運営と人口減少社会の中で、貴重な財源を効率的・効果的に活用していくことが、今後の益々重要になるものと認識しております。

ふるさと納税の活用については、寄附者による使途指定があるものについては寄附者の意思を尊重する一方、使途指定がないものについてはご指摘の教育予算や地域活性化に資する取組を含めて住民ニーズをしっかりと踏まえた上で、予算確保に向けた他の財源の有無なども考慮しつつ、優先順位をつけ取り組んでまいります。

岬町（総務部）

本町では、ふるさと納税の寄付を受ける際に、寄付者が希望する施策に指定して寄付が行えるようになっております。指定先として、教育、福祉、子育てを始めとした事業に観光振興に係る事業など、地域の活性化に向けたメニューを設けています。令和3年度につきましても、引き続き地域活性化に向けた収入確保に努めてまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて <継続> ★重点項目

食品ロス削減にむけて、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

(回答)

貝塚市

※下線部追加

本市では、令和2年3月31日付で閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、令和2年10月号の広報かいつかに「食品ロス削減月間」と題し、新型コロナウイルスによる新しい生活様式が提唱される中、お店でのテイクアウトやデリバリーなど、販売方法を工夫した食品の有効活用への取組みや、家庭の冷蔵庫を整理し期限間近の食品や使いかけの野菜を使い切るなど、食品ロス削減に取り組む記事を掲載したところです。

また、「3010 運動」については、コロナ禍にあり宴会等の自粛を求めている中での啓発は難しいですが、新型コロナの終息後には「広報かいつか」や「ホームページ」を活用した啓発活動に努めてまいります。

<p>今後も大阪府が立ち上げた「食品ロス削減ワーキングチーム」との連携を図り、そこで得た情報などを「広報かいづか」や「ホームページ」を活用した情報発信に努め、市民への周知、啓発活動を実施してまいります。</p>	
<p>泉佐野市（環境衛生課）</p>	※従前と変わらず
<p>食品廃棄物について、長期保存冷蔵庫購入に対する助成を継続するほか、食品リサイクル法に基づく取り組みや、その他市として取りうる手段・方法について検討してまいります。</p>	
<p>泉南市（産業観光課）</p>	※下線部追加
<p>引続き食品ロス削減にむけ、広報紙やウェブサイトでの啓発、小学校での出前授業やイベントにて食べ切り促進等のPRを行います。<u>また、条例制定や環境整備については、関係部署とも連携を図り食品ロス削減に努めます。</u></p>	
<p>阪南市（資源対策課）</p>	※下線部追加
<p>食品ロス削減については、市ウェブサイト「減らそう食品ロス」のページを設け、大阪府と府内市町村で作成した「食品ロス削減事例集（みんなで減らそう食品ロス）」を活用した啓発を行うとともに、<u>市内小学生を対象とした「できることからやってみよう！食品ロス削減ポスターコンクール」を実施するなど、食品ロス削減に向けた取組を推進しています。</u></p> <p>今後も、市民の皆さんが取り組めるような「食べきりレシピ」や冷蔵庫での保管方法等を紹介するとともに、懇親会での「3010運動」の更なる促進を図ってまいります。</p>	
<p>田尻町</p>	※下線部追加
<p>食品ロス削減については、昨年度同様、広報等において、家庭での普及活動を行っているところです。<u>条例制定等につきましては、全国及び大阪府下の先進的取組の市町村の状況等を研究し、検討してまいります。</u></p>	
<p>熊取町（環境課）</p>	※下線部追加
<p>食品ロス削減における本町の取組については、第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）や令和2年5月策定の熊取町エコプロジェクトに基づき、以下の啓発活動を積極的に実施している。</p> <p>【現在及び今後の取組み】</p> <p>① 平成30年度より「毎週月曜日は“食べマンデー”」をキャッチコピーとして、広報やホームページへの啓発記事掲載、町内小中学校や公共施設への啓発ポスター掲示、環境フェスティバルでの啓発パネルの展示や本部テントでのチラシ配布によるPRの実施など積極的に推進している。</p> <p>② <u>今年度、食品ロス削減に関するアンケートを実施し、本町の住民の方が捨てがちな食材を把握したうえで、その食材を利用した熊取町オリジナルの「冷蔵庫スッキリ！レシピ」を食生活改善推進協議会の協力のもと作成しており、令和3年3月に広報、ホームページ等で公開する予定である。</u></p> <p>③ <u>さらに、環境省による食品ロス実態調査支援事業を活用し、令和3年2月に食品残渣分析調査を実施予定である。これにより本町における一般家庭から排出される可燃ごみの食品ロス割合を明らかにし、今後の啓発に生かしていく。</u></p> <p>④ <u>また、町内飲食店への食品ロス削減協力店舗に配布用のステッカー（環境省が「ドギーバッグ」に代わるネーミングを募集し、新しく決定された「m o t t E C O」を活用した）を作成中であり、食べ残しお持ち帰り運動や小盛対応等のPRを図っていく等の施策を推進していきたいと考えている。</u></p> <p>以上、食品ロス削減の啓発に努めているところであり、今後においても、あらゆる機会を通して、継続して啓発に努める。</p>	
<p>岬町（しあわせ創造部）</p>	※従前と変わらず
<p>食品ロス削減に向けた取組みは、廃棄物の減量をはじめ、資源の有効活用等の観点から重要な取り組みと考えております。食品ロス削減に向けて、住民や事業者の取り組み等を推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。</p>	

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について <新規>

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動

の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

(回答)

貝塚市
<p>現在、大阪府において、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」及び2020年3月31日に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、大阪府環境審議会内に食品ロス削減推進計画部会を設置し、「大阪府食品ロス削減推進計画」の策定に向け審議中です。</p> <p>本市といたしましては、大阪府や近隣市町の動向を注視し、フードバンクをはじめとする民間団体やNPO法人などとの連携及び本市の教育委員会や関連部局との連携も含め、今後の取組みのあり方について研究してまいります。</p> <p>本市では、食に困っている方に直接食糧を提供する事業は行っていませんが、先進事例等を参考に研究してまいります。</p>
泉佐野市（地域共生推進課）
<p>平成29年3月に、大阪いづみ市民生活協同組合様と「食糧等分配支援事業に関する協定書」を締結し、「こども食堂」及び「生活困窮者等の保護と自立の促進を図る事業」を対象として、生協様の宅配事業での予備として入荷した食品のうち使用されなかった安全な食糧を、無償で適宜ご提供いただいております。生協様からご提供いただいた食糧は、市が食糧等の提供先として適切であると認める市内のこども食堂運営団体や市が緊急的に食糧等を要すると認める市内在住者などに分配させていただいております。</p>
泉南市（生活福祉課）
<p>清掃課より、廃棄食料をフードバンクに活用する構想があり、本課が自立相談支援事業等を委託している事業者にて現在フードバンクを行っているところですが、清掃課と委託先事業者にて協定を結び廃棄食料をフードバンクに活用するための準備を進めているところです。</p> <p>本市にてフードバンクを行っている事業者が前述委託事業者のみであり、その事業者とは常に情報交換を行っていることから現時点では協議体設置の予定はありません。</p> <p>また、社会的認知向上については、現在行っている広報活動の強化充実に取組みます。</p>
阪南市（資源対策課）
<p>昨年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことから、広報はんなん10月号で特集を組むとともに、阪南TVでもその概要についてお知らせをしました。</p> <p>今後も、豊かでおいしい食べ物に一人ひとりが感謝の気持ちを持ち、食品ロス削減を促進できるように効果的な啓発活動に取り組んでまいります。</p>
田尻町
<p>現在、本町内においては、フードバンク活動団体はありません。</p> <p>今後、当該活動を希望する団体に対しては、町として可能な支援の検討を行ってまいります。</p>
熊取町（環境課）
<p>本町では、「熊取町エコプロジェクト」に基づき、令和2年10月より町内公共施設に食品回収（フードドライブ）窓口を常設しており、この活動で回収した食品を町内の子ども食堂やフードバンクOSAKAへ寄付しているところである。</p> <p>今後においても、「食品ロス削減推進法」の理念を勘案し、フードバンクOSAKAと連携体制を維持しながら、町内イベントや広報、ホームページなどを通じて普及啓発等に努めていく。</p>
岬町（しあわせ創造部）
<p>食品ロス削減に向けて、住民や事業者の取り組み等を推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。</p>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について <継続>

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)

の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
本市では、悪質クレーム対策に特化した取組は行っていませんが、市内商業施設や公共施設に消費者問題に関する様々なパンフレット等の配架や広報誌及びホームページへの記事掲載を通じて、消費者への情報提供、啓発に努めております。また、消費者教育の一環として、講演会を実施するなど、消費者としての知識・情報を深める機会を提供し、消費者教育の推進に取り組んでおります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
消費生活センターを中核として相談業務・啓発の充実をはかり、消費者教育の一環として悪質クレームの抑止・撲滅等を推進するため、高齢者から子どもまであらゆる世代の消費者へ適切な情報提供や注意喚起を促すよう取り組んでまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
現在、消費者庁事業の消費者の倫理的消費の項目の中にはカスタマーハラスメント防止のための啓発は含まれていないため行っていません。	
阪南市（まちの活力創造課）	※下線部追加
カスタマーハラスメントに対する社会の認識を高めていくとの国の動向を踏まえ、消費生活センターの役割や消費者の役割について啓発を行い、消費者教育に努めてまいります。 また、市独自の判断基準の策定については、 <u>国や大阪府等の動向に注視し、検討してまいります。</u>	
田尻町	※従前と変わらず
悪質クレームの対策の消費者教育については、国や大阪府、関係団体と連携して情報収集するとともに、広報やホームページによる啓発活動等を実施してまいります。	
熊取町（産業振興課）	※下線部追加
本町の消費生活センターは消費者被害の未然防止を目的として設置されておりますが、消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅の推進については、消費者教育の充実の一環として検討して参ります。 また、町独自の判断基準の策定については、 <u>他市町村の状況も確認し、研究して参ります。</u>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
企業等の人手不足対策として離職の一因と考えられる不当クレーム（カスタマーハラスメント）による従業員への負担に対応するため、各企業での不当クレーム対策の検討が重視されています。また、厚生労働省においては対策指針の作成が検討されるなどカスタマーハラスメント対策の重要性が増していると考えられます。このような状況を踏まえ、本町では、関係機関等の動向を注視し、町内イベント等を活用した啓発活動の実施を検討するなど対策に努めてまいります。	

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について <補強>

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
本市では、特殊詐欺や悪徳商法の撲滅を目的に、広報紙及びホームページに記事を掲載するとともに、市内の商業施設や公共施設にパンフレット等を配架し、消費者への情報提供、注意喚起を行っております。 <u>また、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺についての注意喚起についても今年度、既に実施しております。</u> さらに、警察と連携し、年金支給日にあわせた街頭啓発活動に取り組んでおります。	

<p>また、特殊詐欺被害の防止を図るため、平成 29 年度から、警察などが収集した迷惑電話番号（特殊詐欺関連）を自動的拒否できる装置を高齢者に無料で貸し出す事業を実施しており、今後も継続していきます。</p>	
泉佐野市（自治振興課）	※下線部追加
<p>特殊詐欺の被害防止対策としまして、啓発チラシ等を配布するとともに、青色防犯パトロール車両により市内全域の巡回時において、啓発アナウンスを行っております。特に今年度は、<u>新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起アナウンスを行っております。</u>さらに、特殊詐欺に係る広報啓発及び注意喚起等を連携して実施するために、本市、泉佐野警察署、防犯協議会、事業所防犯協会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町会連合会、泉佐野商工会議所、大阪タオール工業組合で、特殊詐欺被害防止対策協定を締結しております。</p> <p>また、平成 29 年に迷惑電話防止装置 300 台を購入し、65 歳以上の市民に無償貸し出しを継続して実施しており、振り込め詐欺などの被害防止対策を講じております。</p>	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
<p>特殊詐欺対策として有効な留守番電話の効果的な使い方等をはじめとした様々な悪質商法の被害防止をチラシやウェブサイト、SNS を活用した啓発に努めます。</p>	
阪南市（まちの活力創造課、生活環境課）	※下線部追加
<p>広報誌や市ウェブサイト、SNS 等を活用し、増加傾向にある相談事例や、特殊詐欺の手口等について紹介し、注意喚起に努めております。<u>新型コロナウイルス感染症に乗じた新たな詐欺手口についても、関係機関と連携し、迅速な情報発信、注意喚起に努め、被害の未然防止に努めてまいります。</u></p> <p>また、泉南警察署や阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯教室や街頭啓発活動、青色防犯パトロール等により、市民への特殊詐欺被害防止についての啓発を行っています。</p> <p>なお、特殊詐欺被害防止のための簡易型警告・自動通話録音機を配布するとともに、地域が自主的に行う啓発活動の支援を行っています。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>特殊詐欺被害の未然防止対策については、啓発物品等による啓発と併せて、国や大阪府、関係団体と連携し、専門相談員を配置することで、引き続き本町における消費生活をめぐる現状と課題を整理するとともに、本町に適した消費者施策を研究し、効果的に取組めるよう検討してまいります。</p>	
熊取町（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>住民の方や泉佐野警察署などからの不審電話の発生、特殊詐欺事案の多発等に関する連絡 に応じ、熊取町安全パトロール隊によるパトロールにあわせて、詐欺の手口や不審電話の対応など、車載スピーカーによる音声広報を行い、啓発に努めております。</p> <p>さらに、防災行政無線により、住民に対して特殊詐欺事案の発生による注意喚起を行っており、加えて、町広報紙への啓発記事の掲載や回覧板により、新たな手口も踏まえた注意喚起、チラシの配布などを行っております。</p> <p>今後も、泉佐野警察署等と緊密な連携を図りながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。</p>	
岬町（まちづくり戦略室）（都市整備部）	※下線部追加
<p>町内で特殊詐欺の情報があつた場合は、泉南警察署と連携し、防災行政無線等において情報提供及び注意喚起を行っています。また、自動通話録音機の無償貸し出しや注意喚起ティッシュの配布などにより被害の未然防止に努めています。今後も関係部局などと連携を図り、特殊詐欺に係る情報の共有を迅速に行うことで未然防止対策に努めるとともに、広報や町内イベント等を活用し広く注意喚起を行うよう努めてまいります。特に、<u>新型コロナウイルス感染症の拡大に乗じた特殊詐欺については、関係部局との連携を密に取るなどして、住民に対して迅速な注意喚起を行うよう努めてまいります。</u></p>	

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進 <補強>

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>本市の主要5駅のうち、南海貝塚駅、二色浜駅、JR和泉橋本駅、水間鉄道貝塚駅の4駅は、鉄道事業者に対して財政支援を行い、既にバリアフリー化が完了しております。残るJR東貝塚駅につきましても、西日本旅客鉄道株式会社が令和5年度完了に向けて事業に着手したところであり、整備費用について応分の負担を市として行っております。なお、これら設備の維持管理・更新費用や設置後の補修等に対する財政支援については考えておりません。</p>	
泉佐野市（都市計画課）	※下線部追加
<p>バリアフリー法に基づく基本方針におきまして、障害者の自立や社会参画を促す「ノーマライゼーション」の観点から、国のみならず、地方公共団体においても鉄道事業者の設備投資に対して支援を行うことが重要である、とされています。これらの観点から平成20年度に「泉佐野市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備補助金交付要綱」を定めており、この要綱により鉄道事業者に対して事業費を補助することで、障害のある人や高齢者等の社会参加の促進と福祉のまちづくりの推進を図っております。</p> <p>具体的には、平成21～23年度にかけて「JR日根野駅」、平成25年度には「南海羽倉崎駅」、平成27年度には「りんくうタウン駅」、平成29年度には「南海鶴原駅」、平成30～令和元年度には「南海井原里駅」のバリアフリー化に対しての補助を行っており、関西国際空港駅、りんくうタウン駅、泉佐野駅、羽倉崎駅、日根野駅、鶴原駅及び井原里駅につきましては、一定の整備が完了したところであります。</p> <p>鉄道駅舎のバリアフリー化につきましては、平成23年3月31日のバリアフリー法に基づく基本方針の改正により、1日当りの乗降客数が3,000人以上の駅を平成32年度までに原則として全てバリアフリー化することとされており、「井原里駅」バリアフリー化完成により、本市では1日当りの乗降客数3,000人以上の駅のバリアフリー化が完了しました。</p> <p>本市における残る鉄道駅舎は、乗降客数3,000人未満の「JR東佐野駅」、「JR長滝駅」の2駅となりますが、現時点でバリアフリー化の目途は立っておらず、今後、JR西日本から要望があれば、積極的に対応してまいりたいと考えております。また、「誰もが分け隔てられないことない共生社会の実現」のために「心のバリアフリー」の推進にも努めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、設置後の維持管理費用は、管理者負担が原則であることから助成は困難であると考えられますが、耐用年数を経過するなど老朽化した設備更新に対する助成につきましては、国や府へ財政的支援を働きかけて参りたいと考えております。</p>	
泉南市（都市政策課）	※従前と変わらず
<p>鉄道駅舎については泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱を制定し、バリアフリー化設備の整備にあたって補助金を交付しています。</p>	
阪南市（都市整備課）	※従前と変わらず
<p>公共交通機関のバリアフリーについては、国・事業者・市の3者で取り組んでいます。</p> <p>本市の財政状況を鑑みると、現時点では維持管理・更新費用に対する財政支援措置は困難ですが、国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しております。今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>田尻町で唯一の沿線駅である南海本線吉見ノ里駅は、エレベーターやエスカレーターを必要としない駅舎の構造となっていますが、バリアフリー化の促進と多様な利用者の利便性の向上、安全対策の充実を図るため、スロープの改修や多機能トイレの設置などのバリアフリー化設備整備工事を令和元年度に実施いたしました。これにつきましては、町からも負担金を拠出しています。設置後の補修等の財政的補助につきましては、今後の課題として大阪府、他市の状況を踏まえて検討してまいります。</p>	

熊取町（道路課）	※従前と変わらず
本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）及び本町自由通路については、既にエレベーターやエスカレーターを設置しており、これら設備の維持管理費用はそれぞれの施設管理者が負担していることから、財政措置は現在のところ考えておりません。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
町財政は非常に厳しく、町独自の支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけて参ります。	

(2) 安全対策の向上に向けて <継続>

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

(回答)

※前回は高齢ドライバーの事故対策を中心とした要請の為、回答が異なる

貝塚市
ホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する助成や補修に係る助成については、考えておりません。なお、高齢者や障害者の方をはじめとしたすべての人の移動の安全性を向上させるための取り組みを市民・企業・行政が協働して、進めてまいります。
泉佐野市（都市計画課）
ホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましては、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことの重要性を認識しておりますが、車両扉の統一等の技術的困難性や投資費用等が課題となっております。また、平成28年12月に国土交通省が「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめを行い、その中で1日当たり10万人以上の利用者の駅を優先的に整備するものとされておりますので、本市においては該当する駅はありませんが、将来的に鉄道事業者から要望があれば、その対応を検討したいと考えております。
泉南市
(都市政策課) 鉄道駅舎については泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱を制定し、バリアフリー化設備の整備にあたって補助金を交付しています。 また、社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全について、交通事業者や市民とともにバリアフリー整備に対する意識の啓発や教育等の「心のバリアフリー」を推進しています。
(税務課) 設置状況に応じ、鉄道駅における安全対策の推進のため、固定資産税（償却資産）の減免措置等も検討すべきものと考えています。
阪南市（都市整備課）
鉄道駅の転落防止については国・事業者・市の3者で取り組んでいます。 本市の財政状況を鑑みると、現時点では転落事故防止促進のための財政支援措置や税制減免措置等は困難であります。国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しております。今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。
田尻町
ホームドア等の設置や高齢者等への介助、支援につきましては、研究、検討し、必要に応じ鉄道事業者と協議してまいります。
熊取町（道路課）
本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置については、それぞれの施設管理者が負担することになりますが、財政措置等は現在のところ考えておりません。

また、高齢者や障がい者の方への介助については、今後、駅利用者の安全性、サービス低下が認められる場合は、交通事業者に対し、申し入れていきたいと考えています。

岬町（都市整備部）

町財政は非常に厳しく、町独自の支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけて参ります。

(3) キッズゾーンの設置に向けて <新規>

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

(回答)

貝塚市

令和元年5月の滋賀県大津市の事故を受け、本市では大津市と同じような構造の交差点の危険箇所点検を行い、車止めポールや柵の設置等、対策工事を実施しました。その後の国の調査においては、交差点を含む未就学児のお散歩コースを対象に、認定こども園等の対象施設関係者、道路管理者及び地元警察とともに合同点検を実施し、安全対策が必要な箇所を抽出、歩行空間確保等の対策工事を順次行っております。「キッズゾーン」につきましては、対象施設からの要望等もないため設置予定はありませんが、今後必要に応じて対応してまいります。

また、運転者への注意喚起につきましては、春・秋の全国交通安全運動時に行うキャンペーンのほか、市民向け運転者講習会を年12回実施しており、今後も引き続き交通安全啓発に努めてまいります。

泉佐野市（子育て支援課）

未就学児の集団移動経路（散歩の道等）の緊急安全点検を受け、民間園長会等で協議の結果、モデル実施として1園を指定しています。今後、「キッズゾーン」の設置に向け、関係機関と調整し、事業実施に向け検討してまいります。

泉南市

（保育子ども課）

昨年実施した保育施設の散歩コースの点検をもとに、関係機関と協議の上、キッズゾーンの設置を検討します。

（道路課）

キッズゾーンの設定については、保育担当部局から協議があれば、警察署と共に内容の精査を行い、設定に協力します。

阪南市（こども家庭課）

保育所外の移動中に児童等が交通事故に遭うという、痛ましい事案が発生したことから、国は令和元年5月10日に「保育所等での保育における安全管理の徹底について」を発出しています。本市では、この通知に基づき、園外活動における安全管理の徹底に努めており、今後も継続して取り組んでまいります。

田尻町

キッズゾーンはスクールゾーンに準ずるものとされており、田尻町の保育所の周辺道路は小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンの範囲と重複しておりますので、これまで通り啓発活動や地域の見守り活動などの交通安全対策を行ってまいります。

熊取町（保育課）

キッズゾーンとは、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために設定するものですが、町立保育所では、国の保育所保育指針に基づき、より具体的な安全対策を講じるため、散歩に出かける前の注意事項や散歩時における保育士の配置方法などを取りまとめた「散歩安全マニュアル」を独自に策定し、園外活動の安全対策に努めています。

さらに、町立保育所や民間保育園等においては、散歩コースの再点検と安全確認のほか、交通量の多い散歩コースの見直しなど、ソフト面を中心に対策を講じることで速やかに対応を行っているところで

また、令和3年1月からは、本町の通学路等交通安全プログラムにおいて、未就学児童の移動経路への対策についても検討することとしております。

岬町（しあわせ創造部）

最近、他市町村において、保育所の児童が園外に出た際に、暴走した車により、命を落とすといった痛ましい事故が残念ながら起こりました。本町では、保育施設周辺道路には、安全ボランティアの協力により、児童の見守り、安全確保に努めていただいているところです。「キッズゾーン」の設置については、引続き検討し、今後においても、継続して交通事故の防止に尽力してまいります。

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について <継続> ★重点項目

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

(回答)

貝塚市

※下線部追加

本市では、災害の危険性を認識し備えを高めるようハザードマップを掲載した冊子を市内の全世帯、事業所に配布してきました。また、市民や事業者などを対象とした防災出前講座の開催や地域独自の防災訓練への職員の参加並びに支援を行い、地域防災力の向上に努めております。

台風接近に伴う風水害等は、あらかじめ予測ができるため、住民が自主的に気象情報や避難情報を取得し、安全な時に避難を開始していただくための取組みとして、地域における「コミュニティ・タイムライン（事前防災行動計画）」の策定に取組み、運用もされているところです。

避難情報等の伝達につきましては、防災行政無線やエリアメール、市のホームページ、SNS等の複数の手段を用いて住民に情報が届くよう努めているところです。

災害発生時の被害の低減のためにも、地域での共助の要となる自主防災組織の育成は重要と考え、資機材の助成や活動費の補助制度を活用し、自主的な活動を促進しています。

また、新型コロナウイルス感染症流行下での災害発生時に機能する医療体制の整備・強化につきましては、岸和田保健所、貝塚市医師会、市立貝塚病院等と連携を深めてまいります。

次に、本市では、毎年度、「避難行動要支援者名簿」を更新しております。町会・自治会の中には、個人情報の保護に留意したうえで、個別支援計画に基づき、訓練時、要支援者に避難行動の声かけや支援を行っているところもあり、他の町会・自治会にもこれらの事例を紹介し、発災時に要支援者が安全に避難できるよう努めてまいります。さらに、災害発生時に見やすくわかり易く情報提供できるよう、ホームページ掲載内容の工夫を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災計画の改定については、国の防災基本計画、大阪府地域防災計画の改定される内容を確認し、必要に応じて対応してまいります。

泉佐野市（自治振興課）

※下線部追加

11月の第1週の日曜日を「市民防災の日」とし、平成28年度より毎年この日に合わせて、市域全体を対象に「大防災訓練」を実施し、防災対策の啓発を行っております。この訓練では、市民一人ひとりが身を守る行動をするシェイクアウト訓練や地域の各自主防災組織が中心となって、市が全戸配布した安否確認タオルを掲示する安否確認訓練や避難訓練なども行っています。今後も、こうした訓練を通じて、ハザードマップなどを活用しながら、住民の皆さまと避難場所や防災用品について確認してまいりますとともに、地域防災の中核となる自主防災組織については、その活動への積極的な支援を通じて、地域全体の自助・共助意識の涵養を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

また、災害の発生が予想される場合には、気象庁や大阪府の関係機関などと緊密に連携し、随時、気象災害情報を収集しつつ、必要な場合は、防災行政無線、広報車、市のホームページ、登録制メール、

LINE等を活用し、すみやかに市民の皆様にご正確な情報を周知できるよう努めてまいります。

医療提供体制につきましては、都道府県において体制の整備が図られております。市といたしましても適切に実施されるよう大阪府に要望してまいります。

災害時に支援の必要な避難行動要支援者対策につきましては、平成24年4月に「泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン」を作成し、「地域の絆づくり登録制度」を設けて、現在、約2,600人の方に登録いただいております。これらの名簿は毎年度、更新を行い、本人の同意を得て各地域の自主防災組織へ提供し、災害時には当該名簿により避難支援を行うこととしております。今後とも、各地域で自主的な防災活動が展開されるように努め、災害時には当該名簿により避難等支援に活用されるよう取り組んでまいります。

市ホームページにつきましては、防災情報をトップページに掲載し、すぐに情報がみられるような工夫を行うなど、見やすくわかりやすい情報提供となるよう引き続き取り組んでまいります。本年3月頃をめどにWEB版ハザードマップの導入を進めており、インターネット環境のあるところでは、いつでも最新情報を確認できるように致します。

避難所については、新型コロナ感染症感染拡大に伴い、これまでの方法について全般的な見直しを行い、避難所における感染予防対策マニュアルを作成するとともに、対策に必要なパーテーション、簡易ベッド、マスク、手指消毒液などの物品の備蓄を進めております。また、新型コロナウイルス感染症については、今後、ワクチン開発の動向で、どのような状況になっていくのか予測が難しいところですが、新型コロナウイルス感染症に限らず、他の危険な感染症全般に対しても適切に対処できるよう万全を期してまいります。

泉南市（危機管理課）

※下線部追加

現在の総合防災マップ（平成29年2月作成）を令和3年度中に更新する予定であり、新たに指定された高潮、洪水の浸水想定区域等について最新の情報に基づいたより分かりやすい内容で皆さんにお伝えできるよう事業を進めます。市民には当マップを主な手段として、避難場所・避難所を俯瞰的に把握していただけるよう、また平時から備えておくべき防災用品の案内等の情報提供を行ってまいります。

そのほかには、市内の小中学校の避難所の周辺に避難所誘導版を設置し、平時から避難所としての認識も持っていただくよう標示や、広報紙に家庭でできる備え等の記事を定期的に掲載し、備蓄品の準備について啓発しています。

被害を低減させるための施設・装備の充実については、公の施設の適切な維持管理、効果的な災害物資の調査・研究に努めます。

コロナ禍における災害発生時の医療体制の整備・強化については、府保健所をはじめ近隣自治体との連携を図り、広域的な取組に努めます。

避難行動要支援者名簿については、毎年更新を行い、地域毎に順次締結を進めている要支援者対策に係る協定に基づき、必要な支援体制の整備を図ります。

地域住民や事業者と連携した訓練等については、毎年、地域の区・自治会、自主防災会、市内の大型商業施設の事業者及び市が合同で防災訓練を実施しています。

災害発生時の情報提供の工夫については、ウェブサイトの特設ページを設け、緊急情報に必要な情報を掲載していますが、より分かりやすい周知に努めます。

コロナ禍における新たな防災計画の策定については、令和2年9月に避難所運営マニュアル感染症対策編を作成し、避難所における3密の回避等感染症対策について定めたところです。

防災計画の策定については、国や府と整合をとるよう努めます。

阪南市（危機管理課、市民福祉課、健康増進課）

※下線部追加

平成27年度に風水害と地震を統合した阪南市総合防災マップを作成し、平成28年4月に全戸配布及び市ウェブサイトへの掲載を行いました。本市の防災拠点施設として、市役所に隣接した防災コミュニティセンターにおいて、防災用品などの防災関連グッズの展示、防災クイズ、防災訓練、防災講演や講座などを実施する等様々な啓発に取り組んでいます。

加えて、自主防災組織による地域での防災訓練、出前講座、阪南市総合防災訓練、コロナ禍における避難所開設運営訓練の実施、保健所との連携を強化するなど、今後も様々な取組により、防災、減災対策の啓発を行ってまいります。

災害発生時の市ウェブサイトについては、緊急情報として最新の情報をより早く提供できるようトップページに大きく表示しており、今後も随時わかりやすいよう工夫し、提供してまいります。

なお、地域防災計画については、大阪府と連携し必要な修正等を行ってまいります。

また、本市においては、手挙げ同意方式による「災害時要援護者等登録制度」を実施しており、阪南市社会福祉協議会と連携し、登録内容の更新を行っており、避難行動要支援者名簿については、情報更新や地域への情報提供のための同意取得に積極的に取り組み、地域や関係機関等と連携し、支援体制の構築に努めてまいります。

阪南市民病院については、地域防災計画においても市災害医療センターとして医療活動を行うこととなっており、今般のコロナ禍においても災害発生時には同様の役割を果たします。

田尻町

※下線部追加

昨今の災害想定を更新を踏まえ、順次ハザードマップやマニュアルを更新し、住民に周知啓発を図ってまいるところですが、それらを基に住民が自らの命を守る行動をとることができるよう、自主防災組織を中心に正しい知識と意識を高めるための訓練や研修を続けております。また、併せて、情報伝達システムの整備やホームページ等の創意工夫を図り、防災情報が全住民に的確に伝わるよう努めてまいります。加えて、避難所の環境整備や備蓄等のさらなる充実についても引き続きすすめているところ です。

災害発生時における医療体制につきましては、応急救護所の開設・運営及び地域の情報収集に努め、大阪府や地元医師会などと災害医療情報の連携をしながら、患者を的確に処置及び搬送できるよう体制強化を図ります。

さらに、感染症拡大と大規模災害が併発するいわゆる複合災害も視野に入れた災害対策に取り組んでまいります。

避難行動要支援者については、平成27年1月に田尻町避難行動要支援者プランを策定し、要支援者名簿の整備、名簿活用の同意を経て、平成28年度から個別計画の策定に着手しました。以後、新たに同意を得た方の個別計画の策定並びに、策定済の個別計画につきましても毎年更新を行っております。

災害発生時に機能する医療体制については、大阪府災害時医療救護活動と連携を図りながら整備・強化の検討に努めてまいります。

熊取町

※下線部追加

(危機管理課)

風水害や土砂災害、地震災害などに関する情報を提供し、災害時の避難行動や事前の備えに役立てていただくために、「熊取町防災マップ」を全戸配布するとともに、「熊取町地域防災計画」とあわせてホームページに掲載するなど、住民への周知徹底を図っています。

本町において、自主防災組織は町内全39自治会において結成されており、今後、緊急時に自助・共助の活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、各自主防災組織において地区毎の自主防災マニュアルを作成していただけるよう積極的に支援してまいります。また、避難所ごとに避難所運営マニュアルの作成についても、地域住民の方とともに取り組んでまいります。

情報伝達方法については、従前より防災行政無線や緊急速報メール、防災メールを活用しており、加えて令和2年9月からLINEによる情報の提供を始めたところです。

災害発生時の医療体制は、本町の災害医療センター（永山病院）はもとより、一般社団法人泉佐野泉南医師会、一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しており、災害時の体制を一定確保しております。

災害発生時のホームページにおける情報提供については、トップページに気象情報や取るべき行動、避難所情報などを目立つよう掲載することとしています。

コロナ等感染症への対応につきましては、「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び国、府の対処方針等に基づき、適切な対応に努めております。

(生活福祉課)

「避難行動要支援者名簿」については、毎年更新を基本としており、避難行動要支援者の具体的な避難支援を計画した「個別計画」についても、要支援者の状況等の内容変更が生じた場合は、申し出があった都度、更新しております。また、新たに要支援者となった方で、情報開示の同意を得た方は、「個別計画」を作成し、平常時の見守りを避難支援関係者と連携し、支援体制の充実を図ってまいります。

岬町（まちづくり戦略室）	※下線部追加
<p>ハザードマップについては、町内の各戸に配布済みであり、新たに転入された方についても、住民課でお渡ししています。今後につきましても、継続的な啓発活動を実施してまいります。コロナ禍における災害発生時の医療体制については、泉佐野泉南医師会と連携して整備・強化に努めてまいります。避難行動要支援者名簿については毎年更新を行い、自治区や自主防災組織での個別支援計画の作成を促進するとともに、避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実に努めてまいります。</p> <p>また、自主防災組織等の活動や訓練への支援など継続的な防災・減災への取り組みを行ってまいります。地域防災計画については、計画見直しの際に感染症対策の視点を取り入れた改訂を行ってまいります。</p>	

(5) 地震発生時における初期初動体制について <補強>

地震発生時には、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出動し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
<p>平成30年6月の大阪北部地震の被災市町では、発災後の初期段階から通常業務と災害応急対策の両立を図ったため、災害対応に従事する職員が不足する事態が生じたことと仄聞しています。本市の「業務継続計画【地震災害編】」の中で、災害時の職員の参集予測及び非常時優先業務の選定を行いましたが、限られた参集職員で効率的な初動体制を組むために、引き続き、災害時の優先業務の再整理、全庁的な災害対応体制の整備や職員の対応力強化に努めてまいります。</p> <p>災害時に、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出動し対応にあたるためには、府域の自治体全体の合意や課題の整理が必要で、実現は困難と考えられます。</p>	
泉佐野市（自治振興課）	※従前と変わらず
<p>令和元年7月に地域防災計画を改訂し、各部課の災害時の役割分担を明確にして素早い初動体制を含めた災害対応が行えるようにしています。関係自治体や各種団体と防災協定を締結するなど、限られた職員で災害対応ができるように今後も緊密な連携を図ってまいります。</p> <p>さらに、本市の近隣に居住している大阪府職員が勤務時間外に府内で震度5弱以上の震度を観測した場合に緊急防災推進員として参集し、初動体制の確立や被害情報の収集と大阪府災害対策本部への情報伝達等を担うこととなっており、引き続き大阪府と協力し参集訓練を行うなど日頃から密接な連携を図れるよう努めてまいります。</p>	
泉南市（危機管理課）	※下線部追加
<p>地震を想定した業務継続計画を策定し、初動活動期である3日間までの職員参集率は約80%と想定しています。地震発生直後に参集できない場合は、各自応急措置等を行い、状況が改善した場合、各職場へ参集するよう職員災害初動マニュアルに規定しています。</p> <p>近隣市町との連携については、泉州地域の9市4町による災害時相互応援協定を締結し、関係市町間において広域的な応援措置が行えるよう連携を図っています。</p>	
阪南市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>災害時、あるいは災害の発生を防御するための人員体制については、災害対策本部が組織的に機能するよう配備区分を設け、状況に応じて動員できる体制を整えております。</p> <p>また、自治体間の連携については、府内に震度5弱以上の地震が発生した場合には、市と大阪府の連絡調整の補助として、近隣在住の大阪府職員が自宅から市の災害対策本部に自主参集するなどの連携を行っております。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>これまでと同様、定員管理計画に基づき、効率的かつ効果的な組織体制の構築に努めるとともに、震災発生時の職員に係る自治体間の連携については、今後、効果の有無も含め、検証してまいります。</p>	

熊取町（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>本町における災害時の職員体制については、本町の地域防災計画及び災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」に定め、段階的に職員を確保し、非常事態においても適時適切な職員配備の対応に努めているところです。また、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時等の非常時において、各部署が通常業務を縮小し優先すべき業務を明確にしたところで、適切な人員体制及び業務の対応が図られるものと考えおります。</p> <p>自治体間の連携については、地震発生時において、大阪府から市町村参集緊急防災推進員が本町に配置され、大阪府との連絡調整の業務に従事いただく制度が確保されており、また、平成25年に泉州地域・堺市以南の9市4町で広域的な応援体制の確保について泉州地域災害時相互応援協定を締結しており、毎年堺市が実施している総合防災訓練には本町も参加しているところです。</p>	
岬町（まちづくり戦略室）	※下線部追加
<p>地震発生時の職員配備体制については、<u>震度4以上からその震度に応じた段階的な職員の配備が規定されており、震度5強以上が発表された時は、全正職員及び再任用職員が自動参集することとなっています。</u></p>	

(6) 地域防災対策の連携強化について <補強>

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>大規模災害発生の際、行政の対応には限界があり、災害発生時に備えた自助・共助の取組みが重要であることについて、地域での防災講座や訓練等で啓発しておりますが、備えがより一層進んでいくよう町会・自治会や自主防災組織、消防団との連携を深めてまいります。</p> <p>また、帰宅困難者への対応について、<u>大阪北部地震の検証を踏まえ大阪府地域防災計画が修正されたことから本市の地域防災計画も修正を行い、市で取り組むべき課題を反映したところであり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の啓発を行うとともに、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行うなど取組みを進めてまいります。</u></p>	
泉佐野市（自治振興課）	※下線部追加
<p><u>消防団、防災士、自主防災組織に対する研修や訓練などを通じて、行政と地域住民との間で顔の見える関係を構築し、自助・共助についての理解を深めるとともに、地域防災対策に積極的に参画する意識を広めるように努めてまいります。また、被災時に、災害ボランティアの受け入れや派遣がスムーズに実施できるよう、地域のボランティア・センターとなる社会福祉協議会と緊密に連携してまいります。</u></p> <p>帰宅困難者の対応につきましては、地域防災計画で「帰宅困難者支援体制の整備」として明記しています。<u>また、観光客などの帰宅困難者が生じやすいりんくうタウンエリアを中心とする宿泊業者、鉄道など近隣事業者とともに連絡会を立ち上げ、災害時の帰宅困難者問題の解消に努めてまいります。</u></p>	
泉南市（危機管理課）	※下線部追加
<p>地域防災対策としては、行政と市内各地区の自主防災会との情報交換や自主防災会同士の連携を図ること等を目的とし、年に4回連絡協議会を開催し、積極的な情報交換をする等し、災害時に備え平時から地域防災力の向上、発展に努めています。<u>消防団につきましては、資機材、装備の計画的な更新及び消防学校等で実施される各種訓練・研修へ積極的に団員を派遣し、消防活動時に必要となる技術と知識の習得を図る等、地域防災力の向上を図っています。帰宅困難者対策については、事業者等との災害時応援協定の締結等の機会を通じて、必要な対策の普及・啓発に努めます。</u></p>	
阪南市（危機管理課）	※下線部追加
<p>大規模災害発生時には自主防災組織による地域コミュニティを軸とした「地域の力」が不可欠と考えています。防災訓練の実施や資機材の整備支援に取り組みながら、市全体の防災力を底上げすることに繋がる自主防災組織の組織拡大及び消防団の体制強化に努めております。</p>	

<p>また、防災ボランティア登録制度につきましては、平成17年度に創設、広報誌や市ウェブサイトですぐ募集しており、市内の有資格者の方にご登録いただいております。</p> <p>帰宅困難者の対応については、市内の民間施設における一時休憩の場の提供や道路情報等の提供などの支援に関する協定締結に努め、大阪府や近隣市町及び事業者等との情報共有を図ることで、連携した帰宅困難者への対応体制の構築を検討してまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>現在、本町自主防災会を中心に町内各種団体や消防団及び町行政との連携を深めるため、「一緒に考える防災」として定期的に検討を続けているところです。また、防災士取得や各種防災研修の参加、さらには町と自主防災会との共催による総合防災訓練や自主防災の中核である自治会組織による安否確認訓練など、少しずつですが住民の自助・共助の意識醸成が図られつつあります。</p> <p>帰宅困難者につきましては、鉄道事業者等と連携をとり対応してまいります。</p>	
熊取町（危機管理課）	※下線部追加
<p>住民との連携については、自主防災組織が実施する自主防災訓練に防災担当課、消防署及び消防団が参加し、災害発生時の対応方法の啓発、防災資機材の取扱い等の指導を行うなど平時から連携に努めています。また、住民向けに作成した避難行動・避難所運営マニュアルを基にして避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成を進めるとともに、各自主防災組織における地区別自主防災マニュアルの作成を促進し、緊急時に自助・共助の活動が迅速かつ円滑に実施できるよう支援してまいります。</p> <p>防災ボランティアについては、本町の社会福祉協議会において登録制度を整備し、広く募集を行っています。帰宅困難者への対応については、町内の大学や企業と、学内または職場内での待機について協議を行っています。</p>	
岬町（まちづくり戦略室）	※下線部追加
<p>地域防災力の向上を図るため、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会等の関係機関と、大規模災害発生時を想定した体制の構築を図るため、平時からの連携に努めてまいります。帰宅困難者対策については、必要に応じて鉄道事業者や地域企業等と連携を図ってまいります。</p>	

(7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について ★重点項目

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について <継続>

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

(回答)

貝塚市	※下線部追加
<p>本市では、『防災タウンページ』に津波、洪水・土砂災害、内水氾濫のハザードマップを掲載し、令和2年3月に市内の全世帯、事業所へ配布を行いました。</p> <p>昨年8月に大阪湾沿岸の想定最大規模の高潮、10月には想定最大規模の降雨による大阪府管理河川の浸水想定区域図が公表されたことから、これらを踏まえたハザードマップを掲載した冊子を令和3年の出水期までに作成し、改めて市内の全世帯、事業所へ配布する予定です。</p> <p>また、特に災害リスクのある区域に居住する住民に対しては、引き続き様々な手法により情報提供してまいります。さらに、警戒レベルを合わせて伝達することになった避難情報の意味や避難の手順について、広報かいつかやホームページ、防災講座等を通じて、分かり易い情報発信に努めております。</p> <p>なお、斜面崩壊、堤防決壊などの対策や森林の維持管理については、大阪府が事業主体となりますことから、要望について大阪府に伝えてまいります。</p>	
泉佐野市（自治振興課）	※下線部追加
<p>災害がより発生しやすい急勾配の森林については、保安林指定し、森林を保全するとともに、大阪府に要望し、治山事業による堰堤の施工を促し、森林保全に努めてまいります。</p>	

自然災害の激甚化にともない、昨年、想定しうる最大規模の高潮浸水想定、見出川、樫井川の洪水浸水想定が公表されました。そこで、この新たな想定を反映するよう地域防災計画及び避難計画を改訂するほか、WEB版ハザードマップを整備し、紙版ハザードマップを全戸配布するなどを通じて、市民と連携した防災、避難体制の確保に努めてまいります。

特に災害発生リスクの高い地域については、住民の方々と意見交換を行いながら、地域版ハザードマップづくりを行うなど、地域住民の避難行動を支援する取組を行っております。

泉南市（危機管理課）

※従前と変わらず

府指定の土砂災害警戒区域等が存在する地区については、平成29年度に地区住民の協力のもと地区毎のハザードマップを作成及び配布しました。また、土砂災害や洪水災害の恐れのある土砂災害警戒区域等や河川の整備等、ハード対策については、引続き府に要望や協議を行います。

土砂災害防止月間の6月には府とともに市内の土砂災害の危険箇所のパトロールを実施しています。

避難情報の種類や、住民等がとるべき行動については、広報紙、ウェブサイトに掲載し、引続き周知を行います。

阪南市（危機管理課）

※下線部追加

集中豪雨や台風による被害防止対策については、市民への注意喚起及び土のうの搬入等により対応しており、今後も、可能な限り水害発生を未然に防ぐよう対応してまいります。

住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供については、土砂災害警戒区域等を盛り込んだ、総合防災マップを平成28年4月に全戸配布したことに併せ、出前講座や市ウェブサイトに掲載することで、市民の皆さんへの周知及び啓発に取り組んでおります。総合防災マップについては、大阪府の被害想定の見直しにあわせて、必要な修正等を行ってまいります。

また、市民が避難に関する情報を直感的に理解できるよう、避難情報に併せて警戒レベルを付して避難のタイミングを伝えることについて、広報誌や市ウェブサイトで周知を行うとともに、出来るだけ早い段階で避難して頂けるよう、気象情報等の情報収集に努め、防災行政無線やエリアメール及び広報車に加え、大阪府防災情報システムや各種マスメディア等を利用し、避難に関する情報発信に取り組んでおります。

田尻町

※下線部追加

豪雨水害等災害のおそれのある箇所については、警報発表時や警報発表が予想される時点において、担当部署にて重点パトロールを行うなど災害の未然防止に努めているところです。今後も大阪府や近隣市と連携を図り体制強化に取り組んでまいります。また、防災情報に関しましては、昨今のハザード更新を受け、順次当該マップの更新を行っているところです。

さらに、当該ハザードマップの内容や避難に関する情報などが的確に住民に伝わり、また理解され、適切な行動に繋がるよう様々な方法で周知・啓発を行ってまいります。

熊取町

※下線部追加

（危機管理課）

本町においては、過年度より大阪府と連携し、ため池等を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、2級河川住吉川と雨山川に、河川の水位をリアルタイムで監視できる河川監視カメラを大阪府が整備しております。また、土砂災害警戒区域等における住民の避難行動につきましては、熊取町避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、引き続き、適切に支援してまいります。

大阪府による浸水・洪水想定区域の公表を踏まえ、令和3年度において総合ハザードマップの作製を予定しており、作成後には町内全戸に配布し周知を図り、防災意識の向上につなげてまいりたいと考えております。

（水とみどり課）

従来から大阪府と連携し、ため池や調整池を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、土砂災害の危険箇所がある地区には、地区ごとに周知を行い、あわせて地区住民とともにハザードマップの作成に取り組んでいます。また、ため池においても、令和元年7月1日に施行された「農業ため池の管理及び保全に関する法律」により、決壊時に被害を及ぼすため池については、重点ため池に位置づけ、ため池下流への影響が大きいため池から順次ため池の耐震性の調査を大阪府に要望し、併せて町において、ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するとともに、ため池の点検を大阪府と合同で実施し

ています。この他、浸水対策事業として水路改修工事等に随時取り組んでいます。

また、森林整備として、災害を未然に防止するため、町所有の町有林の現状や要整備箇所の調査等を行い、計画的な間伐等林地整備に取り組んでまいります。

岬町（都市整備部）

※従前と変わらず

異常気象の影響による土砂災害の増加や、新たな宅地開発による土砂災害危険箇所が増加していることを踏まえ、町内住民の人命を守るべく大阪府によって行われている土砂災害防止工事と併せてソフト対策の充実を図ってまいります。なお、ソフト対策としては、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地にある住宅の移転・除去を促進するため、移転除去補助事業を継続して実施してまいります。また、今後につきましても、避難情報の内容、とるべき行動等の周知や防災意識の高揚啓発に取り組んでまいります。

②災害被害拡大の防止について <新規>

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には、市民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

(回答)

貝塚市

大型台風等大規模自然災害発生を見込み、安全確保の観点から事業活動を休止することは、それぞれの企業等が自主的に判断するものであり、基準を設けることは困難ですが、特別警報が発表されるような場合には、公共交通機関の運休など事業活動が休止されることがあることについて、防災講座等を通じて啓発してまいります。

災害発生時の避難者の生活場所となる避難所における新型コロナウイルス感染症への対策として、パーティションや簡易ベッド、マスクや消毒液の備蓄を進めております。

また、避難所は密になりやすいところであり、避難が必要な場合でも指定避難所以外の安全場所にある親戚や知人宅等への避難について、災害発生前から検討するよう啓発を進めております。

泉佐野市（自治振興課）

地震が発生した直後、従業員が一斉に帰宅すると歩道の混乱による将棋倒しの危険、救助、救急活動や緊急活動の遅れなどが発生する恐れがあります。そこで、大規模地震発生や大型台風接近時に、帰宅困難となる従業員等の安全確保を図り、一斉帰宅による市内の混乱を回避するため、事業所には一斉帰宅を抑制し、従業員がむやみに移動を開始しないようお願いしてまいります。

また、コロナ禍に他の災害が重なって発生するような複合災害では、被災した市民に不安を与えないように避難所等における感染対策が極めて重要になります。指定避難所だけでなくホテルや旅館などを利用して、できる限り多くの避難所を確保することで三密を回避するほか、保健所や医療機関などの関係機関と緊密に連携しつつ、感染症対策用の備蓄品を効果的に活用しながら感染防止に万全を期してまいります。

泉南市（危機管理課）

大型台風等大規模自然災害の発生のおそれがある場合、府では災害モード宣言が発信され、府民や事業者へ府に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、日常生活の状態から、災害時の状態への意識の切替えを呼びかけています。

また、公共交通機関においては、計画運休や間引き運転を行うことが考えられますが、これらの情報を市においても正確かつ迅速に市民に周知できるよう努めます。

そして、災害発生時の対応は、コロナ対策の基本となる、3密回避、マスク着用、消毒、検温等の措置を講じ、適切に対応します。

阪南市（危機管理課）

大型台風等大規模自然災害発生時における事業活動を休止する基準については、大阪府において、日常生活の状態（モード）から災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」が導入されていることから、制度の周知・理解促進に努めるとともにコロナ対策についても、広報誌や市ウェブサイトでも情報提供してまいります。

田尻町
非常に強い台風の接近時や震度 6 弱以上の地震発生時に大阪府より発出される「災害モード宣言」に基づき、住民の皆さまには不要不急の外出抑制や正確な情報収集と行動を、また事業者の方々には可能な限り速やかな出社抑制など適切な対応をとっていただくことについて、本町からも周知・啓発に努めてまいります。
熊取町（危機管理課）
本町では、災害時における業務継続計画については、平成 30 年 5 月に作成し、ホームページに掲載しているところであり、今後も住民の理解が深まるよう周知を行ってまいります。 また、コロナ対策としては、庁舎入口への自動温度測定システム、消毒液の設置、窓口では飛沫防止対策を行うほか、出入り口を開放し換気を行うなど、来庁者及び職員の感染予防に努めているところです。
岬町（まちづくり戦略室）
大規模災害時の役場における事業活動については、「岬町業務継続計画」に基づき対応してまいります。また、必要に応じて本計画の改訂を行い、今後につきましても、災害被害の拡大防止に努めてまいります。

(8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について <継続>

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の配置等)への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
本市では、公共交通機関での暴力行為の防止に対する啓発について、貝塚警察署と密接に連携し、市民への啓発について努めております。なお、交通事業者が独自で行う防犯カメラの設置や警備員の配置などに対する支援措置については考えておりません。	
泉佐野市（自治振興課）	※従前と変わらず
泉佐野市内の駅構内及び公共交通機関での暴力行為につきましては、低い水準であると聞いており、本市では、平成 27 年度に犯罪発生率の高い駅周辺において防犯カメラを設置し、さらに、平成 30 年度・31 年度に防犯カメラを増設するなどの防犯対策を講じております。今後、公共交通機関での暴力行為などが発生した場合は、市の広報などを通じた啓発活動を検討してまいりたいと考えております。	
泉南市	※従前と変わらず
(生活福祉課) 本市では、街頭及び市内駐輪場、駅前等に合計 65 台防犯カメラを設置しており、犯罪抑止に努めていますが、今後も防犯カメラの増設を進め、さらなる犯罪抑止力の向上に努めます。	
(秘書広報課) 市内における防犯活動については、広報紙や官公庁連絡会等あらゆる機会を捉えて犯罪防止啓発に努めます。警察機関との連携や、公共交通機関の事業者が独自で行う対策についても官公庁連絡会等において情報提供・交換を積極的に行います。	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
泉南警察署及び阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯についての啓発活動やパトロール等を行っています。また、駅周辺に防犯カメラを設置することにより、犯罪発生抑制に努めるとともに、防犯カメラやドライブレコーダーに録画された映像を警察に提供することにより、犯罪捜査に貢献しています。今後も、犯罪行為を抑止するための取り組みを推進してまいります。	

田尻町	※従前と変わらず
<p>本町では、駅前に6台の防犯カメラと高照度のLED防犯灯を設置するなど、設備による犯罪防止対策を講ずるとともに、地域団体で組織された『田尻町防犯連絡協議会』と連携して街頭啓発活動や駅周辺を含めた夜間パトロールを実施するなど、防犯対策に努めております。</p> <p>しかしながら、本町にある駅は無人駅となっており、駅構内での利用者の安全と利便性向上のため、駅員の配備を鉄道会社に要望しているところです。</p>	
熊取町（道路課）	※下線部追加
<p><u>公共交通の安全な利用に向けたマナー啓発については、公共交通事業者と協力し取り組んで参ります。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>本町内の主要駅の駐輪場には、自転車等の窃盗や街頭犯罪などを抑止するため防犯カメラを設置しております。また、計画的に町内を運行するコミュニティバス車内へのドライブレコーダーを設置しております。今後につきましても、管轄警察署と連携し、犯罪抑止に向けた啓発やパトロールの強化をはじめ、主要駅への巡回についても協議、検討してまいります。</p>	

(9) 交通弱者の支援強化に向けて <新規>

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

(回答)

貝塚市
<p>本市では、水間鉄道を基軸とし、それを補完する形で福祉型コミュニティバスが運行しており、市役所、商業施設、病院等への移動手段が確保されております。なお、移動販売や商業施設の開設・運営についての支援は考えておりません。</p>
泉佐野市（地域共生推進課、道路公園課）
<p>高齢者をはじめとする交通弱者の支援強化に向けて、平成13年度より、公共施設や医療機関、駅・商業施設等を巡回するコミュニティバスを運賃無料で運行し、年間18万人以上の方にご利用をいただいております。</p> <p>また、山間部の路線バス運行のみの区域にお住いの65歳以上の高齢者の方につきましては、路線バスの運賃補助券を交付し、高齢者の移動や交通手段の確保に努めるなど、必要な対策を推進しております。</p> <p>また、平成26年度から買い物弱者を対象として、食料品など生活必需品の移動販売事業を大阪いずみ市民生活協同組合様と協定を締結して実施しております。移動販売時には各地区福祉委員会の皆様方の協力を得て、安否確認や地域の憩いの場となっていることから、引き続き、民間業者の取組と連携し、買い物が困難な方への支援を継続してまいります。</p>
泉南市
<p>(産業観光課)</p> <p>買い物困難者への支援については、現在も行われている民間事業者による出張販売に関する広報等の支援を行うほか、市内複数箇所におけるCOOPによる移動販売の実績等を分析し、実体の把握に努めます。</p>
<p>(環境整備課)</p> <p>平成14年から、公共交通システムとしてコミュニティバスの運行を開始し、利便性の確保及び高齢者、障害者等の交通手段の確保を図っています。</p> <p>平成29年4月からは、車イスのまま乗降でき、高齢者や子どもにも乗りやすいノンステップバスの新型車両を2台導入するとともに、運行時刻、運行路線の見直しを行い、路線を従来の10路線から14路線に拡充しました。また、特に市民からの要望が多かった商業施設への乗入れも行っています。</p> <p>今後も市民の生活交通や交通弱者に対して、快適な移動手段を確保するために、利便性の向上に努めます。</p>
<p>(障害福祉課)</p> <p>障害者の外出を支援する移動支援事業の充実を図ります。</p>

<p>(長寿社会推進課)</p> <p>主に高齢者を含んだ交通弱者への支援は、介護保険法に定められている介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業等において、地域の実情に応じて、検討することになっています。具体的に、本市では、中学校圏域を4つに分け、各圏域において、月1回市民を交え、地域課題について考え、新たなサービス等を創出するための会議を開催しています。その中でも、交通弱者についての議論をしており、今年度においては、コミュニティバスを有効活用するために、既存の時刻表とは別に市民一人ひとりに合ったカスタマイズができる時刻表の作成等に取り組ましました。次年度も引続き、市民を交えた会議を開催し、支援体制整備の推進を図ります。</p>
<p>阪南市（都市整備課、市民福祉課、介護保険課）</p> <p>地域の実情を調査し、その結果を踏まえた公共交通施策について、令和元年度に阪南市地域公共交通網形成計画を策定しました。令和元年度は地域住民との勉強会を、今年度は民間事業者との連携による乗り換えアプリへの登録を実施しました。また本市の財政状況を鑑みると、現時点では移動販売や商業施設の開設・運営支援等は困難ではありますが、引き続き必要な対策について、検討してまいります。</p> <p>また、「第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定に係るアンケート調査のための地域団体ヒアリングにおいて、地域によっては移動手段の課題が判明しました。この課題を解消していくため、校区（地区）福祉委員会や介護事業者、ボランティア団体などで構成する生活支援・介護予防事業サービス協議体で移動支援も含む住民主体型サービス補助制度について、意見交換や研修を実施し、住民主体型サービスの担い手づくりに努めてまいります。</p> <p>また、公共交通機関を利用した移動が困難な方を対象に、移動サービスを提供する福祉有償運送制度の啓発を行っており、本市と協定している生活協同組合が、買い物困難地域移動販売車による買物支援を行っていることから、同組合と連携し、買い物困難な方の支援を推進してまいります。</p>
<p>田尻町</p> <p>令和元年5月から新たな交通手段の一つとして、コミュニティバスを運行しております。今後はコミュニティバスの利用状況を分析し、高齢者や障害をお持ちの方などが利用しやすい、極め細やかな移動手段の検討を行います。</p>
<p>熊取町</p> <p>(道路課)</p> <p>本町における地域公共交通としては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが3ルート、役場を起点に公共施設を循環するコミュニティバスである「ひまわりバス」が4ルート、それぞれ存在しています。</p> <p>しかしながら、近年の高齢化の進行によって、「買い物難民」や「ラストワンマイル問題」という問題が顕在化している状況を受け、令和3年度に地域公共交通会議を設置するとともに、オンデマンド交通など先端技術の活用によって、持続可能な地域公共交通を実現できるよう、交通事業者などと連携して取り組んでまいります。</p>
<p>(産業振興課)</p> <p>交通弱者に対する支援強化については、地域の実態、ニーズにあわせて、対策を検討して参ります。</p>
<p>(生活福祉課)</p> <p>介護保険制度や各種サービスが利用できない高齢者の方々を対象として、令和2年10月より熊取町社会福祉協議会において移送サービス事業を開始しており、買い物や通院、公共機関への外出のための移動の支援を行っております。</p>
<p>岬町（しあわせ創造部）</p> <p>交通弱者に対する支援の取り組みについては、昨年度から一部の地域で買い物支援等の移送サービスの提供が開始されました。今後は、他の地域へも取り組みが広がるよう、適切な支援を推進してまいります。</p>

(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて <新規>

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業者における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住

民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

(回答)

貝塚市
<p>本市では、市民生活に欠かせないライフラインでもある水道水を持続的・安定的に供給していくため、「安全」「強靱」「持続」の観点から本市水道事業の現状を分析、評価したうえで、中長期的な視点で目指すべき将来像を描き、具体的な取り組みを検討した、令和元年度から令和10年度までの本市水道事業の基本計画である「かいつか水道ビジョン2019」を策定しております。</p> <p>労働条件改善に向けた取り組みにつきましては、その課題を認識したうえで、当該計画に基づき取り組みを進めているところであります。</p> <p>また、地域住民への説明につきましては、当該計画の策定にあたり、広くご意見を頂くためパブリックコメントを実施しており、策定後はホームページで公開するなど住民への積極的な情報公開に努めております。</p> <p>公共施設等運営権方式（コンセッション方式）につきましては導入する予定はありません。</p>
泉佐野市（経営総務課）
<p>持続可能な水道事業の実現のため、専門人材の確保・育成等につきましては、今後における重要な課題であると考えておりますので、引き続き水道事業体の労働環境改善に努めてまいります。</p> <p>水道の基盤強化のための新たな施策の検討事項につきましては、広く市民に周知してまいります。</p> <p>また、現状におきましては、民間事業者にコンセッションを設定する予定はありませんが、その場合においても料金改定等はじめとした重要事項については、幅広く議論を行ってまいります。</p>
泉南市（下水道課）
<p>本市水道事業につきましては、平成31年4月1日から、大阪広域水道企業団へ事業統合しています。本要請につきましては、大阪広域水道企業団へお願いします。</p>
阪南市（下水道課）
<p>本市水道事業は、平成31年4月に大阪広域水道企業団と統合し「大阪広域水道企業団 阪南水道センター」として事業を開始しています。</p> <p>労働環境・経営基盤等も含めた本市の水道に関する課題等については、必要に応じて、大阪広域水道企業団と連携・協議し、対応してまいります。</p>
田尻町
<p>(水道事業については別機関となった為、回答不可)</p>
熊取町（上水道課）
<p>本町水道事業については、持続可能な水道事業の実現に向けて、令和3年4月1日から大阪広域水道企業団と統合するため、これまで以上にお客さまサービスの向上や施設の耐震化率の着実な向上による給水安定性の向上が図られます。</p> <p>また、運営基盤の強化については、定量的メリットとして、施設の最適化による統廃合やダウンサイジングを行うことにより、事業費及び維持管理費の削減を図るとともに、府補助金の活用により、将来の水道料金の値上げを抑制することが確認できています。</p> <p>定性的メリットとしては、業務の一元化による効率化や企業団の持つ技術力や組織力の活用による非常時対応の充実及び技術継承問題の解消等の効果が見込めます。</p> <p>なお、平成30年10月9日の「大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」締結式以降において、適宜、統合案について、本町議会議員全員協議会にて説明を行うとともに、本町広報紙やホームページにより住民の皆様に周知しています。</p>
岬町（都市整備部）
<p>本要請に対応するために大阪広域水道企業団と統合しました。</p>

7. 大阪南地域協議会統一要請

(1) リモートワークのルール作成について <新規>

緊急事態宣言以降、各企業でリモートワークや時差出勤等が進められているが、付け焼き刃感が拭えない。また、企業規模によるばらつきも大きい。自治体として指針を示されたい。

(回答)

貝塚市
本市においてリモートワークの指針を示すことは考えておりませんが、各企業でルールを作成いただけるよう、厚生労働省が作成した「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」等の周知に努めてまいります。
泉佐野市（政策推進課）
本年7月から、テレワークの実証実験を行い、遠隔で業務端末を操作する設定等についてのノウハウは得たものの、コミュニケーションツールの導入や紙中心の業務が大半であることなどから、単に遠隔で業務端末を操作するだけではできる業務がかなり限定されるため、デジタルを前提とした業務への環境構築が必要と考えております。 また、現在の環境下ではリモートワークでは仕事ができないという意識が働きがちなため、何がリモートワークでできるのかを考えるよう意識変革も必要です。 リモートワークの機器等利用上のルールにつきましては、まだ市町村でのテレワーク実施事例も少ないことから、現在進行しつつある他市の事例等も参考にしながら作成してまいりたいと考えております。
泉南市（人事課）
本市においても緊急事態宣言を受け、時差出勤や在宅勤務制度を導入したところです。テレワークの活用については、その目的や効果を明らかにしたうえで、対象となる業務の精査を行うとともに、制度の変更や規則の見直しの必要性の検討を行います。実証を積み、国・府・他団体の状況を参考に指針策定の検討を行います。
阪南市（まちの活力創造課）
リモートワークのルール作成については、国や大阪府、近隣自治体の動向を踏まえ、検討してまいります。
田尻町
国や大阪府等からの情報収集に努めるとともに、テレワークを活用する企業・労働者向けに厚生労働省が作成したガイドラインを活用し、支援に努めてまいります。
熊取町（産業振興課）
リモートワークのルール作成については、厚生労働省より「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」が示されており、本町独自の指針の策定については考えてございません。
岬町（まちづくり戦略室）
コロナ禍の中、リモートワーク等を推奨し、全庁的に働き改革を進める等、職場環境の改善及び住民サービスの維持・向上に努めてまいります。

(2) 鉄道の高架化、ホームドアの設置について <新規>

踏切の撤去・駅のバリアフリー化・駅周辺の道路拡幅は、高齢者・障がい者に優しいまちづくりに欠かせない取り組みである。交通事業者と協力し、鉄道の高架化、ホームドアの設置を進めること。

また、転落事故の大半は酔客であることから、マナー啓発にも努めること。

(回答)

貝塚市
高齢者や障害者の方をはじめとしたすべての人の移動の安全性の向上を図るため、駅のバリアフリー化や駅周辺道路の整備について、引き続き、取り組んでまいります。鉄道の高架化は現時点では難しいと考えております。なお、ホームドアの設置は鉄道事業者の判断により実施されるものでありますが、ホームからの転落事故防止に関する啓発については、鉄道事業者に働きかけてまいります。

泉佐野市（都市計画課）
<p>駅のバリアフリー化につきましては、「泉佐野市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備補助金交付要綱」を平成20年度に定め、鉄道事業者に対して事業費を補助することで、障害のある人や高齢者等の社会参加の促進と福祉のまちづくりの推進を図っております。</p> <p>また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましては、平成28年12月に国土交通省が中間とりまとめを行った「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中で、1日当たり10万人以上の利用者の駅を優先的に整備するものとされております。本市においては該当する駅はありませんが、将来的に鉄道事業者から要望があれば、その対応を検討したいと考えております。</p>
泉南市（都市政策課）
<p>バリアフリー基本構想に基づき、交通事業者と協力し、鉄道駅舎及び駅周辺について、施設利用の利便性や安全性の向上を促進しています。</p>
阪南市（都市整備課）
<p>公共交通機関の転落防止対策については、国・事業者・市の3者で取り組んでいます。</p> <p>本市の財政状況を鑑みると、現時点ではホームドア設置費用に対する財政支援措置は困難ですが、国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しております。今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。</p>
田尻町
<p>本町の玄関口である吉見ノ里駅前につきましては、駅前広場整備などの駅周辺整備を鉄道事業者と協働して進め、良好な駅前空間の創出及び安全な駅周辺整備の実現に向けて継続して取り組んでまいります。</p>
熊取町（道路課）
<p>本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置については、それぞれの施設管理者が負担することになりますが、財政措置等は現在のところ考えておりません。</p> <p>また、駅利用者へのマナー啓発については、交通事業者と協力し、取り組んで参ります。</p>
岬町（都市整備部）
<p>町財政は非常に厳しく、町独自の支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。</p>

8. 泉南地区協議会独自要請

《貝塚市》

(1) 公共交通機関への財政支援について <継続>

市内公共交通機関（電車・バス等）の安定した運営を図るため、水間鉄道安全輸送整備費補助金・貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金の拡充措置を講じること。

また、2017年3月に高齢運転者対策を軸とした改正道路交通法が施行されたが、依然として高齢運転者が関連する事故は減少の様相を見せないことから、高齢者免許返納者およびその家族に対する助成制度を早急に講ずること。

(回答)

2020（令和2）年度

水間鉄道安全輸送整備費補助金については、国の地域公共交通確保維持改善事業に採択された事業に限り、予算の定める範囲内で、国補助金の額を上限として補助を行っていましたが、令和元年度には、市の補助金交付要綱を一部改正し、補助事業者が負担する額を上限とすることに拡充措置を講じたところ。また、貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金の拡充措置については考えておりませんが、現在、バスの利用実態に即した運行ルートの見直しを検討中であり、このことにより、バス事業者の負担軽減が図られると考えております。なお、高齢者免許返納者およびその家族に対する市独自の助成制度については、現在のところ考えておりません。



2021（令和3）年度

水間鉄道安全輸送整備費補助金については、令和元年度に事業者の負担額を本市の補助金額の上限とする拡充措置を講じたところ。また、令和2年度には国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水間鉄道が実施する安全輸送整備や貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金について、追加の支援を行いました。

なお、高齢者免許返納者及びその家族に対する助成については考えておりません。

(2) ごみ集積場所の適正管理について <継続>

風雨又は小動物などの影響により市内のごみ集積場所からごみ（可燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の飛散が散見されることから、管理責任者又は利用する住民が日常的に適正管理されているごみ集積場所の清潔保持及びきれいな街づくりの推進並びに生活環境の保全を図ることを目的として、現在の市指定袋の改良を講ずること。（縦裂け防止策として柔軟性添加物の配合、小動物対策としてカプサイシン等の配合など）

また、ごみの散乱防止ネット（小動物忌避ネット）の無償貸与又は助成制度の拡充を講ずること。

(回答)

※従前と変わらず

ごみ集積場所の適正な使用については、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めております。

本市の指定ごみ袋の改良については、近隣市町の状況を確認のうえ、令和元年11月入札分の仕様内容から材質にメタロセンを10%配合すること及び厚さを0.005mm増した0.035mmに変更しております。

また、ごみ飛散防止ネットについて、現状では、利用者間で話し合いのうえ、購入していただいている状況であり、現時点で、ごみ飛散防止ネットの無償貸与や助成制度についての考えはございませんが、近隣市町の状況などを参考に研究してまいります。

(3) 病児保育の浜手地区への拡充について <新規>

発熱等で看護の必要がある子どもを抱えながら、やむを得ず出勤しなければならない時に利用できる病児保育は、労働者にとって安心して働くための有益な制度である。しかし、その認知度は高くなく、必要性があるが利用には繋がっていない現状がある。制度の認知度が高まるよう、その周知についての市としての方針を明らかにされたい。

また、現状、市内で病児保育を行っている場所は、山手地区に一カ所のみである。貝塚の未来ある子どもたちに、平等にその有益性が担保されるよう、病児保育の更なる拡充について検討されたい。

(回答)

病児・病後児保育事業については、平成 22 年 10 月より、民間の事業者に委託し実施しています。その施設の利用状況は、年間約 750 名の受入が可能なところ、令和元年度実績で年間延べ 380 名となっています。新たに浜手地区への整備の考えはありません。

また、本事業の周知につきましては、市ホームページ、広報等で周知しているほか、委託事業者作成のパンフレットを窓口で配布しています。本事業を必要とする子育て家庭への認知が高まるようさらなる周知に努めてまいります。

＜泉佐野市＞

(1) 災害時の緊急情報システムの整備について <継続・一部修正>

最近日本各地で地震が頻繁に発生しており、地域住民及び地域企業への啓発、特に津波の被害が想定される臨海地域への啓発及び緊急情報システムの構築が急務である。また、市民防災の日と位置づけた「大防災訓練」での課題点の改善、災害時の緊急放送の改善及び天候などによる聞き取りにくくなることへの対応策等整備や SNS を活用した情報発信等住民への PR に努めること。

(回答)

※従前と変わらず

(自治振興課)

津波被害が想定される区域の住民や企業への、啓発の取組を継続して行ってまいります。

大防災訓練の課題としましては、各自主防災組織が地域のニーズに応じた、様々な訓練内容の提案を行ってまいります。防災行政無線の音声放送が聞き取りにくいなどの課題については、自動電話応答システム、ファクシミリ、ツイッター、登録メール、地元ケーブルテレビ局の防災情報サービスなど、メディアとの連携と様々なツールを活用してまいります。

(2) 夜間照明（防犯灯）の整備について <新規>

夜間避難の際、重要な役割を果たす夜間照明（防犯灯）の整備状況を明らかにするとともに、未整備となっている地区の今後の整備計画を明らかにされたい。

(回答)

(自治振興課)

市内 82 町会が実施する LED 防犯灯設置事業に対し補助金を交付しており、町会内における防犯安全対策に寄与しております。また事業実施により町会活動として住みよいまちづくりを推進するのに効果が出ております。令和元年度の町会が管理している防犯灯は 8,637 灯で、令和 2 年度は 8,956 灯に増加しています。LED 化率は令和 2 年 12 月時点で 67.2% となっております。

今後におきましても、町会・自治会が自ら行う整備を、要望に応じて支援してまいります。

＜泉南市＞

(1) 既存の地元企業への支援について <継続・一部修正>

新規参入企業に対する優遇税制の制度等は各自治体で設けられているが、既存地元企業に対する支援がなされていないのが現状である。早急に地元企業が市外への流出等が無いよう支援体制を図り、支援の拡充を図ること。また、地元企業への支援として、地元企業がりんくう公園を利用する場合の優遇制度等の設立について検討を行うこと。

(回答)

2020（令和 2）年度

(産業観光課)

既存の地元企業・事業所については、事業資金融資利子補給制度、退職金共済掛金補助制度を主な柱として支援を行うとともに、地域の雇用、賃金水準の確保に努めます。

平成 30 年台風 21 号による被災を受け、セーフティネット保障 4 号の認定を受け、あわせて市内事業者に対する被災証明書の発行を行い、滞りなく事業再開が行えるよう支援を行いました。



2021（令和 3）年度

（産業観光課）

既存の地元企業・事業所については、事業資金融資利子補給制度、退職金共済掛金補助制度を主な柱として支援を行い、地域の雇用、賃金水準の確保に努めます。

新型コロナウイルス感染症に起因する影響を受けた事業者に対しては、セーフティネット保障 4 号、5 号、危機関連の認定を速やかに行い、滞りなく事業継続が行えるよう支援を継続します。

（2）少子化対策について <継続・一部修正>

幼児教育の無償化が実施されましたが、泉南市においては給食費については、完全無償化とされていない状況です。近隣市町では幼児教育の無償化実施に伴い、給食費も無償化されている自治体もあり、大阪市内においても無償化を予定しているとのこと。

幼児教育無償化の基本理念と近隣市町との公正・公平を確保するため給食費の無償化を図ること。

（回答）

※従前と変わらず

（保育子育て支援課）

本市では、以前から主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。

副食費については、1 号認定は従来から実費徴収の対象となっています。

2 号認定については、1 号認定及び学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えに基づき、国の基準に沿って対応することとなりました。

なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。

<<阪南市>>

（1）尾崎駅の周辺整備について <継続・一部修正>

尾崎駅前においては、朝夕時に駅への送迎などにより慢性的な渋滞が発生し、周辺住民及び歩行者は、大変危険な状況にあります。

また、阪南市の玄関口であるにもかかわらず、2017年の台風災害時には代行バスの乗り入れが出来ずに市民生活に影響を与えるなど、災害への備えも十分ではありません。

加えて、尾崎駅周辺は、阪南市の商業、医療、行政等の機能が集積する中心的な区域でもあります。

以上のことから、尾崎駅周辺の整備は急務であると考え、具体的には、災害への対応策、渋滞緩和対策及び歩行者の安全確保のため、一方通行化による停車帯の設置、市役所駐輪場及びサラダホール駐車場の敷地に新たにロータリーを設置などの整備を行い、尾崎駅を中心とした地域でのにぎわい創出などのまちづくりの推進と合わせて、尾崎駅前の周辺整備に取り組みたい。

また、周辺整備のための十分な財源の確保及び地権者、鉄道事業者との協議・調整を図りたい。

（回答）

2020（令和 2）年度

（都市整備課）

尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しています。

こうした課題認識のもと、今年度、歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的として、尾崎駅周辺道路の車道の一方通行規制、道路空間の再配分による社会実験を実施するにあたり、関係機関等と協議調整を図っているところです。本社会実験の実施や尾崎駅前のにぎわい創出等、できるところから取組を進めてまいりたいと考えております。



2021（令和3）年度

（都市整備課）

尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しています。

こうした課題認識のもと、昨年度は歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的として、尾崎駅周辺道路の車道の一方通行規制、道路空間の再配分による社会実験を実施しました。

また、今年度も引き続き、災害時の公共交通機関の連携も踏まえ、関係機関等と協議調整を図っております。

本社会実験や災害時の公共交通機関の連携等について、今後も関係機関等と協議調整を行い、できることから取り組みを進めてまいります。

《田尻町》

（1）まちづくりの人材育成対策について <継続・一部修正>

移住・定住施策等により、8000人の大家族プロジェクトの推進が図られている中、必須要素と考えられる活発な地域コミュニティが着実に形成されるよう「第5次田尻町総合計画」等に基づき事業展開をすることで、未来のまちづくりに向け、世代間での交流を図りと共に各世代で多彩な人材が育成されるような対策に取り組まれない。

（回答）

2020（令和2）年度

地域コミュニティの活性化のため、これまで仕事や生活に追われ、地域に疎遠になりがちな方々が今後田尻町で活躍できるきっかけづくりとして、還暦を迎えられる方を対象に、「還暦のつどい」を開催しております。また、親・子・孫の三世代が共に参加できる「あそびを通した体験型講座」を実施し、世代間の交流も図っております。今後につきましては、新たな地域づくりの人材発掘と育成を目指し、公共スペースを活用し、住民が自由に使い気軽に集える場所「たまり場」の提供を行う等、活発な地域コミュニティが形成されるような施策に取り組んでまいります。



2021（令和3）年度

本町ではこれまで、仕事や生活に追われ地域に疎遠になりがちな方々が今後田尻町で活躍するきっかけとして還暦を迎えられる方を対象とする「還暦のつどい」や、世代間の交流を図るための親・子・孫の三世代が共に参加できる「あそびを通した体験型講座」を実施してまいりました。

令和2年度からは新たに、住民団体が自主的に実施するまちづくり活動を積極的に支援するため「ワクワクたじりまちづくり補助金」事業を創設いたしました。

また、「第5次田尻町総合計画」においては、地域づくり人材の発掘と育成、地域を支える仕組みづくりを組織横断的に取り組むため、「みんなでまちを楽しむ、地域を支えるコミュニティづくり」を戦略プロジェクトの一つとして位置づけております。地域活動のすそ野の拡大・活性化に向け、住民がいつでも気軽に立ち寄れ、地域やコミュニティに関する情報入手・交換ができる「たまり場」の開設や、世代を超え様々な分野における地域活動の参画が促進されるような活発な地域コミュニティが形成されるような施策に引き続き取り組んでまいります。

《熊取町》

(1) 広域幹線道路の整備について <継続>

都市計画道路 泉州山手線は、大阪都心部と関西国際空港をつなぐ泉州地域の丘陵部における広域幹線として、地域の連携と活性化を支え大阪都市圏全体の発展に寄与するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時においても広域的な緊急輸送ルートとなるなど多様な機能を持つ重要な路線であることから、早期整備に向けて取り組まれない。また、併せて慢性的な渋滞が生じている国道 170 号線について、国、府、警察に働きかけるなど渋滞解消に向けて取り組まれない。

(回答)

2020 (令和 2) 年度
(まちづくり計画課) 泉州山手線については、平成 27 年に岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町の三市一町からなる「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、泉州山手線の早期事業化に向けた要望活動を行ってきており、平成 30 年 11 月に大阪府から全線 10 km の内、(都) 磯之上山直線から (都) 岸和田中央線までの区間と (都) 貝塚中央線から府道水間和泉橋本停車場線までの 2 区間について、事業着手に向けた手続きを進めていく旨の表明があり、現在国庫補助事業採択に向けた手続きが行われているところです。 今後も引き続き協議会として国及び大阪府に対し、早期事業着手に向け要望を行ってまいります。 また、国道 170 号線 (大阪外環状線) についても慢性的な渋滞解消を図るべく、全線 4 車線化の早期事業着手について、国及び大阪府に対し、積極的な要望を行ってまいります。



2021 (令和 3) 年度
泉州山手線については、平成 27 年に岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町の三市一町からなる「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、泉州山手線の早期事業化に向けた要望活動を行ってきており、令和元年度開催の大阪府建設事業評価審議会において、(都) 貝塚中央線から府道水間和泉橋本停車場線までの区間について「事業実施するもの」として決議を受け、令和 2 年度より事業着手となり、現在測量及び予備設計業務を進めております。今後も引き続き協議会として国及び大阪府に対し、事業着手区間の早期整備とその他区間の事業着手に向け要望を行ってまいります。 また、国道 170 号線 (大阪外環状線) についても慢性的な渋滞解消を図るべく、全線 4 車線化の早期事業着手について、国及び大阪府に対し、積極的な要望を行ってまいります。

《岬町》

(1) 企業誘致対策のさらなる強化について <継続・一部修正>

町民ひとり一人が生涯安心して働き、安定した生活と充実したワークライフバランスを送るためには更なる企業誘致の取り組みへの強化が必要であると考えます。

そのためには従前より実施している創業支援事業のみならず、町独自の新たな取り組みを行う必要があります。具体的には、誘致企業への補助金や減税を行うために町の財政を確保する事を目的として、ふるさと納税やクラウドファンディングといった財政確保への取り組み、また本町は関西国際空港からも近く、全面開通した国道 26 号線による交通アクセス等の、流通に必要な交通基盤が確保されている事を強みとした PR 戦略、町が求める業種を対象としたセミナー、並びに町長による企業訪問やトップセールス等、過去の例にとらわれる事なく大胆な発想と手法を以て、企業誘致の更なる強化へ向け取り組まれない。

(回答)

2020 (令和 2) 年度
本町では、平成 29 年度に産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、町内の商工会、金融機関と連携した創業支援事業に取り組んでいます。また、企業立地促進条例の制定に加え、令和元年度には地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定し、企業誘致による地域の雇用の確保、誘致企業への地域住民の雇用促進に対する支援を実施しています。令和 2 年度につきましても、引き続き、地域住民の創業、就労支援の取り組みに努めてまいります。



2021（令和3）年度

（総務部）

本町では、平成29年度に産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、町内の商工会、金融機関と連携した創業支援事業に取り組んでいます。また、企業立地促進条例の制定に加え、令和元年度には地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定し、企業誘致による地域の雇用の確保、誘致企業への地域住民の雇用促進に対する支援、水道代金や固定資産税の減免を始めとした補助を実施しています。企業誘致の推進は、交流人口や定住人口を呼び込み、にぎわいを創出するための重要なミッションであることから、関係機関へのトップセールスなど、令和3年度につきましても、引き続き、企業誘致、地域住民の創業、就労支援の取り組みに努めてまいります。

（2）新たなみさき公園整備とみさき公園駅前の再開発について <新規>

2020年3月末を以て、南海電気鉄道株式会社がみさき公園運営事業より撤退した事に伴い、新たなみさき公園の整備は本町の最重要課題のひとつであると考えます。

みさき公園は長年、町民のみならず近隣住民からも家族との憩いの場として親しまれ、広大な敷地と美しい海を背景とした自然豊かな場所であり、大阪府下の他の公園やテーマパークとは一線を画す魅力があることから、その魅力を最大限引き出す事と、20年30年の長きに渡り将来継続的に親しまれる公園を作る町としての責任を果たすべきであり、現状いかなる展望を以て計画を進めているのか、また、駅前再開発についても、みさき公園の整備と同時にすすめる事が有用であるとするが、それぞれの取り組みに対する町としての今後の将来展望について示されたい。

さらには、南海電気鉄道株式会社のみさき公園運営事業の撤退に伴う事により、特急の停車駅から除外される事のないよう、今後も町民の利便性を確保に万全を期されたい。

（回答）

（都市整備部）

本町では、南海電気鉄道撤退後も都市公園存続を最優先する方針とし、みさき公園が持つ集客機能と賑わい拠点としての機能を維持し、町民をはじめ周辺自治体の利用者にも親しまれる「新たなみさき公園」として、令和3年4月以降の再開を目指しております。また、民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、魅力ある都市公園を実現することを目的として新たなみさき公園を整備し、その維持管理・運営を目指し、PFI事業による民間事業者の公募に向けた取組を進めることにより、将来にわたって親しまれる魅力ある公園づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上

新型コロナウイルス感染症対策に関する予算要請（回答）

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

(回答)

貝塚市
<p>大阪府においては、インフルエンザ流行期に発熱患者が増加することに対処するため、かかりつけ医等の身近な医療機関において、相談・受診・検査を受けられる体制を整備し、11月24日から新たな運用が開始されております。</p> <p>なお、市立貝塚病院では、全身麻酔による手術予定者に対しては、自前で事前のPCR検査を行っていますが、他の入院患者や医療関係者にPCR検査を拡大することについては、体制の問題から考えておりません。</p> <p>治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備について、第一波の際には、国・府によるプッシュ型支援により、医療機関に対し、マスクや防護服などの供給が行われましたが、現在は、物資の流通状況が改善されていることから、まずは、各医療機関において、必要数を確保していただくことが基本であると考えております。</p>
泉佐野市（健康推進課）
<p>医療提供体制の強化につきましては、都道府県において体制の整備が図られております。市といたしましても、適切に実施されるよう大阪府に要望しております。</p>
泉南市（保健推進課）
<p>府内では、症状がある場合は、身近なかかりつけ医等で検査できる体制が整備されており、現在泉佐野保健所管内で60か所の医療機関が診療・検査医療機関となっています。また、令和3年1月21日より、少しでも症状のある高齢者施設等関連の方が迅速にPCR検査できる「高齢者スマホ検査センター」が開設しています。本市としても、引き続き検査体制・医療体制の充実に要望します。</p>
阪南市（健康増進課）
<p>感染リスクを防止する観点から、本市は市内の医療機関等に対し、調達が困難な時期であった3月と4月に、延べ64か所、合計3200枚のマスクの無償貸与を行ったところです。</p> <p>また、発熱外来の整備につきましては、大阪府は発熱患者が地域において適切に診察・検査を受けられるよう、診療検査医療機関を指定するなどの体制整備を行っています。</p>
田尻町
<p>大阪府や地域の医師会との連携を図り、町内医療機関への支援について迅速に対応出来るよう、マスク・消毒液・防護服の備蓄を行い、医療機関からの供給支援要請に迅速に対応できる体制整備に努めています。</p>
熊取町（健康・いきいき高齢課）
<p>現在は、症状のある方については、かかりつけ医もしくは新型コロナ受診センターにご相談いただくことで、必要に応じ検査が受けられる体制が整備されており、治療体制については、大阪府において取り組まれているところです。一方でマスク、消毒液等の資材については、各医療関係機関や社会福祉施設等へ国から支給される資材等を活用し配布に取り組んでいるところです。</p> <p>また、本町においては、まん延時におけるひっ迫したPCR検査（行政検査）の緩和と町内事業所等のクラスター発生時における検査を実施することでの住民の不安の軽減を図ることを目的とし、町内大学との連携協定により大阪府及び町の補助金を活用し、町内大学に検査体制の整備を構築し、PCR検査【熊取モデル】とし実施しています。この検査体制をもって検査が必要な方、また、感染が不安な方へのPCR検査を迅速に対応できるよう取り組んでいるところです。</p>

岬町（しあわせ創造部）
医療体制の強化につきましては、国及び都道府県の責任において整備を進めていると認識しております。本町としましては大阪府と連携し、地域医療機関における発熱者の診療・検査が十分に行えるよう地区医師会へ協力を求めています。また医療従事者が安全に従事できるよう、医療物資の支援として、町内診療所、歯科診療所、調剤薬局に対して、マスク、防護服、感染対策のガウン、手指消毒液を無償で配布いたしました。また国・府からの支援物資も町において管理し、必要に応じて地域医療機関へ配布できるよう体制を整えています。町民に対しては発熱や体調不良時の受診の際の注意として、医師への事前相談、マスク着用の徹底を繰り返し周知しております。なお、検査は感染リスクの把握を行った上、適切に実施されるよう、大阪府及び医療機関に対し要望してまいります。

②感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

（回答）

貝塚市
新型コロナウイルス感染者が宿泊療養するためのホテル等の確保及び運営については、大阪府が行うことになっておりますことから、本市独自に対応する考えはありません。
泉佐野市（まちなの活性課、健康推進課）
感染者受入れ体制の強化につきましては、都道府県において体制の整備が図られております。市といたしましても、適切に実施されるよう大阪府に要望しております。 また、労働安全衛生法に基づき、従業員の安全確保に努めるよう労働講座等にて周知を図ってまいります。
泉南市
（保健推進課） 宿泊療養施設の設置については、府が実施しており、本市としても、近隣市町とも連携をはかり、宿泊療養施設での体制の充実を要望します。
（危機管理課） 防護服・マスク・手袋・消毒液等については、本市においては令和2年に避難所コロナ対策として一定数を確保しています。これらの物資は、今後もコロナ感染症が終息するまでは、引続き備蓄数を考慮しながら必要に応じて更に調達する必要があると考えています。感染者を受け入れる宿泊施設に、本市の市民が宿泊することになれば、これらの物資の提供については協力できるよう努めます。
阪南市（健康増進課）
新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制の整備につきましては、大阪府が調整を図っているため、大阪府の要請に応じて対応してまいります。
田尻町
本町内で新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）への直接対応する機会はありませんが、マスク・消毒液・防護服などの物品の支援要請などに対応できるよう努めてまいります。
熊取町（健康・いきいき高齢課）
宿泊料用施設等の運用及びその安全管理等については、保健所を含む大阪府において対応されているところです。町としての役割については、感染予防に係る情報発信や啓発、また、ワクチン接種の体制整備から実施までを役割として現在取り組んでいるところです。
岬町（しあわせ創造部）
感染者受入れ体制の強化については大阪府の責任において実施されるものと認識しております。今後の感染拡大に対応できるよう十分な体制が確保されるよう大阪府に要望してまいります。

③医療機関への経営支援

新型コロナウイルス関連医療機関はもとより、それ以外の医療機関においても感染拡大を危惧することから、経営難に陥っている医療機関が増加している。これらの医療機関に対しての財政支援を検討するよう国に対して働きかけること。

(回答)

貝塚市
新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている医療機関をはじめその他中小企業を支援するための制度について検討するよう国に対して要望してまいります。
泉佐野市（健康推進課）
医療機関への経営支援につきましては、本市では独自に市内医療機関へ合計 11,240 枚のマスク提供を行ってまいりました。経営難に陥っている医療機関への支援につきましては、市長会を通じるなど、引き続き国や大阪府へ要望してまいります。
泉南市（保健推進課）
コロナの影響による、外出自粛や医療機関での感染不安から受診控えがおこっているため、本市でも、オンラインや電話による診療の紹介や、予防接種や健診等の疾患の予防や重症化予防のため、必要な受診は適切に行うよう、市民に周知をはかっています。 医療従事者や医療機関への経済的な支援の実施については、国・府の対処方針等情報収集を行い、市としても、近隣市町とも連携をはかり、支援体制の充実に要望します。
阪南市（健康増進課）
現時点では、阪南市内の医療機関が経営難であるということは聞き及んではおりません。 なお、大阪府に対して、令和 2 年 8 月に大阪府自治体病院開設者協議会及び大阪府公立病院協議会の連名で財政的支援等について要望書を提出したところです。
田尻町
新型コロナウイルス関連医療機関だけでなく地域の医療機関の一般診療などへの影響も少なくないところでは、府や国に対して、適切な機会これらの医療機関に対しての支援について検討するよう働きかけてまいります。
熊取町（健康・いきいき高齢課）
各医療機関への支援については、感染予防対策に係る支援やPCR検査に係る資材の提供やその資材の購入費用にかかる支援等において取り組んでいるところです。なお、医療機関への財政支援については、国へ働きかけを行ってまいります。
岬町（しあわせ創造部）
医療機関への経営支援については市長会及び町村長会と連携し、国へ要望してまいります。

(2) 非常事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

①PCR検査の拡充

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

(回答)

貝塚市
新型コロナウイルスのPCR検査については、濃厚接触者、発熱者などで医師が必要と認めた場合には、行政検査として無料の検査が行われますが、それ以外の無症状者など希望する労働者に対する検査について、本市独自に検査体制を整備する考えはありません。 また、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対し、感染予防物資を供給することについては、事業主の責任で行うものであると認識しておりますことから、本市が物資を供給する考えはありません。

また、感染防止を目的とした事業所改装等への助成については策定の考えはありませんが、感染防止対策を行いG o T o E a tキャンペーンに登録された飲食店に対し一律 10 万円の給付金の交付を行いました。また、当該飲食店の経営支援のため紹介冊子を作成いたします。

泉佐野市（健康推進課）

PCR検査の拡充など検査体制につきましては、都道府県の主導により実施されており、高齢者施設に関しては大阪府において利用者や施設職員が希望すれば受けられる体制が令和3年1月に関係機関と調整次第、速やかに設置されるとのことでございます。本市におきましても国庫補助を活用し、令和3年2月から3月の間に高齢者等を対象にPCR検査を実施予定となっております。

抗体検査につきましては、大阪府では令和2年6月に約3,000人の方に実施され、本市におきましても令和2年7月から11月の間に実施し、744名の方に受けていただいております。なお、PCR検査につきましては、現状では100%正確な検査はないと言われており、また、検査結果は検査時点のみの状況を示すもので、それ以後の状況は日々変化するものであることから、定期的な検査を継続して行なう場合はより有効であると言われております。本市で定期的にPCR検査をすることは、社会経済活動を回復させるためには有効であると思われませんが、現行の行政検査の対象外となるPCR検査の実施には多額の財源が必要と想定されるとともに、実施に際しては、検査機関の大幅な拡充がないと行政検査分の検査をひっ迫させることも考えられますので、環境整備も含め、国や都道府県での実施を要望するとともに、感染防止を目的とした必要資材の購入等への助成につきましても大阪府に要望しております。

泉南市

（保健推進課）

府内では、症状がある場合は、身近なかかりつけ医等で検査できる体制となっております。また、令和3年1月21日より、少しでも症状のある高齢者施設等関連の方が迅速にPCR検査できる、「高齢者スマホ検査センター」が開設しています。

無症状者への検査は症状のある方の行政検査に影響を及ぼさないようにする必要があり、対応できる検査実施機関は少ない現状です。医療・介護・学校等で陽性者が発生した場合は、保健所の疫学的調査により、濃厚接触者だけでなく、検査対象を幅広く実施されており、引続き検査体制・医療体制の充実を要望します。

（危機管理課）

感染リスクの高い業務を行っている労働者へのマスクや消毒液等の物資の供給については、例えば医療機関や介護事業者等、現にリスクが相当高い事業所については、必要数を検討し、可能な範囲で供給できるよう努めます。

感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成については、国のコロナ対策事業の中で本市として必要性等を考慮し、対応を考えます。

（産業観光課）

PCR検査については、保健所や帰国者・接触者外来等を経由するものは保険適用であり、また新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種に関しては、現在医療分野のほか、国民生活・国民経済安定分野において対象となる業種が定められているところです。今後、国によって対象となる業種が拡充される場合は、その情報提供に努めます。

阪南市（健康増進課）

現在、大阪府は「診療・検査医療機関」を指定し、発熱患者が早期に相談・受診できる体制を構築しています。

また、高齢者施設や医療機関においても陽性者が発生した場合、濃厚接触者だけでなく、職員及び入院患者・入所者の多数を検査するなど、対象者を拡大して積極的に検査を実施できる体制も整ってきており、必要な方には必要な検査が受検できる体制は整ってきています。

なお、感染リスクのある業務従事者へのマスク等の供給につきましては、状況等を勘案し検討します。

田尻町

本町では、大阪府や地域の保健所と指導助言を受け、地域におけるクラスター発生を抑制する事に努め、マスク着用、手洗い、手指の消毒、人との距離を取るなど、新しい生活様式の実践の周知を行っています。

また、高齢者施設や医療機関などで要請に応じてマスクや消毒液、フェイスシールド等の必要な物資の提供を行ってまいりました。今後も感染拡大防止に向けた支援や対策に努めてまいります。

熊取町（健康・いきいき高齢課）

現在、大阪府では、症状のある方については、かかりつけ医もしくは新型コロナ受診センターにご相談いただくことで、必要に応じ検査が受けられる体制が整備されています。また、本町においては、まん延時におけるひっ迫したPCR検査（行政検査）の緩和と町内事業所等のクラスター発生時における検査を実施することでの住民の不安の軽減を図ることを目的とし、町内大学との連携協定により大阪府及び町の補助金を活用し、町内大学に検査体制の整備を構築し、PCR検査【熊取モデル】とし実施しています。この検査体制をもって検査が必要な方、また、感染が不安な方へのPCR検査を迅速に対応できるよう取り組んでいるところです。

感染予防対策に係るマスク、消毒液等の資材については、各医療関係機関や社会福祉施設等へ国から支給される資材等を活用し配布に取り組んでいるところです。また、事業所の感染防止に係る改装等に係る費用の助成については、大阪府の補助金を活用し今後支援していくことを検討しているところでございます。

岬町（しあわせ創造部）

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原検査については保健所や医師が感染リスクを適切に判断した上で実施することで感染拡大を防ぐことができます。特定接種の登録情報の活用については個人情報の目的外使用に当たる可能性もあり検討が必要です。感染リスクの高い対面での業務を行う労働者としては医療従事者や介護従事者が想定されますが、各関係団体において業種別ガイドラインが作成され、感染防止対策の徹底が図られているところです。労働者の保護に関しては関係団体へ協力を要望し、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成については国、府の支援において実施されるものと期待しています。

②休業補償制度の確立

労働者が新型コロナウイルスに感染あるいは疑いのある症状が出たり、濃厚接触者となったり、家族が同様の事態になり看護のため仕事を休む場合に、助成の検討を行うこと。また、国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて必要な法律改正を国に求めること。

(回答)

貝塚市

新型コロナウイルス感染者や、保健所により濃厚接触者として特定された方に対する助成制度については、その必要性の有無も含め、国で検討すべきであると認識しておりますことから、本市独自に助成制度についての検討を行う考えはありません。

国保制度において、傷病手当金は、条例を制定して支給することができる（任意給付）とされており、本市においては、既に条例を制定して助成を行っているところです。

但し、傷病手当金は、給与所得者の給与補填が目的の制度であることから、自営業者やフリーランスにも適用範囲を拡大するような法律改正を、国・府に求めることは考えておりません。

泉佐野市（まちの活性課、国保年金課）

事業主に対して、雇用調整助成金や母性健康管理措置による休暇取得支援などを活用し、休業を命じたり、母性健康管理措置として休業が必要とされた労働者等に対して、適切な対応がなされるよう、積極的に周知を図ってまいります。

また、国民健康保険における傷病手当金の支給については、令和2年4月3日付で泉佐野市国民健康保険条例を改正し、国基準に基づいた支給を実施しております。

泉南市

（産業観光課）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業を余儀なくされた中小事業主の労働者のうち、雇用主から休業手当を受けることのできない場合は、国による新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となります。感染影響の拡大を受け、対象期間や申請期限が延長されており、その情報提供に努めます。

(保険年金課)
国民健康保険における傷病手当金の支給については、令和2年度において、国からの通知に基づき、条例改正及び予算措置を行い対応しています。今後も、本市における新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて、国・府に対し令和2年度と同様の措置を行うよう要望します。
阪南市 （地域まちづくり支援課）
休業補償につきましては、現在、国や大阪府において給付金等の制度があることから、本市独自の助成制度を設ける予定はございません。
田尻町
国や大阪府、近隣市町などと連携し、市町村において必要な施策について、検討してまいります。
熊取町 （保険年金課）
国民健康保険における傷病手当金については任意給付であり、市町村が条例で規定することで支給可能となるものです。令和2年度においては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策一第2弾一（令和2年3月10日付け、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に傷病手当金を支給した市町村等に対し、支給額全額を国が特例的に財政支援を行う」こととされたため、本町においても、他の自治体の動向を見据えた上で時限的に支給できるよう条例で定めたものです。
本制度は、国の要請に基づき実施するものであり、町独自の期限延長は考えておりませんが、令和3年度以降も、国の財政支援が適用される場合は、適切に対応してまいりたいと考えております。
岬町 （しあわせ創造部）
現在、大阪府では、大阪府国保運営方針に基づいた事業運営を実施しており、国の基準を元にしつつも、大阪府独自の事情に合わせた内容での運用を実施することで、大阪府内どの市町村においても公平な被保険者の受益と、負担の公平性が確保できるようにすることを目指しており、本町においても、平成30年度の制度改正以降、大阪府国民健康保険運営方針及び「別に定める基準」に基づき事業運営を実施しています。
今回、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことに対する財政支援として、本町においても国民健康保険料減免と傷病手当の支給について国基準に基づいて実施しており、傷病手当金については、本来、保険者が、保険財政上、余裕がある場合、自主的に実施することができるものとしていますが、さまざまな就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、感染拡大防止の観点から、国は給与の支払を受けている被保険者が感染した場合や感染の疑いのある場合に休みやすい環境を整備することを目的として、生計費に充てるための賃金に代わるものとして支給するものであり、本町においてもこれと同様に支給することとしています。
なお、例年、6月の本算定時の保険料決定通知送付時に、保険料の算定根拠や保険料の納付方法等だけでなく、減免や特定健診等についてもお知らせするチラシを独自に作成して同封しています。また、従前より、各種申請書について、やむを得ない事情により窓口に来庁できない場合については郵送での受付は可能としているので、当該手当の申請についてもその他の申請同様、郵送等での申請も受け付けます。また、本人申し出により申請書の様式を本人宛に郵送するなどの対応を実施しているため、同様の対応を実施しています。また、様式についてはホームページ上に様式を掲載しています。
今後、今年度と同様の状況が長期化し、被保険者が安心して生活できる環境を整備することを目的とした法改正が必要とされる場合、府下市町村全体で国・府に働きかけていく必要があると考える為、本町も積極的に参画していく必要があると考えます。

③感染者への誹謗中傷や差別・パワハラの禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

(回答)

貝塚市

新型コロナウイルス感染症に関して、国や大阪府において、不当な差別や偏見をなくすべく啓発に取り組んでいるところであり、本市におきましても広報いかづちやホームページにて、新型コロナウイルス感染症に対して、正確な情報に基づき人権に配慮した冷静な対応をいただくよう市民に呼びかけてきたところです。さらに、市民を対象とした新型コロナウイルス感染症と人権に関しての「じんけんセミナー」や講座を10月に4コマ開催しております。今後におきましても、必要に応じ発信してまいります。

また、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の内容については、大阪府や貝塚商工会議所とも連携し周知に努めてまいります。

泉佐野市（人権推進課、まちの活性課）

医療従事者をはじめ国民生活を支えている方々に対して、新型コロナウイルス感染症に関する差別が生じないように、広報誌を通じた情報発信やチラシの作成・配布するなど啓発に努めております。

また、毎年発行している人権啓発冊子『人として生きる』において、本年度は新型コロナウイルス感染症に対する差別を含む「感染症と差別」をテーマに取り上げ、冊子を活用した啓発を行う予定です。

また、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会等と連携し、事業所等に対して改正された労働施策総合推進法の周知など、労働者に対するあらゆる人権侵害を無くすための周知を図ってまいります。

泉南市（産業観光課）

医療従事者、事業者を含む、全ての方にとって、新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害はあってはならないことです。本市人権推進課により行動規範等の啓発、相談窓口の情報提供が行われています。

阪南市（人権推進課、まちの活力創造課）

新型コロナウイルス感染症に関して、SNSの拡散やうわさ話などにより、事実に基づかない誤った情報や不確かな情報が出回り、風評被害に苦しんでいる方々がおられます。不当な差別やいやがらせ、偏見、いじめは決して許されるものではありません。感染拡大の防止、風評被害の防止には市民一人ひとりのご協力が不可欠であるとの注意喚起情報を市のウェブサイト等を通じて発信しています。

パワーハラスメントに関して企業が雇用管理上講ずべき措置等については、国や大阪府、商工会等関係機関と連携しながら、窓口や市ウェブサイト等の媒体を活用し、周知強化に取り組んでまいります。

田尻町

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者や濃厚接触者、医療従事者や外国からの入国者等に対する差別や偏見、誹謗・中傷、排除などが多数生起していることは認識しております。感染症にかかるのはその人の責任ではなく、ウイルスによるものです。このような差別は決して許されるものではなく、差別をなくすためには、病気に関する正しい情報による冷静な行動をすること、誤った情報に同調したり、広めたりしないよう気をつけることが必要です。

本町においては、コロナ差別にかかる町長メッセージをホームページに掲載するほか、広報誌への掲載、じんけんカレンダーの作成・全戸配布やポスターの作成・掲出など啓発に努めているところです。今後も、様々な機会をとらえ、啓発の取り組みを進めるとともに差別を受けた方に対しては、心のケア等も含めきめ細かな相談を行えるよう的確に対応できる体制づくりに努めてまいります。

また、企業に対しては、国や大阪府、近隣市町などと連携し、啓発してまいります。

熊取町（人権・女性活躍推進課）

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮については、町広報紙、ホームページ、人権啓発紙、ポスター、チラシ等において広く周知をおこなっているところです。

また、企業に対しましては、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会において、定期的に研修会や会員向け情報誌等における情報提供等周知啓発を行っているほか、今年度発行の会員向け情報紙においてもパワーハラスメントの記事の掲載を予定しております。

岬町（総務部）

新型コロナウイルス感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者や輸送を担う方々などに対する誤解や偏見に基づく不当な差別的扱いや言動、偏見、いじめ、誹謗中傷を行うことは許される行為ではありません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況にありますので、相手に寄り添い、相手を思いやる

心を持っていただけるよう、住民への周知を図るとともに、法務省や法務局等と連携し、新型コロナウイルス感染者に対する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの相談体制充実に努めてまいります。また、パワーハラスメントに関する啓発冊子を令和2年3月に町内全戸に配布し、住民の皆様へ啓発を行っているところですが、町内企業に対し、中小企業においても令和4年4月からパワーハラスメント防止対策が義務付けられる等、雇用管理上講ずべき措置について、関係機関と連携し、周知強化に努めてまいります。

④保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児・児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額することなく、必要な緊急対応等を円滑に実施し得る新たな事業補助費を導入すること。

(回答)

貝塚市	<p>介護サービス事業所については、本市のホームページ、メール等を活用し、厚生労働省が示している感染症拡大防止のための留意事項等の周知を図り、感染防止を徹底して、介護サービスの提供を継続するよう依頼しております。</p> <p>更に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、当該事業所が継続してサービスを提供できる体制が維持できるよう、一事業所に一律20万円の助成を行いました。</p> <p>また、保育施設については、必要な方が保育を利用できるよう配慮し、適切な感染防止対策のもと継続的に保育が提供できるよう努めているところです。保育所等の臨時休園等による保育の縮小があった場合でも、国が認める範囲内で利用者負担額の減額措置や施設に対しての減額分の補てん措置については実施してまいります。また、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、緊急な対応が必要になった場合は、施設の事業継続が困難にならないよう、必要な措置等について検討してまいります。</p>
泉佐野市（介護保険課、子育て支援課）	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置として、保育を受けるこどもの数の抑制は、保護者の就労保障のため困難であると考えます。市内のこども園、保育所、幼稚園に対しては、本市からのマスク等の衛生用品の配布及び国の補助事業への対応、また園職員・保護者向けへの感染拡大防止策のお知らせやホームページにより周知してまいりましたが、今後も休園することなく保育サービスが継続できるよう引き続き支援してまいります。土曜日保育等の履行が困難になった場合の新たな事業補助につきましては、国・大阪府の動向に注視してまいります。</p> <p>また、令和2年3月6日付けの厚労省から都道府県への事務連絡通知には、「社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である」とございます。利用者が安心して介護サービスを受けられるよう、事業者に対し国・大阪府からの情報提供、周知に努めてまいります。</p>
泉南市（保健推進課）	<p>（長寿社会推進課）</p> <p>介護施設の運営継続のため、国・府の対処方針等の情報提供及びマスク等の衛生用品の配布を行うとともに、近隣市町とも連携をはかり、支援体制の充実を要望します。</p> <p>府内では、介護サービス事業所・施設等で業務に従事している方に対する慰労金の交付、感染症対策に係るかかり増し経費の助成、休業した事業所の再開に向けた支援事業、クラスターが発生した場合の応援職員派遣等が主な支援となっています。</p> <p>また、令和3年1月21日より、少しでも症状のある高齢者施設等関連の方が迅速にPCR検査できる、「高齢者スマホ検査センター」が開設しています。</p> <p>本市としても、りんくう総合医療センター感染管理認定看護師による研修を行う等、感染対策の啓発及び支援体制の推進を図ります。</p>

<p>(保育子ども課)</p> <p>マスク着用の徹底、こまめな消毒等、職員、児童の感染症対策に留意しながら適正な保育の提供のため、引続き施設運営を継続します。なお、4月の緊急事態宣言時は家庭保育が可能な保護者には積極的にご協力いただき、ご協力いただいた日数に応じて、保育料を日割計算による軽減を実施しました。</p> <p>公定価格につきましては、国や府の動向を踏まえ、対応します。</p> <p>補助金につきましては、感染予防対策に係る費用の補助を検討します。</p>
<p>阪南市 (介護保険課、こども家庭課)</p> <p>国からの新型コロナウイルス感染症にかかる「介護保険最新情報」等を各介護事業所にて情報提供するとともに、市の備蓄用マスクを配付する等、事業の継続ができるよう努めてまいります。</p> <p>また、本市では、各保育施設において、検温やアルコール消毒、マスク着用などを励行し、感染防止対策を講じながら、保育の実施を継続しています。緊急事態宣言中におきましても、「休園所」ではなく「登園所の自粛要請」により、保育施設における負担軽減と併せて、児童の受け入れを行いました。</p> <p>今後も国の交付金等を活用した感染防止に必要な物品を調達するなど、各保育施設の負担に配慮しつつ、子どもだけでなく、職員や保護者の感染防止策を講じながら、保育の継続に努めてまいります。</p>
<p>田尻町</p> <p>保育所は基本的に保育を必要とする児童をお預かりする施設のため、保護者の労働等が継続している場合において子どもの数を抑制する事は現実的に困難ですが、児童及び職員の体調チェックや施設の感染症対策を徹底し、保育を継続して実施できるよう努めています。また、公定価格の減額等については、域内に該当する施設はありません(公立保育所1園のため)。</p>
<p>熊取町</p> <p>(保育課)</p> <p>大阪府においては、緊急事態宣言下においても、保育所は原則開所するよう示されていることから、本町においても、原則開所としております。なお、開所にあたっては、感染防止に十分配慮し、マスク着用、手洗い・咳エチケット・身体的距離の確保等、保護者や施設の職員の協力を得ながら感染者の発生による臨時休園を避けるための対応策の周知徹底に取り組み、最大限の対策を講じています。</p> <p>また、民間園に支払う、委託費や施設型給付費については、感染拡大防止のために臨時休園が実施された場合であっても、公定価格の減額は行いません。また、民間保育所等補助金における子育て支援保育士事業にかかる助成等についても、補助対象経費が補助基本額を下回らない限り、例年と同様の金額を支払います。</p> <p>(介護保険課)</p> <p>高齢者の家族等の介護離職を防止するため、高齢者が必要なサービスを利用できるよう、感染対策を講じながら、サービスの提供を行うことについて、介護事業所等に働きかけていきます。その際、事業所等に新型コロナウイルス対策及び大阪府の補助金等について周知を行っていきます。</p>
<p>岬町 (しあわせ創造部)</p> <p>労働を継続するために必要な保育については、拒むことなく対応しております。また、保育を受ける子どもの数の抑制や児童の受け入れの縮小等は行っておりません。今後も、国や大阪府の通知に基づき、労働されている方々については支障のないよう対応をしていきたいと考えております。また、介護施設における介護保険サービスについては、コロナ禍においても必要なサービスの維持に努め、国の通知に基づき適正な運用を図ってまいります。</p>

(3) 雇用維持と事業継続について

① 休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、検討する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

(回答)

<p>貝塚市</p> <p>休業要請は都道府県知事の権限であるため大阪府より示される基準となりますが、大阪府より休業要請の基準が示された場合は、貝塚商工会議所と連携し周知に努めてまいります。</p>
--

泉佐野市（危機管理室）
休業要請については、国・大阪府が決定、実施することから、本市もその方針に従ってまいります。
泉南市（産業観光課）
新型インフルエンザ等特別措置法に基づく休業要請等が発出された際は、対象となる期間や業種等について、情報提供に努めます。
阪南市（地域まちづくり支援課）
現時点で、本市が休業要請を行う予定はございません。
田尻町
国や大阪府、近隣市町などと連携し、広報やホームページによるわかり易い啓発に努めてまいります。
熊取町（産業振興課）
国、大阪府等の関係機関からの情報収集に努め、企業や町民へ積極的に周知して参ります。
岬町（まちづくり戦略室）（しあわせ創造部）
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、休業要請につきましては、都道府県対策本部長（都道府県知事）が必要があると認めるときに、行うことができるとされております。本町としましては、国及び大阪府の決定等に基づき、適切な対応を検討してまいります。

②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

（回答）

貝塚市
休業要請に協力する企業が利用可能な国や地方自治体の支援につきましては、市広報及びホームページにて周知し雇用の維持に努めております。営業時間の短縮に伴う従業員の所得減少につきましては、ハローワーク及び貝塚商工会議所と連携しながら、企業に対し雇用調整助成金の活用等の周知に努めてまいります。
泉佐野市（まちの活性課）
雇用調整助成金や、労働者個人が申請可能な休業支援金などの各種制度について、積極的に周知を図ってまいります。
泉南市（産業観光課）
休業要請の対象となる事業者に対しては、雇用調整助成金や雇用維持のための従業員出向に対する産業雇用安定助成金（仮称）についての情報提供を行い、雇用の安定と継続に努めます。
阪南市（まちの活力創造課）
当該企業に対しては、雇用調整助成金はもちろん、家賃支援給付金や持続化給付金等も含めた国・大阪府等の事業者向け支援策を随時窓口や市ウェブサイト等にて周知するとともに、支援を受けられるよう適切な機関への誘導・情報提供に努めてまいります。
田尻町
国や大阪府、近隣市町などと連携し、広報やホームページ等により啓発に努めてまいります。
熊取町（産業振興課）
国、大阪府、商工会等の関係機関との連携を図りながら、支援に努めて参ります。
岬町（都市整備部）
国や大阪府、商工会などの関係機関と連携し、休業要請企業に対する情報提供や手続き支援などサポート体制の構築に向けた検討を行い、労働者の雇用の維持・継続への支援に向けた取組に努めてまいります。

③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

(回答)

貝塚市
事業継続に関する相談を受けた場合は、大阪産業局や貝塚商工会議所への紹介を行っております。また、雇用調整助成金に関する相談を受けた場合は、ハローワークへの紹介を行っております。
泉佐野市（まちの活性課）
これまで、民間団体が主催するワンストップ相談窓口の周知や、持続化給付金申請サポート会場の周知、緊急事態宣言下においては、融資制度等の相談窓口を別途設けるなどの対応を実施してまいりました。また、岸和田市、貝塚市やハローワーク、岸和田労基署等で構成する委員会において、事業主等を対象に、「コロナ禍における雇用問題とその解決策について」をテーマに、社会保険労務士を講師に3月に講義を開催する予定です。引き続き、各種制度の周知等に努めてまいります。
泉南市（産業観光課）
国及び府による事業者支援策に関しては、市商工会と連携することで、幅広い情報提供に努めます。市独自の支援策であるテイクアウト・デリバリー支援事業補助金、キャッシュレス決済等推進事業補助金について積極的な活用を促します。
阪南市（まちの活力創造課）
国・大阪府等において開設されている新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について、市役所窓口や市ウェブサイト等にて周知に努めてまいります。
田尻町
国や大阪府、近隣市町などと連携し、広報やホームページ等により支援施策の啓発に努めてまいります。
熊取町（産業振興課）
中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口や雇用調整助成金の申請手続きのサポートについては、以前より商工会が担っているところであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に係る相談や各種申請のサポートも含め、今後も継続して支援して参ります。
岬町（都市整備部）
商工会等の関係機関と連携し、中小企業の事業継続に向けた支援施策の検討や、サポート体制の構築など中小企業支援の拡充に向けた取組に努めてまいります。

④就職内定取り消し者への支援強化

今年度の就職内定取り消し者や来年度の新卒者の就職活動をハローワークと連携し支援すること。

(回答)

貝塚市
引き続きハローワークと連携し、就職活動を支援してまいります。
泉佐野市（まちの活性課）
ハローワークや商工会議所と連携し、主に若年者を対象とした合同就職面接会、高齢者を対象とした合同就職面接会の、年2回面接会を実施しています。高齢者を対象とした面接会については、コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、大阪府が実施する雇用促進支援金について、市広報誌やホームページ等で積極的に周知を図っております。 また、就職内定取消者や新卒者に限定をしていますが、コロナ禍における緊急雇用として、令和2年5月に会計年度任用職員の採用試験（6/1付採用）等を実施しております。
泉南市（産業観光課）
採用内定者に対する事業者支援は雇用調整助成金の特例が適用されます。所管のハローワーク等との連携により情報提供に努めます。

阪南市（まちの活力創造課）
地域就労支援センターでの相談事業や各種セミナー等を中心に、ハローワークを含めた国・大阪府等関係機関とも適宜連携し、支援策の情報提供も行いながら、就職に向けた支援に取り組んでまいります。
田尻町
相談者のニーズに応じてハローワークや合同就職説明会等へ誘導するなど国や大阪府、近隣市町などと連携し、支援の強化を図ってまいります。
熊取町（産業振興課）
就労支援コーディネーターにより相談を行うと同時に、ハローワークとの連携を図りながら、支援して参ります。
岬町（まちづくり戦略室）
本町では、新型コロナウイルス感染症に係る対策としまして、職員採用計画を前倒しし、積極的な職員採用を行ったところです。

⑤不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

（回答）

貝塚市
新型コロナウイルス感染症による社会情勢を考慮し、就労相談と生活困窮者自立支援相談を緊密かつ一体的に行うことで、不利益を被った労働者への相談支援を充実してまいります。
泉佐野市（まちの活性課）
商工労働担当課の窓口や電話にて、雇用調整助成金や休業支援金、生活資金の相談においては社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度など、各種制度の相談窓口の案内を行っています。また、就労支援につきましては、就職困難者に該当する方については、面談の上、就職に有利となる資格取得に係る助成を行っております。
泉南市（産業観光課）
持続化給付金、雇用調整助成金等の事業者向け支援のほか、個人向け貸付となる緊急小口資金や総合支援資金等に関しても担当機関の情報を提供しています。
阪南市（まちの活力創造課）
引き続き市ウェブサイト等を通して各種相談窓口の周知徹底を行うとともに、適切な窓口への誘導をしてまいります。
田尻町
国や大阪府、近隣市町などと連携し、広報やホームページ等により支援施策の啓発に努めてまいります。また、相談者に対しては、ハローワークや福祉部局などの関係部局と連携し、支援してまいります。
熊取町（産業振興課）
新型コロナウイルス感染症の影響により不利益を被った労働者への支援については、既に本町ホームページ等で一元化した周知・案内を実施しているところです。 また、相談窓口については、各相談内容毎に、所管部署により対応を行っております。
岬町（都市整備部）
商工会等の関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症によって雇用環境に影響を受けた労働者への相談体制の構築などを検討し、支援の強化に努めてまいります。

(4) エssenシャルワーカーへの感染防止の強化について

①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、鉄道、バス、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事するの方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確

保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

(回答)

貝塚市
社会インフラを支えるすべての方々に対しての支援は考えておりませんが、本市では本市に所在する障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る支援として助成金の交付を行いました。
泉佐野市（まちの活性課）
労働安全衛生法に基づき、従業員の安全確保に努めるよう労働講座等にて、周知を図ってまいります。
泉南市（産業観光課）
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき医療分野、国民生活・国民経済安定分野に区分される各業種が特定接種を受けられるものとして指定、登録することが可能となっています。今後、登録事業者に関する国等の支援策が拡充されれば、その情報について迅速な提供に努めます。
阪南市（健康増進課）
医療機関や介護施設に携わる方々を支援するために、感染予防のためのマスク等を配付し支援を行っています。また、国や大阪府が実施する事業者支援策につきましても、市ウェブサイト等により情報提供を行っています。
田尻町
国や大阪府、近隣市町などと連携し、市町村において必要な施策について、検討してまいります。
熊取町（産業振興課）
国、大阪府等の関係機関、および関係各課との連携を図りながら、検討して参ります。
岬町（しあわせ創造部）
本町コミュニティバスにつきましては、利用者及び業務従事者の安心安全を確保するため、運行事業者が必要な感染拡大防止対策等を講じ、運行できるよう支援に努めてまいります。

②公共交通従事者及び利用者への感染拡大防止と鉄道の安定的運行の確保

不特定多数の方が利用する鉄道をはじめとする公共交通機関においては、働く者の安全と公共交通機関からの感染拡大を防止する観点から、徹底した安全対策を講じる必要がある。事業者への支援を実施するとともに状況把握に努め、事業者・利用者をはじめとする各関係者への情報提供を通じ、鉄道の安定的な運行を確保されたい。

(回答)

貝塚市
現在、事業者において、市内の公共交通従事者及び利用者の新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用・除菌作業・抗菌吊り輪の導入・車内換気の徹底などの対策を行っているところです。今後、状況把握に努めるとともに、事業者から要請があれば、国の補助制度を活用するなど感染防止対策に対する支援について検討してまいります。
泉佐野市（まちの活性課、健康推進課）
大阪府や本市におきましては、事業者・利用者を含め広く、手洗いやマスク着用の徹底など一般的な感染予防・拡大防止策について継続して周知に努めております。また、労働安全衛生法に基づき、従業員の安全確保に努めるよう労働講座等にて、周知を図ってまいります。
泉南市（環境整備課）
さわやかバスについては、乗務員の健康管理から始まり、体温チェック消毒等を徹底、またバス内においては、運転手の後部座席及び降車扉に一番近い座席を閉鎖し、こまめに換気を行う等、感染防止対策をとっています。今後も事業者との情報共有をはかり感染防止に努めます。
阪南市（都市整備課）
公共交通従事者及び利用者への感染拡大防止については、国・事業者・市の3者で取り組んでいます。本市の財政状況を鑑みると、現時点では財政支援措置は困難ではありますが、エッセンシャルワーカーへ

<p>の感染防止の強化に関する国への財政措置について、庁内にて協議・検討しているところです。 今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。</p>
<p>田尻町</p> <p>国や大阪府、近隣市町などと連携し、啓発してまいります。</p>
<p>熊取町（道路課）</p> <p>公共交通事業者への支援につきましては、今後の感染拡大の状況を見極めながら、公共交通機関が安定的、持続的に運行できるよう努めてまいりたいと考えています。</p>
<p>岬町（しあわせ創造部）</p> <p>本町コミュニティバスにつきましては、利用者及び業務従事者の安心安全を確保するため、運行事業者が必要な感染拡大防止対策等を講じ、運行できるよう支援に努めてまいります。</p>

(5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

①新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

(回答)

<p>貝塚市</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る備品や消耗品等につきましては、市費や国の補助金等にて必要分を購入し、確保できております。また消毒用アルコールについては、各校の教室分を2学期当初に配付しており、その後も順次、補充分を配付しているところです。</p>
<p>泉佐野市（教育総務課）</p> <p>令和2年度は国の「学校再開に伴う感染症対策・学習保障に係る支援経費」を活用し、市内小・中学校において必要な備品・消耗品等を購入するための予算配分を行ったところです。 次年度以降の継続的な予算措置は、厳しい財政状況の中にあるため、市単独経費では同規模の予算配分が困難であるため、引き続き感染症対策支援策を国・大阪府へ要望してまいります。</p>
<p>泉南市（指導課）</p> <p>市教育委員会では、市内公立小中学校、幼稚園に対して、感染予防及び感染拡大防止の観点から、備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を支援しています。さらに、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対策事業として以下の対策を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての園児、児童、生徒へ泉州タオル製の布マスクを配布 ・小中学校・幼稚園へ非接触型体温計、消毒液を配備 ・小中学校にマスクを配備 ・留守家庭児童会に消毒液、マスク、サーキュレーターを配備 ・小学校配膳室にオートサンテーション、スポットクーラー、2槽シンクを整備 ・給食係児童のためにエンボス手袋を配備 ・小中学校・幼稚園に消毒液、石鹼水、空気清浄機を配備 ・熱中症対策のため、全ての園児、児童、生徒へ冷感タオルを配布 ・幼稚園の預かり保育のための消毒液、マスク、備品等を配備 ・留守家庭児童会、公民館、図書館、文化ホール、埋蔵文化財センター、市民体育館、りんくう体育館へ非接触型体温計またはサーモグラフィを配備
<p>阪南市（教育総務課）</p> <p>本市では、感染拡大が懸念され始めた令和2年2月頃から、市単費あるいは国の交付金の活用や市民団体からの寄附等により、市内小学校・中学校・幼稚園に対し、必要な備品や消毒薬・マスク等の消耗品を措置しています。</p>
<p>田尻町</p> <p>学校教育活動における新型コロナウイルス感染症対策に必要な保健衛生用品や備品については、国からの補助金を活用しつつ、確保に努めてまいります。</p>

熊取町（学校教育課）
町立小中学校の必要備品・消耗品等については、国の補助金を活用し、各小中学校長の判断により必要となる備品等の整備をおこなったところです。 引き続き、消毒薬等の必要な消耗品についての確保に努めてまいります。
岬町（教育委員会事務局）
国の学校保健特別対策を活用し、各小中学校に消毒液やマスク等の配布を行っております。また、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業を活用し、各小中学校に感染症対策に必要な備品や消耗品を購入しております。

②学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

（回答）

貝塚市
修学旅行につきましては、全小中学校において実施できており、キャンセル料は発生しておりません。
泉佐野市（学校教育課）
本市教育委員会では、修学旅行の実施に係る新型コロナウイルス感染症対策としてガイドラインを作成するとともに市内小中学校との情報共有に努め、各学校が行事計画を検討する際の基準を示しておりました。 キャンセル料の取り扱いについては、修学旅行の挙行に関する判断基準を定めつつ、キャンセル料が発生した際には市がキャンセル料を負担することとしております。 今年度の実績といたしましては、市内全小中学校における修学旅行を無事に終えることが出来ました。
泉南市（指導課）
全国的に第2波の感染拡大が見られた8月、市教育委員会は、市内全ての小中学校に対し、府県境を超えた宿泊を伴う修学旅行について中止を要請しました。その際、発生した修学旅行のキャンセル料については、市が負担を行い、保護者等の負担軽減を図りました。
阪南市（学校教育課）
本市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、修学旅行等のキャンセル料の支援を計画しております。
田尻町
田尻町立小中学校の修学旅行等の宿泊行事を新型コロナウイルス感染症により中止した場合などの際に発生したキャンセル料について、小中学校に対し補助する制度を引き続き実施できるよう検討してまいります。
熊取町（学校教育課）
小中学校の修学旅行等の実施に関し、新型コロナウイルス感染症防止または感染症拡大防止にのため中止した場合に発生するキャンセル料については、保護者の経済的負担軽減を目的として、令和2年度、補助金を交付することとしたところです。
岬町（教育委員会事務局）
現時点において、学校臨時休業に伴う就学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料は発生しておりません。今後、キャンセル料等が生じる事案が発生した場合には、支援できるよう対応を検討して参ります。

③教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員やスクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、大阪府として支援施策を講じること。

(回答)

貝塚市
コロナ禍における学校への支援人材としては、現在、スクールサポートスタッフを全小中学校へ配置済みです。また、学習保障に係る学習支援員につきましても、小学6年と中学3年を対象とした1クラス当たり的人数が特に多い3校に配置済みです。支援施策についての要望は、今後も国や府に行ってまいります。
泉佐野市（教育総務課）
新型コロナウイルス感染症に係る業務軽減として、スクールサポートスタッフを各校に配置しております。地域人材を活用し、校内の消毒や清掃、児童生徒の体調把握の支援等を担ってもらっているところ です。今後も教員の負担軽減について国・大阪府に対して要望してまいります。
泉南市（指導課）
市教育委員会では、webページにより年間を通して、小中学校で勤務する講師の募集を随時行っています。また、4名のスクールソーシャルワーカーを配置し、各中学校区において有効に活動しています。さらには、今年度から始まるJETプログラムにより、海外から来日するメンバーに対するボランティアも募集しています。このように、教育現場で活躍していただく人材を、広く募集しているところ です。 また、これらの取組が継続できるよう、大阪府都市教育長協議会等を通じて要望を行っています。
阪南市（学校教育課）
コロナ禍における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校支援員を新たに配置し、学校を支援しています。 また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、スクールカウンセラーについて、コロナ禍における相談回数の増加が見込まれることから、例年より回数を増やしております。
田尻町
教育現場の過重労働に対しては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置をはじめ、校長OBや教員補助員、非常勤講師を配置しております。また、令和3年度より国に先駆けて小学校全学年において、35人学級を実施し、子どもの学びの質を高めるとともに、教職員の長時間労働是正に努めてまいります。なお、国・府に対して支援施策を講じるよう求めてまいります。
熊取町（学校教育課）
スクールソーシャルワーカーは、町内で5名配置しており、子育て支援課の相談員とも連携しながら、学校におけるいじめ、不登校、児童虐待等、子どもを取り巻く様々な問題に対し、多面的な支援を実施しています。より充実した支援を行うために、府事業を活用し、スクールソーシャルワーカーのスキルアップに努めています。 また、感染症対策における消毒作業等のサポートをするスクールサポートスタッフを配置し、教員の負担軽減を図り、より児童生徒への指導等が行えるよう体制を整えています。 こうした教育現場をサポートする人材の確保に努め、併せて、国・府に対して十分な支援が引き続き図られるよう注視してまいります。
岬町（教育委員会事務局）
本町においては、既にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を配置し、教員支援を行っているところでありますが、コロナ禍の子どもや保護者に対応するため、相談日数や件数を増やすなど強化しているところです。

以上

1. 雇用・労働施策・ワーク・ライフ・バランス

*大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の 8 者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）。

*大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、大阪府内の就職氷河期世代活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括することを目的として大阪府域の関連機関を構成員として設置されたもの。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内 7 ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

*女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

「働きたい女性が活躍できる労働環境の整備を企業に義務付けることで、女性が働きやすい社会を実現すること」を目的として、10 年間の時限立法として施行。2019 年 5 月には改正法も成立。

*地方創生交付金事業

2016 年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設。地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業。期待される効果として、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化の実現に寄与する。

*第 3 期大阪府がん対策推進計画

がん対策基本法第 12 条第 1 項に基づく都道府県計画であり、がん対策に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画のこと。第 3 期計画では 2018（平成 30）年度から 2023 年度までの 6 年間で計画期間し、急速に進む高齢化とともに、府民のがん患者の増加が見込まれる中、がん患者や家族が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、府におけるがん患者への医療の提供等の現状と課題を把握し、その解決を図るための取り組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進する。

2. 経済・産業施策・中小企業施策

*技能五輪全国大会・技能五輪国際大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えると同時に、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。

全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則 23 才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

*** B C P : Business Continuity Plan (事業継続計画)**

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

*** B C P策定大阪府スタイル**

中小企業庁は、令和元年7月からBCP策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」(以下、「強化計画」という。)を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版BCP『これだけは!』シート」(以下、「府シート」という。)を令和元年12月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『BCP策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等のBCP策定率向上、災害対応力向上を図る。

*** サプライチェーン**

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

*** 総合評価入札制度**

「価格」のほかに「価格以外の要素(技術力)」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

*** 公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

*** 中小企業振興基本条例**

地方自治体が、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興を行政運営の柱とし、地域活性化に取り組むことを明確化するために策定される条例。

3. 福祉・医療・子育て支援

*** 地域包括ケア**

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

*** 健活10**

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

*** 大阪版健康マイレージ事業 “おおさか健活マイレージアスマイル”**

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18歳以上の府内在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや

特定健診の受診、健康イベント等に参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

*地域包括支援センター

介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援等の相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

*企業主導型保育（事業）

2016年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の75%相当と運営費の助成が受けられる。

*子どもの学習・生活支援事業

2015年4月からスタートした生活困窮者自立支援制度で、生活全般にわたる困難に対する相談に対応する中で、子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。

*児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

児童虐待の防止を目的として2000年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子どもの一時的保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めること等が盛り込まれている。

*オレンジリボン運動

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動。

*子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。2016年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍」等に基づいて、2020年度末までに全国展開をめざすこととされている。

4. 教育・人権・行財政改革施策

*LGBT

「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシュアル）」、「Transgender（トランスジェンダー）」の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を表す総称。

*SOGI（性的指向と性自認）

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

*大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。

※府内では、大阪市、堺市、枚方市、交野市、大東市、富田林市において同様の制度が実施されている。

(2020年7月1日時点)

5. 環境・食料・消費者施策

*3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後 30 分は席を立たずに料理を味わい、お開き 10 分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

*食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

2019 年 5 月 24 日成立、同 5 月 31 日に公布された法律。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

*フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

*カスタマーハラスメント


従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

*避難行動要支援者

2013 年 6 月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

発行
住所

 連合大阪大阪南地域協議会
〒59010076

大阪府堺市堺区北瓦町2丁3番8号

堺東北條第2ビル6階 ユニオンセンター堺